

安樂寺

す。境内は貳百參拾八坪を有し、本堂・庫裏・客殿・土藏・藥醫門を存す。  
安樂寺は同字にあり、慈雲山と號し、眞宗東願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百拾九坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。本堂は大正二年十二月二十八日落成の新築なり。

恩樂寺

恩樂寺は同字にあり、紫雲山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百拾四坪を有し、本堂・庫裏・座敷・太鼓堂・藥醫門を有す。

大念寺

大念寺は同字にあり、無量山と號し、融通念佛宗大念寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。延喜二年二月道圓なるもの村民の助力を得て再建中興せり。境内は壹百五拾五坪を有し、本堂・庫裏・土藏・藥醫門を存す。

百池

百池は西北にあり、一に脛池に作る、周回拾貳町に餘る大池にして耕地の用水なり。所傳に依れば、昔此の池に大蛇ありて人民之を愁ひしかば、聖徳太子之を退治せんが爲め、人をして池に入らしめ給ひしに、淵底深しといへども漸く脛に及ぶまでにて、易く退治しければ、是れより脛池の稱起れりとなん。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初めに新に御料となりて、同二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七

月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄となり、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、同年九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月住吉郡第一區二番組に入り、同八年四月三十日第七大區一小區二番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第七大區一小區となり、同十二年二月十日住吉郡役所部内となり、同月二十一日第五分區に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十九戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 松原

本地はもと南田邊村の内なる原野なりしを、寛文三年同村の人濱田五兵衛幕府の許可を得て之を開墾し、翌四年檢地を受けて松原新田と名づけ、住吉郡に屬し來りしが、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字松原と稱す。

本地は寛文四年より大坂城代の役知たりしが、元祿五年徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至る。其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十三年七月二日猿山新田と二ヶ村聯合したるの外は、大字南田邊に同じ。



### 大字北田邊

本地は古來百濟郡に屬せしが、後住吉郡に屬し、北田邊村と稱す。明治十六年四月十四日富田新田字北柏の内壹町壹反七畝拾五歩の地を本村に合併す。

西元寺は字田邊にあり、慈雲山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百八拾貳坪を有し、本堂・庫裏・座敷・太鼓樓・藥醫門を存す。

蓮花寺は字田邊にあり、妙法山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天和二年五月有志の淨財を募りて順禮の創立せし所なり。境内は貳百四拾九坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。外に地藏堂あり。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初の新に御料となりて、同二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月住吉郡第一區一番組に入り、同八年四月三十日第七大區一小區一番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて、單に第七大區一小區となり、同十二年二月十日住吉郡役所部内となり、同月二十一日第六分畫に屬し、同十三

年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字猿山

本地はもと北田邊村及び寺岡村の間に介在せる芝地なりしを、寛文三年南田邊村の人奥田市兵衛之を開墾し、翌四年幕府の檢地を受けて猿山新田と名づけ、住吉郡に屬し來りしが、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字猿山と稱す。

本地は寛文四年より大坂城代の役知たりしも、元祿五年徳川氏代官の支配に移り、文政三年大久保加賀守の領地となり、同氏世襲して加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて、翌六月大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月住吉郡第二區一番組に屬し、同八年四月三十日第七大區二小區一番組と改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第七大區二小區となり、同十二年二月十日住吉郡役所部内となり、同月二十一日第五分畫に屬し、同十三年七月二日松原新田と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第十九戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。



大字	舊石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月 一日國勢調査の人口
南田邊	九八・六〇〇	一〇〇・三〇〇	一、二六六	二五・八五二	一、三三二		
松原	二五・六五〇	九・〇八五	二九	九・四五一	二八		
北田邊	八三・六二二	一〇四・五〇〇	七六三	二五・六一九	四三三		
猿山	七六・八六〇	一七〇・七〇〇	二九	一八・五六三	一三三		
計	一、九四一・〇七五	二、一〇〇・九二八	二、二九七	二九〇・九〇二	二、四〇六	三、一五二	五、三二八

### 第八項 南百濟村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、鷹合村・砂子村・湯谷島村・中野村の四ヶ村は、従来自然團結を爲せる姿あるを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は往時百濟郡に屬せしに依り、其の意を探り北百濟村に對して南百濟村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて住吉郡所屬たりしが、同二十九年四月一日東成郡に屬す。本村の東に喜連村あり、兩村の境界に關して町村制施行前より争を醸し、本村に於ては今川敷全部を本村領とせるに對し、喜連村に於ては今川の中央を境界なりと主張して解決せざりしかば、明治二十四年九月七日日本村長藤本繁は、東成郡參事會に訴願を提起して其の裁決を求め、同參事會は同三十二年六月二十日、兩村の間を通ずる今川の東端と、

喜連村堤防と相接する所を以て境界とすべき裁決を與へ、喜連村は同裁決を不當なりとし、同年七月六日同村長小林善範より大阪府參事會に訴願を提出し、今川を中心を以て境界とするの正當なるを主張せしも、同三十六年九月二十九日府參事會は訴願の理由なきものとして、東成郡參事會の裁決の通り裁決せしかば、茲に兩村の境界は確定せり。

### 大字 鷹合

本地は古來百濟郡に屬せしも、後關郡となり、後住吉郡に入れり。もと鷹甘邑と呼びしが、後文字を改めて鷹合村と稱す。其の地は仁德天皇四十三年秋九月、阿弭古の捕へたる鷹を百濟の酒公に馴養せしめて鷹甘部を定められ、時人其の鷹を養ふ所を號して鷹甘邑と曰ふと見ゆる鷹甘邑是れにして、同鷹甘部の居りし所ならん。

鷹を飼養せし酒君の墓と稱するは、中央なる田圃の間にあり、東西拾八間・南北拾八間・高さ壹丈餘の封土にして、一に平塚の名あり。然れども酒君の終焉地は明ならず、和泉風土記には、日根郡鳥取郷鷹飼野村を其れなりといひ、伊勢風土記には、伊賀郡不盡見嶽は多く群鷹を出す、酒君を此所に葬り號して鷹見神といふと記せり。其の何れの眞なるかは詳ならざれども、當時仁德天皇の高津宮は難波にありて、本地は之れに近く、且鷹甘の地名を傳ふれば、本地は其の終焉所にして、塚は復た傳ふる

酒君の墓



が如く其の墳ならんか。南方に鏡池といへる方五尺許りの小池あり、傳へいふ、酒君の鷹を放ちて其の跡を失ひしとき、椎木の梢に留りたる影此の池水に映せしかば、其の所在分かりて之れを捕へ、其れより此の名を爲せりと。

日本書紀

仁德天皇四十三年秋九月庚子朔、依網屯倉阿弭古、捕異鳥獻於天皇曰、臣每網捕鳥、未曾得是鳥之類、故奇而獻之、天皇召酒君示鳥曰、是何鳥矣、酒君對言、此鳥類多在百濟、得馴而能從人、亦捷飛之掠諸鳥、百濟俗號此鳥曰俱利伽藍、乃授酒君令養馴、未幾時而得馴、酒君則以韋縵着其足、以小鈴着其尾、居腕上獻于天皇、是日幸百舌鳥野而遊獵、時雌雉多起、乃放鷹令捕、忽獲數千雉、是月甫定鷹甘部、故時人號其養鷹之處、曰鷹甘邑也、

妻蓋鳴神社

妻蓋鳴命神社は字居村にあり、速妻蓋鳴命を祀れり。もと應合神社とも呼び、一に牛頭天王とも稱せしと。東方に神所と字せる田畑あり、社は同所にありしが、後今の所に遷座せりと傳ふ。明治五年村社に列し、同四十二年六月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は貳百四拾五坪にして、本殿の外に幣殿・拜殿・繪馬所・社務所等相並び、老楠一株鬱葱せり。氏地は本地一圓にして、例祭は十月十三日・夏祭は七月十四日なり。

淨賢寺

淨賢寺は字應合にあり、海東山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。正保元年本願寺良如法主のときの創立なりと傳ふ。文化二年正月檀家の協力を得て惠順之を再建し、明治六年十二月本堂の大破を修繕せり。境内は貳百九坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。

雲莖寺

雲莖寺は同字にあり、住江山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。萬治元年七月本願寺良如法主の直弟智應、檀家と協力して創立せり。境内は壹百八拾四坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。

養善寺

養善寺は同字にあり、龍合山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天和二年七月惠了の創立にて、享保二年淨證檀家と協力して再建せり。境内は九拾坪を有し、本堂・庫裏・長家・藥醫門を存す。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初めに新に御料となりて、同二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月住吉郡第一區三番組に入り、同八年四月三十日第七大區一小區三番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第七大區一小區となり、同十二年二月十日住吉郡役所部内となり、同月二十一日第四分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第二十戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。



### 大字 砂子

本地は古來百濟郡に屬せしが、後關郡となり、後住吉郡に入り、砂子村と稱す。

本地は元和元年より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初めに新に御料となりて、同二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月住吉郡第一區四番組に屬し、同八年四月三十日第七大區一小區四番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第七大區一小區となり、同十二年二月十日住吉郡役所部内となり、同月二十一日第三分區に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第二十戸長役場の管轄區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 湯谷島

本地は古來關郡たりしが、後住吉郡に屬す。富田莊の内たりしならんか。湯屋島村と呼び、後湯谷島村に作れり。傳へいふ、往古温泉の涌出せし所なりと、蓋し村名の起原なるべし。字地に出屋敷と

いへるあり、攝津群談に今在家と記せるは此の字地にして、攝津志村里の條に「湯屋島屬邑一」と記せるは、復た此の字地を指せるものならん。明治十六年四月十四日富田新田字矢の浦・同中柏・同北柏の内、四町七反貳畝七步を本村に合併せらる。此の富田新田はもと河内國丹南狹山池より流出せる天道川の水路敷たりしが、寶永元年大和川轉鑿の爲の不用河床となりしを以て、寶永二年五月本地の人某(氏名不詳)幕府の許可を得て之を開墾し、富田新田と名づけて住吉郡に屬し來りしも、地形狹長にして湯谷島村・北田邊村・桑津村の三ヶ村に密接し、面積寡少無人家にして、一村として存置するの要なきに依り、之を廢して全面積六町八畝貳拾四步の内、其の壹町壹反七畝拾五步を北田邊村に、壹反九畝貳步を桑津村に組入れ、其の最大部分たる前記反別を本地に合併せしものなり。

### 住吉神社

住吉神社は中央湯谷島にあり、中筒男命を祀れり。創建の年月は詳ならず。傳へいふ、往時は當地の南參町餘の天神山といへる所に須牟地神社ありて、富田莊の氏神たりしが、後同莊の數邑を割きて河内國丹比郡に編入せらるるに及び、社も同國所屬となりければ、同社祭神中の一座を勸請したるもの即ち當社にして、初めは須牟地神社と稱せしも、後住吉神社二の宮と稱し、舊須牟地神社のありし天神山の稱は、今も中河内郡矢田村大字住道の田畑の字となりて残り。天正・慶長年間の兵火に罹りて、社殿舊記等燒失せりと。社地の貳畝貳拾壹步は除地たりしが、文祿三年矢島久兵衛檢地の際にも除地となり、延寶七年三月二十七日九鬼和泉守の檢地帳にも同じく除地となりて、明治初年に至る、



覺林寺

本地の産土神にして明治五年村社に列し、大正四年九月神饌幣帛料供進社に指定せらる。今の境内は參百八拾壹坪にして、本殿の外に幣殿・拜殿・繪馬舎・社務所を存し、末社に竹生島神社あり。例祭は十月十三日・夏祭は七月十四日なり。

覺林寺は同字にあり、湯谷山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。寛永二年檀家の協力を得て尊了之を再建せり。境内は壹百八拾九坪を有し、本堂・庫裏・玄關・太鼓堂・藥醫門を存す。

本地の内湯谷島村は元和年間より徳川氏代官の支配たりしが、寛永年間村高四百六拾貳石壹斗四合の内、四百石は京都高臺寺の領となり、殘高六拾貳石壹斗四合は依然徳川代官の支配たり。又富田新田の五拾七石貳斗七升壹合は、寶永年間開發の初めより徳川代官の支配たり。然るに高臺寺領は明治元年五月十日の公布に依りて大阪府司農局の支配に移り、徳川代官の支配地は、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局の支配となる。是に於て湯谷島村・富田新田の兩地とも同一管治に歸せり。而して其の後の管轄及び區畫の移遷は、明治十二年二月二十一日富田新田の第四分畫に屬したるの外は、共に大字砂子に同じ。

大字 中野

本地は古來百濟郡に屬せしが、天長年中住吉郡に入り、後關郡たりしも、元祿三年住吉郡に復す。もと杭全莊の内にして平野郷の枝郷なり、攝津志廢百濟郡郷名の條には「東部已廢屬住吉郡平野中野邑」と記して、本地を以て舊百濟郡に於ける東部郷の地なりとせり。

中井神社は字中野にあり、素盞鳴命を祀れり。攝津志に記せる田邊東神は即ち當社にして、田邊西神と共に清和天皇の貞觀四年十一月十一日從五位下を授かり給ひしが、創建の年月は詳ならず。牛頭天王と稱し來りしも、明治後に今の社名に改め、同五年村社に列せらる。境内は八拾參坪を有し、本殿の外に幣殿・拜殿・神具庫・社務所を存す。氏は本地一圓にして、秋祭は十月十三日・夏祭は七月十四日なり。

林覺寺  
佛願寺

林覺寺は同字にあり、高林山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。延寶八年本願寺寂如法主の直弟照性、檀徒と協力して創立せり。境内は壹百拾參坪を有し、本堂・庫裏・長屋門を存す。佛願寺は同字にあり、天堂山と號し、眞宗佛光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長十六年三月檀徒と協力して道禮の創立、寛文九年閏十月に至りて寺號を公稱せり。境内は七拾九坪を有し、本堂・書院・藥醫門を存す。本堂は明治二十五年三月二十七日の改造なり。



本地は寶永七年より徳川氏代官の支配となり、正徳三年本多中務大輔の領地に轉じ、寶曆九年松平周防守の領地に移り、同十三年土井大炊頭利里の領地となり、同氏世襲して大炊頭利與に至り、明治二年六月上地せり、依て古河藩の支配に移り、同四年七月十四日古河縣に屬し、同年十一月十五日印旛縣の當分管轄に轉じ、同月二十日更に大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、大字砂子に同じ。

大字	石	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年正月 末日現在人口	大正九年十月二日 國勢調査の人口
鹽合	九三・四七六	八九・〇九五	五二四	九三・七三二	六〇一		
砂子	三三・九二六	三三・四九四	一五〇	一三・五九二	二九		
湯谷島	五九・七五〇	五三・二〇三	七三三	五三・六〇〇	七七七		
中野		三三・五〇四	二六六	三三・六七二	二九四		
計	一五三・一五二	一六六・三六五	一、六四五	一五三・六二七	一、七九二	一、七九二	一、九一六

備考 湯谷島の石高には富田新田の五拾十石貳斗七升壹合を包含す、是れ同新田の大部分は同村に入りたる、石高の分割し得られざるとに依る。又中野の石高は平野郷の石高中に包含して分割し得ざるを以て、同郷の部に記して爰には省けり。又明治九年改正反別の湯谷島の内には、富田新田の編入反別を加算せり。

### 第九項 喜連村

本村は、往古河内國の内なりしが、後攝津國住吉郡に入れり。抗全郷の内にして、喜連村と呼び、元和六年分れて東喜連・中喜連・西喜連の三ヶ村となり來りしも、明治五年三月合併せられて喜連村と稱す。同二十二年四月一日町村制の施行に際し、獨立して一村を爲し、同二十九年四月一日東成郡に屬す。舊喜連に南町・北町・西町・金元町・境町、同中喜連に馬場町・東町・寺町の名あり、又東喜連の南に川村といへるあり。舊郷名は和名抄に「住吉郡杭全多」と載せ、古事記に倭健命の御子息長田別王の子に杵俣長日子王あり、此の杭全郷に因あるものならん。又村名の喜連は久禮の轉訛ならんといふ、即ち古事記傳には「住吉の東一里許に喜連村と云あり、河内の堺なり、昔は河内に屬して、萬葉に河内國伎人郷とある處なるを、久禮を訛て喜連とは云なり。孝謙紀・三代實錄などに伎人堤とあるも此處の事なり」とせり。伎人は吳人なり、其の伎人を久禮と訓せるは、蓋し吳人の本朝に歸化せるもの、才伎を以て當代に稱せられたるに依れり。思ふに本地は投化したる吳人の居りし所にして、唐下・吳堂等の字地を存せるは之に因めるの稱なるべし。伎人堤は今の今川堤をいへるものにして、中河内郡矢田村大字住道より來り、本地の西端を北流して北百濟村大字桑津を経て、東成郡生野村大字舍利寺の字河原に至りて平野川に入れり。現時は一小流に過ぎざれども、往時にありては水勢の滔々たる大河なりしなるべし。本地に來りて息見川の稱あり、攝津志には、今水道古と頗る異なる、因りて今川といふと記せり。其の記せるが如く、今の川脈は古の川脈と異なるものあるならん。續日



本紀に「天平勝寶二年五月、伎人・茨田等堤往々決潰」と記し、三代實錄に「貞觀四年三月、遣紀朝臣春枝・藤原朝臣好行、辨折河内・攝津兩國相爭伎人堤之事」と見ゆる伎人堤は共に此の堤にして、其の攝・河兩國の爭ありしを見れば、貞觀四年の頃には已に所屬曖昧となりて、遂に攝津國に屬したるものなるべし。尙日本書紀雄略天皇十四年の條に「春正月丙寅朔戊寅、身狹村主青等、共吳國使將吳所獻手末才伎漢織・吳織及衣縫兄媛・弟媛等、泊於住吉津、其月爲吳客道通磯齒津路、名吳坂」と見ゆる吳坂は、吳客に因めるの稱にして、住吉村の條に記せしが如く、古事記傳には本地と住吉との間にひきき岡山の横はれるは四極山にして、吳坂は此なるべしとせり。

萬葉

天平勝寶八歲三月七日於河内國伎人鄉馬史國人之家宴歌

大伴家持

すみの江の濱松か根のしたはへて我か見ろ小野の草なかりそれ

間

には鳥の息長河は絶えぬとも君に語らん言盡きめやも

馬史國人

其の地は平野郷町の南に接して、西は住吉・東は河内國の舊澁川郡に連る所にあれば、往時に於ては交通上の要地たりしなるべし。東北より西・西より南の一邊に繞りて濠渠の跡とも見るべき井路を存し、部落の人家は中央にありて小渠更に之を四繞せり。即ち喜連城のありし所にして、廢城の後に至り散在せし各部落の此に移轉聚團せしものなりといふ。城は畠山・三好兩氏必爭の所にして、天文元年には細川氏綱此に據り、玉井源秀之を輔けしが、同十二年遂に畠山氏の爲めに陥れられ、去りて泉州に

喜連城址

退き、尋で桃井氏之が城主となり、後復た平井氏の據る所となりしが、同氏滅びて廢城となれり。

楯原神社

楯原神社は字寺町にあり、延喜式内の神社なり。所傳に依れば、古は今の字楯原にありて建御雷命及び大國主命を祀りしが、後兵火に罹りて今の所に遷座し、字十五の龍王社(赤留姫を祀り、もと平野郷)を合併し、境内の別殿に祀りて奥之宮と稱し、元和年間更に附近なる天神社(孝元)を合祀し、後復た菅原道眞を併祀せしかば、俗に天満宮と呼び天神社と公稱し、いつしか本来の祭神は忘れられて菅原道眞のみを祭神と爲し、楯原の社名は別殿の奥之宮に移りて、赤留姫は楯原神社の祭神と轉じ、明治五年本社天神社は社格を得ざるに反し、別殿の楯原神社は村社に列せられて、爰に全く並立の兩社と爲れり。然るに神社合併の議あるに及び、同四十年九月十二日村社楯原神社・同東西神社(もと素戔鳴西にありしが、元祿の後に至り素戔鳴神社の境内に移りたりしを、此の時本殿に合祀せしものなり。舊地は今も字天神と呼び、廣さ參殿歩許の地にして、前面に神樂田といへる字地を存す。又其の東西神社と改稱したるは、此の合祀に依りて氏子の東西喜連に跨がれることとなりしを以て、東西喜連の東西の二字を採りしものなり。)及び無格社の春日神社(春日)を無格社の天神社に合祀したるも、かくては由緒の深き楯原の社名を没するを以て之を取消し、同四十三年十二月九日更に天神・東西・春日の三社を楯原神社に合祀せられたるもの即ち現時の當社是れにして、是れより先明治四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せらる。舊くより如願寺は當社の宮寺となりて祭祀を掌り來りしも、明治維新後の神佛分離に依りて分離せり。境内は四百六坪を有し、本殿・幣殿・拜殿・神樂所・繪馬所・社務所を存す。氏地は本村全部にして、例祭は十月十五日・夏



如願寺

祭は六月二十五日なり。

如願寺は楯原神社の北側にあり、雲峯山と號し、眞言宗仁和寺末にして觀世音菩薩を本尊とす、本尊は聖德太子の作なりと傳ふ。寺記に依れば、崇峻天皇元年聖德太子の創建なり。もと喜連寺と號して、本堂の西なる阿彌陀寺は奥の院となり、又彌勒堂あり、南に温泉涌出の池あり、其の傍なる湯谷寺は別院にして、別院は外に橋本寺・松元寺・善法寺・高野寺といへる四ヶ寺ありて、四方に建てられ、近郷無比の大伽藍たりしも、星霜重なりて堂宇敗頽し、弘仁八年の秋弘法大師は高野山往返の途次來りて再興の志を起し、同十年十月より斧始ありしが、翌年の暮秋に至りて建營全く成り、大師自ら不動明王・毘沙門天の二像を刻して本尊の左右に安置し、寺名を如願寺と改めらる。依て法燈再び輝き來りしも、大永以後の兵火震災に罹りて諸堂亡失し、現在の建物は享保元年より同三年の間に住職實圓の再建せしものなり。古くより楯原神社の宮寺たりしは、同社の條に記せしが如し。境内は貳百七拾貳坪を有し、本堂・庫裏・廊下・門を存す。外に觀音堂・彌勒堂あり。

法性寺

法性寺は字東町にあり、十方山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。藤本善兵衛なるもの本願實如法主の直弟となり、玄了と法名し、大永年中當寺を創建せり。其の後寶永七年了法檀家と協力して之を再建す、即ち現在の堂宇是れなり。境内は壹百八坪を有し、本堂・庫裏・土藏・門を存す。

專念寺

專念寺は字馬場町にあり、一向山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長二年二月僧道善の創立にして、其の後安永四年之を再建せり。境内は壹百四拾貳坪を有し、本堂・庫裏・土藏・藥醫門を存す。

專稱寺

專稱寺は字西町にあり、空樂山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元龜二年五月僧惠光の開創なり。境内は九拾六坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。

寶圓寺

寶圓寺は同字にあり、中野山と號し、眞宗東本願寺末にして、阿彌陀佛を本尊とす。寛永七年十一月檀徒と協力して僧寬能の開創なり。境内は壹百九拾四坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。

寶林寺

寶林寺は同字にあり、南輪山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月等は詳ならず。境内は壹百八拾壹坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

法明寺

法明寺は字南町にあり、遍照山西向院と號し、融通念佛宗大念佛寺末中山山格にして、彌陀三尊の畫像を本尊とす。寺記に依れば、貞和三年二月法明上人は大念佛寺の法跡を弟子興善上人に譲り、當寺を創立して隱退し、同五年六月十三日を以て當寺に入寂せりといふ。大念佛宗六別寺の首席となりて、二世興善上人より八世道音上人に至るまでは、皆本山管長に晋山せる由緒の寺にして、境内は壹百五拾坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。寺寶に筆者不詳融通大緣起貳卷・融通大念佛龜證緣起壹卷・筆者不詳絹地五尊阿彌陀如來畫像壹幅・開祖遺物筆者不詳唐畫出山釋迦・來畫像壹幅・同筆者



不詳毘沙門天王畫像壹幅・同琢磨筆絹地阿彌陀如來畫像壹幅・同筆者不詳三尊彌陀如來畫像壹幅・筆者不詳絹地釋迦如來涅槃畫像壹幅・傳來不詳聖德太子十六歲影像(縫)壹幅等あり、中に其の三尊阿彌陀如來畫像は鑑査狀を有せり。

附記

當寺は前記の如く法明上人の創建にして、復た其の入寂の所なりとせざるも、神路村大字深江の法明寺も、亦同じく同上人の建立・入寂の所なりとせられて、同上人の入寂は二ヶ所となる。同一上人にして入寂の二ヶ所あるべき筈なれば、兩寺の一は其の寺記に誤謬あるものならん。普通には深江の法明寺を入寂の所なりと稱し、又其の葬られし有馬の墓も、同寺の北方にありて近し。思ふに同寺が眞に同上人の建立且入寂の所なりとせば、同寺は大念佛宗にありては中興上人の遺蹟として、最も因縁深きものなるに依り、同寺の淨土宗に轉じて大念佛寺と縁を絶らしことは大念佛寺の遺徳とする所となりて、其の末寺たる當寺に法明寺の名を轉附し、以て同上人入寂の遺蹟として同上人を偲びしものにはあらざるか。里傳にも當寺の前名を西向寺なりといへば、今の院號の西向院といへるは其の舊寺號と採りしものなるかの如くに推せらる。暫く記して賢者の精査を俟つ。

福田寺の址

福田寺の址は同町南邊長橋家の東側にあり、開基者詳ならざれども、元和八年心居淨清の再興にして、心居淨清は長橋家の先代吉兵衛尉の法名なり。紫雲山と號して釋迦牟尼佛を本尊とし、京都妙心寺末にて、參拾坪の境内に本堂・庫裏を存し、長橋家の出費に依りて經營せられ、大坂中寺町大仙寺の兼務たりしも、無檀無住なりしかば、明治六年長橋楢藏氏より廢寺の出願を爲して、同家に拂下げらる。同家は寺址の西に隣りて、庭前の老楠は廻り壹丈八尺餘に及べり。

傳了寺

傳了寺は字土井の内にあり、法輪山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。明應七年

僧眞觀の開創なり。境内は壹百六拾壹坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

教西寺

教西寺は字川の前にあり、梅光山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。推古天皇二年聖德太子の創建にして、阿彌陀寺と號せしと傳ふ、其の今の寺名に改めしは、何れの頃よりなるか詳ならず。境内は八拾七坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

讀野皇山

讀野皇山は東喜連の東南にあり、下部は東西五間・南北四間許りなれども、上は土饅頭の形を爲して樹木なし。今は訛して山王塚と呼び、允恭天皇の皇后忍坂大女姫命の御陵なりと傳ふ。攝津志陵墓の條に荒墳喜連に一ありと記せるは、此の塚を指せるものならんか。中筋塚は東喜連の南東にあり、もと塚形を爲せしも、今を距る二十年前潰半する者ありしに、腹痛を起したる爲め一尺程盛立てられ、

中筋塚

廣さ半坪許の地に雜草叢生す、沙彌王の墓なりと傳ふ。又廣住塚といへるは西喜連西町西口の字上田（あがら）にあり、南北參間・東西五間・高さ四尺許にして樹竹雜生せり。應神天皇の妃息長真若中女姫の墳なりと傳へ、今を距ること二十年前邑の外濠濠に際し、塚邊より一の建石を掘出したるに、息長真若

廣住塚

中女姫の刻字ありて、今も楯原神社に所藏せらる。尙同南町の西南角土井の内に浮山といふ字地ありて竹藪を爲せり、浮山は浮石山の略にして、杭俣長日子王を葬りたる所なりと傳へ、七八十年前までは碑石を存したるも、大雨に際し倒れて土中に埋没せりと。又西喜連の西方約七八町なる田圃中に大塚といへる字地あり、周圍の田圃よりも小高くして廣さ壹町歩許なり。何等の認むべきものなきも、

浮山

大塚



シシデン

ツブレ池ノ  
址

建御雷命及び建大杵々命の大塚の址なりと傳ふ。又西喜連の西南に「シシデン」といへる字地あり、其の地は應神天皇の皇太子におはしませしときに御し給ひし紫止雲殿の址にして、「シシデン」は紫止雲殿の轉訛なりと傳へ、昔此の地を穿ちて土器を得しことありといふ。又西喜連の西北十二三町なる楯原神社の舊地といへる字楯原に「ツブレ池」の址あり、所傳に依れば池は神功皇后の楯原神社に參拜ありしときに襪祓し給ひし所なるが、後繼體天皇の皇女都夫良那姫の此の池の荒波に誘はれて流れ給ひしより都夫良那池と呼び、轉じて「ツブレ池」と稱するに至れるなりと傳ふ。

前記古塚及び字地のみならず、其の他にも口碑を存する字地少からず、楯原・おにはん・御手洗池・觀音寺・阿彌陀寺・鶯繩手・黒城・はたち・御幸地・ひれ地・名黒・大杵の前・三田・鉢田・大坂・天神・田井島・鎮兵・打越・いたい口等の字地を初めとして枚擧すべからず。然るに邑に北村某あり、一卷の家記を藏し、太古より仁徳天皇の御宇迄は若沼毛二俣王・以後醍醐天皇の延喜十七年迄は息長眞若麻呂・以後小松天皇の應永十九年迄は北村治良麻呂の撰筆なりと傳へ、もと三卷なりしも、元和の兵火に罹りしかば、其の燒殘を取纏め補綴せしものなりといふ。其の記する所を見るに、口碑の傳ふる所に符合し、口碑は此家記より出しにはあらざるかと思はしむ。而して其の記事の眞なるかは無論疑なき能はざれども、亦漫然口碑を記するに優れるものあらん。故に今其の要を摘みて左に之を掲記すべし。

北村某の家記

建御雷男命は天照大神の命を奉じ、此の豊原中國に天降りましめて、大國主命に天の神の命を傳へられたり、大國主命は國土國寶の總てを獻する旨を述べ、且天の弘鋒を持ちて建御雷男命に授けて曰く、吾天下を巡り、國土を治め、蒼生其業を得たるは此の鋒の功効なり、今名を國平の鋒と改め、汝命に授けまゐらざれば、此の鋒を持ちて天下を巡行し、願ふ神を從はしめ、願はざる荒ぶれ神等を切り撥ひ、天の神に仕へ給へと。是に於て建御雷男命は大國主命に告げて曰く、汝命の清き真心を持ちて國土國寶の總てを獻じ給ふことを天の神に奏すべく、又汝命の神靈を此の國平の鋒に記して、子孫永久齋き祀らしめんと契り給ひて、天照大神の御許に歸り復奏し、天孫の降臨に供奉して高千穂峰に到り給ひ、大國主命の教に従ひ、國平の鋒を持ち、武器を率ゐて天下を巡行し、荒ぶれ神を切り撥ひ、願ふ神を從はしめられたる後、其の武器三十六柱を率ゐて此の地に跡を垂れ、百々の年を経給ひしが、御孫建大々杵命に代を譲り、且告げて曰く、吾が佩びし十握の劔を吾の靈代と爲して齋き祀り、吾を見るが如く供奉すべく、亦此の國平の鋒は大國主命の靈代とし、高御座を造りて其の内に鎮め奉るべしと、鋒を左右の御手に取持ち給ひて、壬丑日に神隱れましましぬ、是に於て建大々杵命は御陵を額洗池の東岸に營みて葬り、大塚陵と稱す。建大々杵命此の地を治め、多くの年を経て神隱れ給ひ、大塚の御墓に葬らる。御子建彦命は父の命の御名を擧げて、國名を大々杵國・郷名を大々杵郷と名づけ給ひぬ。其の裔大々杵彦仁に至り、御年三十七の時、神武天皇東征して倭國に入らんとし、長髓彦の爲めに塞がれて浪速に返り、木の國を南に進み給ひけるに、大熊出で、惱まし奉りぬ、時に彦仁は其の齋き祀れる祖神の謫宣に依り十握劔を持ち夜を日に急ぎ、大鷲の導に依りて其の地に至り、天皇に謁して劔を獻じ奉らる。天皇即ち是を以て速に大熊を切り伏せ、皇軍利を得て倭國に入り給ひしかば、天皇其の功を賞し、大々杵彦仁に大々杵の姓を賜ひ、大々杵の國造に任じ、且劔臣の號を賜ひぬ。綏靖天皇三年秋神八井耳命は大々杵彦仁の家に御幸ありて、建御雷男命を拜し給ひ、孝元天皇は七年春大々杵彦仁の家に御幸、國平の大神・建御雷男命を拜し給ひしが、大々杵彦仁は天皇に奏して、天皇の御像を彫刻し、九年



の春此の郷に御山を築きて境原と稱し、其の山に神殿を營み、神像を安じて之を祀り、後代天神社と稱し奉るもの是れなり。後、崇神天皇七年に至り、大々杵名黒に詔して曰、汝の家に齋祀せる國平大神及び建御雷男命は、同殿同床なるは甚だ悉れ多し、別に神殿を造りて鎮祭し、社名を稱すべしと、是に於て清き地を相し社殿を建て、之を祀り、祖神を楯之御前社と稱し、大國主命の靈代なる國平の御銚を銚之御前社と稱し奉り、同八年秋長月二日遷宮式を行ひ、同十年神領地を定め賜ふ。地は大々杵名黒の祖以来領有せし所にして、南は多治比・北は浪速・東は味原迄なり、是れ楯之御前社の神地なり。後大々杵名黒薨じ、山背墓に葬らる。大々杵黒城の時に至り、仲哀天皇は筑紫の熊襲を討せんが爲、穴門國豐浦に御幸あらせ給ふに當り、此の楯之御前社に御参回あらせられしが、黒城の嗣子なきを聞召し給ひて、日本武尊の子息長田別王を下し、黒城の女黒媛に配せしめ給ひ、御子杭俣長日王を擧げさせらる。既にして天皇は香椎宮に崩御し給ひ、皇后息長帯女命先皇の遺志を繼ぎ、三朝を御親征あらせられしとき、楯之御前社大神は神託に依りて軍事を皇后に告げしめらる。かくて其の國を平定し、恙なく還幸あらせられしかば、攝政八年の春住吉御幸の時、此の楯之御前社及び銚之御前社に神籬を立て、祭り給へり。今も住吉神社三の本社の左右に其の社あるは此の由縁なり。同時に武内大臣勅使と爲りて楯之御前社に参向し、別に社殿を造建し給ひしかば、社地は今に字を楯原といひ、舊地を御元と呼べり。而して息長田別王は南方に室を築き、百々石城と號し遷り住せらる。大々杵名黒の居住地を名黒といひ、大々杵黒城の居住地を黒城といふ。且息長田別王は狭山池の水を引きて初めて田を作らしめ、又息長河を掘りて水を通じ、末を淀川に注がしめ、又百々石城の前後に門を作り、南なるを大手門・北なるを後門といふ。皇后攝政十一年、皇后及び皇太子品陀和氣命は武内大臣・依羅吾彦・太流美・大伴の連・大伴部前後に供奉して、此の地に御幸あらせられしかば、百々石城に迎へ奉り、息長田別王の御先導にて楯之御前社・銚之御前社に御参拜あらせらる。依て此の道を御幸路といひ、浪の北方に比禮を立てしかば、其の地を比禮田といひ、南方に旗を立てしかば、其の地を旗地といひ、又祖神の武器軍器を洗はしめら

れし劔洗池に皇后禊祓し給ひしかば、以後之を御手洗池と呼べり。而して祖神の現世にましませし時、國平の銚を取り、三十六柱の武部を率ゐて此の地に到り給ひし、軍軍行列の式を聖覽に供し奉、皇后は又大伴連に命じ、大伴部を率ゐて自ら八陣の構・魚鱗の楯を並べ、軍の戦ひなる健き神業の古例を一覽あらせられ、且楯之御前社を改めて楯原神宮と稱し奉るべき旨を神前に告げ奉られ、後世大宮人の厚く尊敬すべき所なりと詔し給へり、蓋し楯は軍兵を立て並ぶるの心にして、原は元なり、大神は軍の元主の大神にましませばなり。大々杵黒城及び息長田別王を呼びて、詔り給はく、神地は汝命が地大神の賈の地と定め、汝王の子孫永久に此の二柱の宮の首たりと。當時は喜連・平野・瓜と區別なく、只大々杵郷といへる廣き地なり。亦大々杵の姓を改めて息長の姓を賜はり、息長河に舟を浮べ、之に乗りて浪速の津に向き還幸あらせらる。皇后攝政十二年、大々杵黒城薨去し大々杵の久流米の墓に葬る。皇后攝政二十年秋、皇太子品陀和氣命御幸、兩社へ御参詣あらせらる。而して息長侯長日子王は益那女を娶り、御子飯野黒女命を擧げらる。皇后攝政三十五年秋、皇太子品陀和氣命御幸、兩社へ御参拜あらせられ、今より毎年勅使を下さんと詔し給ひて、以後は兩社に勅使の参向怠ることなし。皇后攝政五十年卯月甲寅日、息長田別王薨せられ大々杵の長禮の墓に葬る。御墓の名は後名となりて長禮何と呼べり、後流町といひ、墓は其の町の南岸にあり、扇の形なりと、今の平野郷流町なり。(御墓地は天正十四年豊臣秀吉御改に反別武反五畝歩と定めらる) 皇后攝政五十一年皇太子品陀和氣命に、杭俣長日子王の女息長眞若中女命皇妃となり仕へ奉らる。同五十三年息長杭俣王百々石城内に大殿舎を造り、此に弟女伊呂辨王を擧げらる。同五十五年秋、皇太子品陀和氣命妃息長眞若中女命を誘ひ百々石城宮に御幸ありしかば、新に造營せし大強に請じ奉り、兩社に御参拜あらせられ、百々石城宮に還幸、大殿に御し御一泊あらせられ、翌朝に至り東方を拜し給へば、白雲紫となりて西方に燭引き、西方を拜し給へば白雲亦紫となりて東方に燭引き、遂には大御殿の内外は二晝夜の間は全く紫雲籠籠たりき、依て皇太子は自ら此の御殿の名を紫止雲殿と命じ給へり。同五十六年春皇妃息長眞若中女命御妊娠爲し給ひしかば、別



に産殿を造りまゐらせしに皇子御安産あらせられ、御名を若沼七二侯と稱し奉る。同六十二年、皇太子品陀和氣命御幸、兩社に御参拜あらせられ、紫止雲殿に御し、杭俣王を召し詔して曰く、國平の銚は之を儀に遷さんと思へば橿原の社殿に二柱相殿として鎮祭せよ、御銚は持ち歸るべし、銚の代りにば銚松を植ふ置かんと、依て杭俣長日子王は之を社に奉告して、御扉を開き御銚を皇太子に捧げ奉り、皇太子は之を御手に持ち給ひ、橿原神社の庭に小松を植ふ給ひ、且其の前に銚を衝き立し宣給からく、大枝小枝擴張して此の銚の如く繁榮せよと。應神天皇御手植の御銚松と稱し、社地に相傳せしは此の由縁なり。又銚之前御社の舊地を今に銚田といへり。されば杭俣長日子王は皇太子の御言に従ひ、新に瑞の大神殿を造營し、建御雷男命及び大國主命を鎮め祭れり、今の橿原神社是れなり。時に皇太子は社に丈二尺八寸の金幣を獻じ給ひぬ。同六十九年、攝政皇后崩御あらせられ、息長杭俣王は當時七十八歳にして御大葬に供奉せらる。應神天皇八年、息長眞若中女命及び皇十若沼七二侯王御幸あり、御産土の橿原神社に参拜の上紫止雲殿に御し給ひしが、杭俣長日子王は息長眞若中女命に宣給はく、吾に世繼の彦なし、畏れ多きも此の若沼七二侯王を下し賜ふまじくや、大宮に還り此の旨奏し給へかしとありしかば、命は御還宮の上天皇に奏せられしに、御聽許ありしかば、若沼七二侯王は百々石城に下り、弟女眞若伊呂知王を配せられ息長氏を繼ぎ給ひ、御子大郎千一名大々村王・忍坂大中女命・田井中女命・田宮中命・琴箭耶女一名衣通女命・取賣王及び沙彌王の七子即ち三男四女を擧げたる、大々村王の御名に地を御名に負はしたるものなり。同天皇四十年春甲子日、杭俣長日子王百十八歳を以て薨せられ、皇位門の向なる宇岐石山に葬る。此の皇位門といふは、百々石城内天皇玉座の紫止雲殿の御門なるが故にかく稱せしものなり。同天皇四十一年、應神天皇崩御あらせられ、若沼七二侯王は天皇の神靈を紫止雲殿に遷座して祭られしが、皇后息長眞若中女命同殿に御して故天皇の玉座大前に奉仕し給ひ、仁德天皇二年水無月甲午日、同皇后も八十二歳を以て同殿に崩せられ上田廣住陵に葬り、神靈は紫止雲殿に祭り奉られたり。同十年、天皇御幸、橿原神社に御参拜あらせられ、終て御下向の時傍に大神の養へる鵲あるを御覽し給へり、鵲は大神の好みまして、上代より養部五戸を置きて養はしめられしものなり。天皇御所望あらせられしかば、若沼七二侯王は大神・奉告し、御手洗池・依羅池の大鵲に其の鵲養部五戸を附し天皇に獻じまゐらせり、今は其の地を鵲養部と呼べり。其の地に鵲を養はしめ、鵲養部五戸の内一人に鵲養大伴の名を給ふ、今の鵲養村是れなり。然るに若沼七二侯王の長子大々村王は、仁德天皇の勅命を奉じて淡海の息長君となり、弟沙彌王は息長家を相繼し、忍坂大中女命は男淺津間若子宿禰尊の皇妃に立ち給へり。而して此の御代に吳國の人來朝し、其の一部を大手門外の地に置き、吳服物を繼らしめ給ふ、是を服部といふ。後吳人の村ともいひ、亦唐人部ともいふ。又此の御代に稻作の水害に罹ること打續きしが故に、此の吳人等を役用して堤を築けり、本郷より大地の西堤迄を吳堤といへるは此の由縁なり。(今此の地の字を上下といふ。)

反正天皇元年神武月壬子日、若沼七二侯王一百三十三歳を以て薨せられ上田の東小野御墓に葬る。(此の墓は正天皇十四年神武天皇御幸あり。) 允恭天皇の御宇、息長沙彌王の女眞若耶女を淡海の息長大々村土の子彦主人王に嫁せられしが、御妊娠あり四ヶ月を経て此の百々石城に還り、父沙彌王の所に造營せられし産殿に於て、同天皇三十九年卯月甲子日、王子御産あり、御名は大々村命と稱す、御は地名を負はしめまゐらせしものなり。此の御産殿は百々石城内にあり、字を御産殿といひしが、轉じて産田と呼び、今は三田といふ。此の王子は御降誕の後も、此の地にて御成長あり、八年を経て雄略天皇元年、息長沙彌王は御女の眞若耶女・御孫の大々村命を淡海の息長彦主人王の許に送り参らせらる。然るに眞若耶女は早世せられしかば、眞若耶女に隨ひ、成長せられて越前三國の君と號す。王子は後に天下を治め給へり。同七年、忍坂大中女皇后崩せられ、此の大々村に葬り讃野皇山御陵と稱す。同皇后御幸の御殿ありて其地を古は忍坂といひしが、今は大坂といへり。又此の山の東の傍に字を田井の媛といへるあり、此の地に同皇后の妹田井中女命の住殿存し、河内國志紀を領せられ、田井郷と號せしが、今の田井中村なり。而して元居住の地には御名代として田井部を置き給ひしが、今は島となりて田井島といふ。此の田井部轉住して河部といひ、今東喜連村の



南に河村と稱するあり、是れ田井部の子孫なり。後繼天皇二年春、天皇行幸、百々石城大御門に御せられ、后安部波延女・御女都夫真郎女追参せらる。天皇は産土神橿原神宮に参拜せんとて、息長真手王を先導とし、御手洗池に禊祓し給ひしが、都夫真郎女は池の荒波に誘はれて水中に流れ給ひしかば、息長真手王の子息長真手王之を助けんとて水中に飛び入り、共に死せらる。是れより池を都夫真池と稱す、後に津大禮池といへるは轉訛せしなり。天皇は都夫真郎女を息長真手王に嫁がしめ給ひ、平田の廣瀬の垣内の御陵に二柱を葬り。然るに息長真手王の夫妻は、世繼の彦なすとて愁歎せられしかば、天皇詔して皇子阿豆王を下し賜ひ、真手王の女黒郎女に配し、息長家を相續せしめ給へり。既にして天皇此の地に大宮を造營せんと詔し給ひしかば、大伴金村大連は詔を奉じ來りて、百々石城の後門の北方なる御幸路に下乗を定め、南に入りて外廓、東を大御門とし、此の内に入りて北向に黒御門を置き、此の兩御門には大伴金村大連の率ゆる軍兵七百人守護し、其れより西に向へば内廓大御門南に入り、北向は瑞御垣前にして、内廓外西に千早振建て、軍兵三百人晝夜警備す、此の地を千早部といふ、今千原部といへるは轉訛せしなり。此の瑞御垣内に河を掘りて瑞御門を造り、内に瑞の大御殿を造營し、此の宮に御し給へる、と二年にして、都を北背に移し給ひぬ。而して後世此の宮を繼體宮と稱し奉る、後に繼體宮地といひ、後代略して伊體宮地といふ、今伊多イロといへるは轉訛せしなり。又大々杵王の居殿をもと杵々御前といひしが、今堂の前といへるも亦轉訛なり。後、天皇崩御の後此の大宮に其の神靈を鎮祭す。然るにの息長真手王は、大々杵命(天照)の天皇の位に即かせられしに、其の御諱を郷名に存するは畏れ多ければとて、大々杵郷の名を廢し、高祖父抗保長日子王の名を奉じて、抗保知と稱せらる、後代抗全と書せり。息長真手王の女麻呂郎女は繼體天皇の後に奉仕し、息長阿豆王の女比呂女命に敏達天皇の後に奉仕して、忍坂彦人太子を生み給ひぬ。後、推古天皇の二年、厩戸皇子御幸、紫止雲殿に御し橿原神社を拜し、社殿を改造し、且大塚陵に御参向あらせられ、御陵保護の爲め二寺を創立し給ひぬ、一は御手洗池の東南角に、阿彌陀佛の像を刻し、之を本尊とせる阿彌陀寺にして、該本尊は今の教西寺の本尊となる、一

は同池の西北角に、觀世音の像を刻して之を本尊とせる觀音寺にして、後息長真比銅閣を營みて息長山觀音寺と號し、後代喜連寺と合して如願寺と稱す、寺地を銅閣といふ、時に大々杵家・息長家の墓地の存するもの三十六ヶ所なりしが、悉く門を造營し給へり。又息長田別王の長禮の墓地を保護せんが爲め、藥師佛を彫刻して藥師寺を創建せらる、今の全興寺なり、又忍坂大中女命皇后の讚野皇山御陵に参拜あり、西方に一寺を創立し、後代傳法寺と稱す、尙此に一社を創建し、媛天神と稱し、忍坂大中女皇后を祀らる。今東喜連の氏神二座あり、一座は此の媛天神にして、其の舊地を天神といへるは此の由縁なり。社は參百石を領し、今の成本村其れにして、應にの亂兵火に罹りて瓜破村に屬す。(舊曰、今の中河内瓜破村は、今手取山、手取本ならん) 同十五年中臣鎌子勅使として橿原神宮に参拜あり、菊の御紋章を御寄進せられ、是れより藤菊の御紋となれり。

後、桓武天皇の妃御幸、紫止雲殿に御参向あり、息長山觀音寺に入座して久しく留宿あらせられしが、遂に落髮して尼となり、法號を慈心大姉と稱し、長寶寺を建立して息長山觀音寺の持佛觀世音像を本尊とし、桓武天皇の靈を弔ひ、御父田村麻呂の靈を祀りて田村大明神と稱せらる。嵯峨天皇の御宇に至り、抗全郷背戸の藏地を開發せしめ、抗全郷を分割して南方を抗全郷といひ、北を坂上是則の子坂上廣野麻呂に賜ひて廣野郷といふ、今の平野郷といへるは此の由縁なり。時に其地にある舊社三十歩神社の分靈を勧請して、抗全郷龍宮と稱へ、今奥宮と稱す、明留女命なり。舊地を龍宮といひ、今十五といへるは其の縁なり。是れより先、舒明天皇の五年、勅使を抗全郷息長抗保王の字岐石山墓地に遣はし、同王に抗保長日子王の名を謚し給へり、是れは王の子孫に永久皇太子を生み奉れる媛子の出生せらるゝが故なりといふ。

後醍醐天皇の延元二年、皇太子御幸、橿原神社に御参拜あらせられ、尙息長北村に、吾を輔け大御代を齎き奉り幸開けと宣ひしかば、神社の西方に假の御宮を營み奉り、皇太子は爰より神社に御参拜あらせられ、其の傍に御饗を炊きて供へ奉り、故に其の地を皇炊飯(おひけい)といふ、今鬼波伎(三反り)といへるは其の轉訛せしなり。時に逆賊高師直及び喜連川來り、南軍北畠顯家と戦ひしかば、



皇太子は大和國に上幸し給ひけるに、北軍の矢來り皇太子の御頸髪を打抜きて地に落ちしかば、其の地を打越といふ。其の矢を埋めて山を築き、是を矢塚と號す、年毎に橿原神官弓矢を持ち、乘馬にて此の矢塚に矢を射ることあり、是を射返の神事と稱せしが、此の神事は元祿年間に至り廢止せり。又延元の亂に、此の地に鎮守の兵士を備へ置きしかば、其の地を鎮平といへり。皇太子吉野に遷り給ふ時、息長北村供奉し大坂山口に至りけるに、西方を御覽し給ひて曰く、彼の火は抗全の紫止雲殿ならんと思はる、汝は郷に歸れと、則ち馬を飛ばして歸れば、其の甲斐もあればこそ橿原宮・紫止雲殿・繼體宮・假宮其の他悉く北軍の兵火に罹りて燒失し、息長北村も亦北軍の矢に中りて薨す。息長北村の妻は八千種といひ、大和宇陀首の孫の娘より、男子二人あり、兄を若干代麻呂と呼び、弟を治良麻呂といふ、北軍の兵火の爲め橿原神社燒失せしかば、延元四年更に金幣を造り、御神鏡及び御息の靈を納めて鎮祭せり。後龜山天皇の文中元年、息長治良麻呂五十一歳にて家を繼ぎ、上田の別邸に住居し、息長の姓を襲し、父北村の名を採りて氏となし、更に北村治良麻呂と號す。而して延元の亂に北畠顯家住吉に退かれしかば、喜連川氏此に居城を築きて六萬石を領し、橿原神社には六百石を寄進せり、今の北池の水係りの地是れなり。然るに喜連川氏は應仁の亂に細川勝元に襲はれて落城し、其の君臣逃げ退けり。是に於て文明九年福民は其の城址に移り住まんと欲し、同十年初めて家屋を建築し、唐人十二戸・吳人十戸・陽の町八戸・本郷八十三戸・北庭五十六戸、即ち五所より成立し、抗全庄喜連川と稱す、喜連川といへるは喜川連氏の縁に依りて名づけしなり。同十三年春、假の社殿を造り、橿原神社を此の地に遷し、建御雷男命・大國主命を祀れり、延喜式に案上宮と稱し奉るもの當社なり。應永二十年六月甲午日、應神天皇々后息長眞若中女命の一千一百一年祭を上田廣住陵に行ひ、北村治良麻呂八十二歳にして弔祭に奉仕す。正親町天皇元龜二年、繼體信長公は社領六百石を寄進せらる。時に信長公の臣木下藤吉郎秀吉の本陣は北村九右衛門の館たり。而して天正十四年、豐臣秀吉公は北村九右衛門を面前に喚で、橿原神宮・境原神社の境内は、東西四百四十間、南北三十六間、南北七十五間と定められ、御樂殿壹棟を寄進し、片桐且元に奉行せしめらる。且繼體宮

地は參町壹反・橿原舊地に參町六反・百々石城は五町六反・上田の宅地は六反、計拾貳町九反を下付し、又名を息長々者北村九右衛門治部太夫と號せしめられしが、文祿四年十一月十六日薨す。

然るに元和元年五月、不幸にして兵火に罹り、家屋・寶藏・傳家の文書・橿原神社の神寶等悉く烏有に屬せしが、此の傳書は燒殘ながら上田廣住陵の木に掛かりありしを、三日の後に至りて之を收めぬ。かくて息長々者北村九右衛門の子北村九郎右衛門治部・北村九右衛門治太夫・北村九右衛門治路を経て北村九右衛門治良に至りしが、五歳にして母を失ひ、六歳にして父を失ひ、八歳にして妹を失ひ、母の兄林藤右衛門に養育せられ、元和元十四歳にして上田の宗家に歸り、家督を繼承せり、依て去る元和元年燒殘の傳書を取纏ひ、順逆もなく綴合せ、もと三卷ありしを一巻と爲し、筆迹ながら祖尊の功績を末孫に知らしめんとし、傳来の歴史を記載す。時に元和元年、北村九郎右衛門治良、當年十四年にして、所持の田畑拾貳町九反なり。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配たりしも、寶永元年に至り東西喜連の兩村は麾下水谷美濃守の采地となり、中喜連村は依然として徳川代官の支配たりしが、水谷氏の采地は同七年麾下中根攝津守の采地に轉じ、正徳三年本多中務大輔忠民の領地に移り、寶曆十年大坂城代の役知に換り、同十三年土井大炊頭利里の領地となり、石高壹千六拾四石四斗四升七合(東連村七百七拾八升、西喜連村七百五拾七石六升七合)は同氏世襲して大炊頭利里に至り、明治二年六月上地せり、依て古河藩の支配となり、同四年七月十四日古河縣に屬し、同年十一月十五日印旛縣の當分管轄に轉じ、同月二十日更に大阪府の管轄となる。又徳川代官の支配地中喜連村の六百七拾六石貳斗五升は、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初めに御料となりて、同年二月大阪裁判所農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同



七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となり、是に於て三村とも同一管治に歸せり。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月住吉郡第一區五番組に入り、同八年四月三十日第七大區一小區五番組に改まり、同年九月十八日番組廢せられて單に第七大區一小區となり、同十二年二月十日住吉郡役所部内となり、同月二十一日第二分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第二十戶長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

村名	喜連
舊石高	一、七四〇・六九七
明治九年改正 有租地反別	一、四六・七二九
明治九年一月一日現在人口	一、五七〇
町村制施行 當時の反別	一、五九〇・元三
町村制施行 當時の人口	一、七六三
大正元年三月一日現在人口	一、九一七
大正九年十月一日 國勢調査の人口	一、五五七

### 第十項 平野郷町

本町の地は古來百濟郡に屬せしが、天長年中に至りて住吉郡に入り、後關郡たりしも、元祿三年住吉郡に復し、明治二十九年四月一日更に東成郡に屬す。もと杭全莊の内にして、平野の本郷なり。平野は弘仁年中坂上田村麻呂の男廣野麿の所領たりしを以て、廣野の稱起り、廣野は轉じて平野となり、平野郷と呼び、平野庄と稱せしが、後平野郷町と改む。末吉勘四郎氏所藏の天保十四年卯七月平野郷

町新檢高附之譯並由緒書手控に「元祿十五年御公儀様劍繪圖に平野庄を平野郷町と御改、大坂御奉行様より御地頭松平美濃守様へ被仰渡候趣、右御役人中より當郷へ被仰渡候」と見ゆれば、其の平野郷町と改まりしは元祿十五年ならん。平野は何れの時よりか西脇町・背戸口町・流町・野堂町・市之町・泥堂町・馬場町及び中野村・新在家村・今在家村・今林村の七ヶ町・四ヶ村に分かれ、中野村以下の四ヶ村は之が枝郷たり。攝津志村里の條に「平野町名七・屬邑四」と記せるは、此の各町村を指せるなり。然るに其の本郷たる西脇町・背戸口町・流町・野堂町・市之町・泥堂町・馬場町は、明治十二年三月合併せられて平野郷町と名稱し、同十六年四月分れて獨立したるも、同二十二年四月一日町村制の施行に際し、地形民情合併するを便とするを以て、其の區域に依りて更に一町を設け、平野郷町と名づけ、各町は其の大字となりしもの、即ち本町是れなり。

喜連村の北に位置し、西北は北百濟村に連り、東は中河内郡加美村に接し、平野川其の境を流る。四面平坦にして交通の要衝に當りければ、夙に發達して市街をなし、街巷は四通せり。街巷中其の二大字以上に互れる東西通には、大字平野西脇・同半野背戸口・同平野泥堂の間に樋尻門筋、大字平野野堂・同平野市の間に瓦屋町筋、大字平野背戸口・同平野流の間に政所筋、大字平野西脇・同平野背戸口・同平野泥堂の間に金屋小路、大字平野背戸口・同平野泥堂の間に馬小路、大字平野泥堂・同平野馬場の間に興正寺筋及び紺屋小路あり、南北通には大字平野西脇・同平野野堂・同平野市・同平野泥



堂・同平野馬場の間に市之門筋、大字平野野堂・同平野市の間に菜市筋、大字平野流・同平野野堂の間に堺筋、大字平野西脇・同平野背戸口・同平野流・同平野野堂・同平野市・同平野泥堂の間に残在橋筋(筋といふ)、大字平野市・同平野野堂の間に鍛冶屋町門筋、大字平野西脇・同平野背戸口・同平野泥堂の間に天神筋、大字平野西脇・同平野背戸口の間に新門筋、大字平野西脇・同平野馬場の間に馬場門筋、大字平野西脇・同平野泥堂・同平野馬場の間に西脇門筋、大字平野泥堂・同平野馬場の間に圓満寺筋の名あり、且四圍に濠渠を繞らせしを以て、其の濠渠に沿へる各町の一部は總て之を土居際と呼べり。濠渠には門を設けて他村との出入口となし、門の大なるものは大字平野西脇の西脇門、同平野背戸口の堺口門、同平野流の流門、同平野野堂の樋尻門、同平野市の市の門、同平野泥堂の泥町門、同平野馬場の馬場門にして、外に田畑門(大字平野流)・鍛冶屋町門(大字平野野堂)及び新門(大字平野西脇)といへる小門あり。街名の某門筋といへるは之に因めり。元和二年末吉孫左衛門は、臺命に依りて町割を爲し、且水帳を制定せしこと、其の支配人長井宗左衛門の日記にも見ゆれば、今の街巷は當時の整理に成りしものと知らる。従て各町に存せし出入門の同年以後に成りて、同門に因める巷名の其の後に起りしは明なれども、其の濠渠を設けし年代、及び出入門は當時の創設なるか、將た以前より存せしを改築したるものなるか、以前より已に存したるものならば、何れの時代より設け初めしものなるかは、共に詳ならず。市街地にして四圍に濠渠を繞らし、且出入口に門を置きて非常を警めし所は、他に多く其の類

を見ざるの異例たらずんばあらず。然るに濠渠は明治以前に湮塞し、門は明治の後に至りて鎮臺兵の行軍に不便を與ふるを以て、之を撤去せしといふ。

長井宗左衛門の日記

(宗左衛門はもと新四郎といひ、末吉家の支配人なり、後孫左衛門吉康より長重の名を授けらる、此の日記は慶長十二年より寛文十二年までの事を記せり、末吉卿四郎氏の所蔵なり)

元和二丙辰年三月中比に吉康公に被仰候は、平野庄町割義御詮之通に可致候、左候へば長井新四郎に被仰付候間、町割無相違可仕候、則八尾孫右衛門と申仁、別而御懇に被成、出入被在候年高成仁に付、談合のためと被仰付候、御意被成候通不殘届敷割仕其町々へ相渡し、則繪圖作並間敷歩數分米の水帳、地下年寄申と米書付帳を以、平野惣申手前之町敷繪圖を見せ、其所申渡相極申候義相違無之候、則繪圖並水帳吉康公へ上、其節毛頭系、ひいさ不仕候通、孫右衛門・新四郎言仕相添指 申候、新四郎手前に繪圖並に水帳有之候、

其の地は前記の如く坂上廣野麻呂の領有たりし以來、其の裔孫は永く此にありて世々民部と稱し、平野殿と呼ばれ、本郷枝郷を通じて其の支族たる末吉・土橋・辻花・成安・西村・三上・井上の諸氏之を管掌せしかば、之を坂上の七名家と呼び、其の家筋のもの總年寄と爲りて之を繼承し、其の事務所を總會所といひ、七名家漸次繁殖しければ毎年交替して勤務し、之を年番と呼び、町年寄・村年寄は其の任免監督する所たり。町年寄・村年寄は復た各町村毎に會所を置きて事務所に充て、家筋のもの又は七名家のものより之を勤め、若し家筋のものなきときは家筋外の者を撰抜して之に任せり。總



年寄は一に地下年寄と稱し、其の下に庄屋(庄屋は後廢せられたり)・惣代・使役・傍使役・籠守役・水守役あり、町年寄の下に町代・下役人あり、枝村年寄の下に下役人あり。庄屋・惣代・使役・傍使役・籠守役・水守役・町代・下役人等には給米を附與し、給米は高役又は家役より出して之に支給せられしが、總年寄・町年寄・村年寄は無給たりしを、寛政二年三月給田の徳米を總年寄の給料として配分することを命ぜられたるを以て、爾來總年寄も給米の配分を受けることとなりしも、實際に於ては之を町年寄・村年寄に分配附與して従前の如く全く無給なりしといふ。故に七名家は平野の地と深き關係を有し、領主は時に代替することあるも、七名家の町政管掌は何等變更なくして明治の新政施行に至る。七名家中には明治維新後の變動に際して凋落せしものあれども、末吉・土橋・辻花等は舊家として豪族として今に其の舊態を維持せり。左に掲記するは、寶永二年總年寄より時の領主に提出したる明細書の中の一節なり、末吉勘四郎氏所藏にして、當時に於ける總年寄以下の職員及び給米等の一斑を知るに資せんが爲め、之を抄出することとせり。

地下年寄家筋 貳拾壹軒

- 當役年寄成安源右衛門・同末吉治兵衛・同末吉徳安・同辻花孫兵衛・末吉藤十郎・末吉宗律・三上如齒・土橋正源・土橋良惠・土橋治左衛門・辻花七右衛門・辻花新五兵衛・末吉五郎兵衛・土橋四郎兵衛・西村善右衛門・成安道和・辻花鍋之助・平野八彌・尾木志茂・平野ぬい・黒瀬新左衛門

地下年寄 四人

右地下年寄役に給米取不申、従往古田緒御座候而其家筋之者勤來、家筋無之者勤申事無御座候、人數究申儀又は親之諸役其儘子必勤申義も無御座候、家筋之内にて年懸人物次第當役年寄了簡を以て地下年寄に呼出し、其上御地頭様へ御断申上候、地下年寄役退申候儀も同前之儀に御座候、

地下諸役人給米

- 一、米貳拾參石 庄屋二人
- 是は高役より出し庄屋二人え爲給米遣し申候
- 一、米拾石 惣代一人
- 是は家役より出し惣代一人え爲給米遣し申候
- 一、米參拾石 使役參人
- 是は高役より出し使役三人え爲給米遣し申候
- 一、米拾八石 傍使役參人
- 是は高役・家役より出し傍使役三人え爲給米遣し申候
- 一、米四石七斗 籠守役壹人
- 是は高役より出し籠守役え爲給米遣し申候
- 一、米貳石 水守役貳人
- 是は高役より出し水守役二人え爲給米遣し申候



米ノ八拾七石七斗

右拾貳人の役人は地下奉行にて、書付申上候通給米遣し、地下年寄之下役人に御座候、則證文取置申候、家宛不申、不依何者奉行望申候得ば、地下年寄え申入、吟味之上了簡次第に申付、其上御地頭様へ御断申上候儀無御座候、役儀引申候も同前之儀に御座候、

野堂町・流町・市町・背戸口町・西脇町・泥堂町・馬場町

町年寄 十九人

右町年寄役は給米取不申、家柄御座候而勤來候、家筋無之者勤申事無御座候、其町に而若家筋に役儀勤可申者無御座候節は、家筋無之者も吟味之上呼出し役儀勤させ申儀も御座候、町年寄役人数宛不申、地下年寄之家柄之者尤町年寄役程勤申候、又地下年寄役勤居申候内、其子町年寄役相勤申候、地下年寄家筋之町年寄は、先輩年輩に不違町年寄之家筋之者方は座上仕候、町年寄役に加へ申儀其町に有之地下年寄當役町年寄相談之上了簡次第に呼出し、其上地下年寄申え断申候、町年寄役儀引申候も同前之儀に御座候、

七町諸役人給米

一、米貳拾參石六斗

町代 七人

是は其町地の家役方出し爲給料遣し申候

一、米貳拾壹石六斗

下役人 八人

是は其町地の家役方出し爲給米遣し申候

右拾五人の役人は町々の奉公人にて、書付申上候通給米遣し、町年寄之下役に御座候、則證文取置申候、家宛不申、不依何者奉公望申候得者、町年寄え申入吟味之上了簡次第に申付候、其上地下年寄申え断申儀無御座候、役儀引申候も同前之儀に御座候、

中野村・今在家村・新在家村・今林村

枝村年寄 拾五人

右枝村年寄役は給米取不申、家筋御座候而勤來、家筋無之者勤申事無御座候、人数宛不申候、年寄に加申候は、當役之年寄吟味仕呼出し、其上地下年寄申え断申候、役儀引申候も同前之儀に御座候、

枝村下役人給米

一、米五石貳斗

下役人 四人

是は其地之家役方出し爲給米遣し申候

右四人の役人は村々之奉公人にて、書付申上候通給米遣し、村年寄之下役人に御座候、則證文取置申候、家宛不申、不依何者奉公望申候得ば、村年寄え申入、吟味之上申付候、其上地下年寄申え断申儀無御座候、役儀引申候も同前之儀に御座候、

寶永二年七月

### 大字 平野西脇

本地は各大字の西部に位置し、其の區域は市之門筋・樋尻門筋・残在橋筋・天神筋・新門筋・金屋小路・馬場門筋・西脇門筋に亘る。外に中小路・突抜筋といへるあり。

坂上家の邸址は長寶寺の北に接せり。同邸は坂上田村麻呂の子廣野麻呂の平野を領有せし以來、其の裔孫累葉繼續住居せし所にして、世々民部と稱し、平野殿と呼ばれ、坂上七名家の宗家なり。然る

坂上家の邸址



## 長寶寺

に世の推移と共に漸次衰微し、明治の後に至りて退轉しなければ、今は私人の有となれり。  
 長寶寺は王舎山朝生院と號し、眞言宗高野派高貴寺末にして十一面觀世音を本尊とす。像は丈二尺許り、佛工春日の作にして、坂上田村麿の守護佛なりしといふ。左に空海作の毘沙門・右に同不動明王を安置し、慈心大姉の開基なり。同大姉は田村麿の女春子にして、桓武天皇の妃となり、從四位下に叙せられ、葛井親王及び春日内親王の御母なり。天皇晏駕の後佛に歸して尼となり、大同年間當寺を創立して専ら天皇の冥福を祈り、承和元年十二月二十六日を以て當寺に入寂せらる。爾來世々尼寺にして、終始一貫眞言宗を守りて今に至る。七名家の外護にして、住職は坂上家の女子比丘尼として代々に當り、同家に女子なき時のみ門地出身の尼僧を迎ふるを例とせり。即ち他より住職に入りしは三十二世素心大姉(西三條殿右大)・三十四世良心大姉(唐橋大納言の女)・三十五世護心大姉(葉室大納言の女)の三人のみ。然れども法燈相繼ぐこと三十六世、先規漸く廢れて今の住職は普通の出身なり。寺に奇話多し、寺中の比丘尼慶心坊は夢の中に、不動明王の導にて冥府に至り閻魔王の法印を授かりて娑婆に歸り、又嘉吉元年十一月十五日本堂にて比丘尼の掌中に青蜘蛛の入るを覺つて、開けば舍利と化して光輝を放ち、又其の翌年千部經讀誦の時客僧來り、閻魔王の像を一日に刻みて姿を消せり、是より寺を佛師堂と稱せりと。奇瑞のことゝもは、天王寺の東僧坊政恵法印の「よみかへり草紙」に詳なり。元亨元年後醍醐天皇吉野山へ行幸の途次、當寺を假の行在所となし給ひ、又元弘年中笠置落の時には、戦死せし官軍將

士の妻々六十一人當寺に來り、剃髮して出家遁世せりといふ。又寺の庫裏の一隅は、元大坂玉造の梅藥師に郡山藩主柳澤家の建築して寄附せられ、同家祖先の位牌を安置せるものなりしを、三十三世慈源大姉の同所より入りて當寺住職たるに及び、之を移したるものにして、柳澤家祖先の位牌及び丈六寸許の釋迦如來の像を安置せり、像は天竺傳來佛にして特に優秀なるものなりと。境内に田村堂あり、もと田村麿の像を安置せしも、明治十五年の頃杭全神社の太子堂に其の田村麿の像を移し、太子堂に祀りし弘法大師の像を此に移して、聖德太子作の十一面觀音の像と共に安置せり。十一面觀音の像はもと修樂寺の本尊なりしを、明治十五年此に移されたるものなり。寺は其の創設の際には封境頗る廣潤にして、塔頭に法壽院・光林庵・正林庵・阿彌陀院・勢至院・來迎院の六坊を存し、堂坊善美を盡したりしも、世と共に漸次衰微して今は一坊もなし。境内も僅に參百九拾八坪にして、堂宇亦見るべきの觀なく、本堂の外に庫裏・鐘樓・土藏を存するのみ。然れども千年の久しき由緒を有する當寺の如きは、蓋し其の類他に少かるべし。寺寶中、絹本着色佛涅槃圖壹幅・銅鐘(建久三年七月の銘あり)壹口は大正六年四月五日國寶となる。外に空海の慈心大姉に贈りしものなりと傳ふる紀念牌等あり。

光永寺は龍谷山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。明應五年石山本願寺と同時の創立なり。其の後天正年間本願寺顯如法主織田氏の爲めに危難を蒙り、同八年八月紀州雜賀に移れるに際し、當寺第四世明春は雜賀に赴きて本山を守護せしが、同十九年京都六條に本願寺の建立あるに

## 光永寺



及び、明春復た同六條に別院を構へ、以て本山を守護せり、故に當寺と同六條の別院とは同寺二坊の觀ありしが、寛永十六年分離して各一寺となりしに、本末の爭論止まざりしを以て、寶永三年當寺を本山の別院となして明治の後まで繼續せしも、同五年別院を廢せられて光永寺に復舊し、以て其の末となれり。境内は四百四拾坪を有し、本堂兼庫裏・客寮・藥醫門を存す。

### 大字平野背戸口

本地は各町の南西に位置し、其の區域は樋尻門筋・殘在橋筋・政所筋・天神筋・新門筋・金屋小路・馬小路に亘る。外に日備町・堺口門筋といへるあり。

光源寺は杭全山と號し、眞宗佛光寺末にして阿彌陀如來を本尊とす。創立の年月は詳ならず。もと天台宗なりしが、嘉吉年間に至り、道忍和尚中興の祖となりて眞宗に轉す。爾後年月を経て漸く衰微し、第十二世智云の時頽廢甚だしかりしが、元和元年五月大坂落城の後、末吉孫左衛門吉康は徳川家康より寺の再興を命せられ、其の企を爲せる内病死し、其の子孫左衛門長方之を繼ぎて再建落成したるもの、即ち現在の堂宇是れなり。當時家康は木材及び資金を寄附せしと。第十三世智秀の女は後西院天皇の妃となりて六條局貞子と號し、輪王寺門跡公辨法親王・曼珠院門跡良應法親王の二皇子、及び曇華院聖應宮・光勝院尊慶宮・慈愛院宗悟宮・三時智恩院尊勝宮の四皇女の御生母なりしかば、智秀

光源寺

の實子第十四世秀旭は其の縁に依り、屢參内して恩賜を拜し、且三幅對の名號・後水尾天皇及び後西院天皇の宸翰を公辨法親王の添翰を以て下賜あらせられしといふ。境内は壹千壹百六拾參坪を有し、東西北の三門を設け、本堂・庫裏・書院・客殿・座敷・玄關等相連れり。

觀音寺は銀杏山と號し、淨土宗善龍寺末にして觀世音菩薩を本尊とす。弘仁十二年八月夢告に依りて空海の公孫樹下に一字を創立せしものなりといふ。境内は五拾四坪を有し、本堂兼庫裏・藥醫門を存す。

觀音寺

正業寺は大龍山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文祿二年檀徒と協力して了明の開創なり。境内は壹百貳拾四坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓堂・土藏・藥醫門を存す。

正業寺

即法寺は法照山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛永十五年檀徒の協力を得て法説の開創なり。境内は壹百參拾參坪を有し、本堂・庫裏・土藏・藥醫門を存す。

即法寺

本妙寺は菜市筋にあり、本隆山と號し、日蓮宗八品派本能・本興兩寺の末たりしが、明治四十二年九月二十日本門法華宗本興寺末となり、題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。元文二十年十月十三日の創立・開基は日理・本願人は川邊郡尼ヶ崎の住人芝新兵衛なり。天和元年十一月十八日堂宇悉く燒失し、貞享元年六月二十二日七世日政之を再建せり。境内は貳百四拾六坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。外に鎮守堂・三光堂あり。

本妙寺



### 大字平野流

本地は各町の南部に位置し、其の區域は堺筋・残在橋筋・田畑門筋・政所筋に亘る。外に田中町・東撞木町・西撞木町・小流筋といへるあり。

墓念寺

専念寺は政所筋にあり、流泉山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百七拾坪を有し、本堂・庫裏・書院・門を存す。

山本好古

残在橋筋の西側は山本好古の居りし所なり。好古は古道具屋の主人にして、通稱は藤兵衛・好古は其の號なり、狂歌を以て名あり。生活の不如意なるも意に介せず、恬淡晏如、ひたすら狂歌に親みければ、家益貧を極む。ある年の暮なりけん、債主入り替り立ち換り來りして返金を迫りければ、店に居堪へず、窮に屋根に上りて之を避けしに、附近の人家に炊煙盛に立ち昇りしかば、「高き屋に登りて見れば腹がたつよその竈は賑ひにけり」との一首を詠じて自ら笑ひしといふ。由來平野は其の各町に亘りて綿商買の繁昌せし所なり、之に就て末吉勘四郎氏の所藏に同人の手書せる半紙の一卷あり、諸事を取交せ記せしが内に、綿屋たりし市之町の釜屋四郎兵衛は寶曆五年に、野堂町の大黒屋八兵衛・同彌兵衛は明和年中に、同町田畑筋の淀屋三郎兵衛は同三・五年の間に、背戸口町木下西側の鎌田彌一右衛門は寛政年間に絶えたる事などを載せ、且綿問屋の江戸商人と取引ありしこと等に就て記する

所あれば、今其の一節を左に抄記せん。但し其の記事の次に文政七年申五月の文字あるより見れば、當時に成りしものなるべし。

竹屋

右野堂町魚の棚筋四側江戸積の大問屋たりしよし、元禄十三年九月中旬番船時とて、江戸へ綿數百駄積送りし所、同月廿七日頃に無別條入津之書狀到來、彼地之賣口いかゞとて早速開封せし所に、平野綿此後望なしと有之、奥に此の一字を書てはんじ物と有、

綿

右いかなればとて當綿屋中觸廻し、より合各小首を片向ても是をばんじる人なく、竹屋の前に平右衛門といふ老翁あり、是をばんじたり、元禄のろくの字しめ綿にヨ水、是れ正しく綿綿にしめりを加ふ故なり、其故望なしと聞えたりと申されし、問屋中一統に打驚、直に關東へ押下りて御客方へ段々以後入念可仕旨願入、ひたすら願候事なれば、遠路大勢下りてわびる事なれば、御承引被下候而直様歸國有之、郷内綿屋を呼集て急度申聞せ、其後吟味甚敷致候故、天明年中迄は、しばしば不意注文來り、例年中秋の頃より賤しき土地也しが、いっとなく元の如くしめりを仕かけ、其の後は又不注文になりはてぬ、然る所是を制する人なし、只當座の利慾にまぎれば、行末のなり行を知らず、ついに平野綿をうしなひ、利關東北國筋のお客を他國へうばられ、口おしき事ならずや、今にても上品の綿綿を仕入、しめり吟味し、當座の利慾をばなれ、正直にとりあつかふときは、おのづから諸國の聞え宜舖也、むかしの平野になる事の近にあり、おしいかなく、

年を経て往こしかたを思はずはついに平野の野とやなるらん

五畿内の繰綿

平野上品

第三篇 國郡市町村志

第一章 攝津國

第二節 東成郡 平野郷町



關東筋にて昔ば 大八 和蘭 下中 品

右之外諸國より積下し候ても、平野綿色白く毛ほそくればりあり、外國の及所にあらず、然るにしめりを加ふ故に、今は下品の沙汰になるとは残念く、

一年綿屋中より合、もはや番船まへなるに、關東の書状來らず、退屈山々のよしを聞きて、

くり綿をしめしまゐらせ候へばあちからいやて候へくの状

右五十餘軒の絶々になりし事を、我知り顔に書するにばあらず、當郷の次第に衰へ、年々に人別のへり行ことみ、老の寢覺にわすれがたく、ちびたる筆を染むるものかな、

去る巳の年の暮に、ある人身代不如意に付、一先大坂へ引こしたきよし申來られしに、詠みて送りしざれ歌、

賢病の出養生とてかりそめになにばの町へ行もよしあし

と詠みていさめければ、此歌に感じてや引こしやめられしが、去年のくれには余様身分勝手よろしくとて、予が愚詠を申出で、互に悦びあひて、めでたく年こえ侍られし、

七十翁隨吟齋 山本好古 花押

### 大字平野野堂

本地は各町の南東に位置し、其の區域は市之門筋・菜市筋・樋尻門筋・堺筋・殘在橋筋・鍛冶屋町門筋・田畑門筋・瓦屋町筋に亘る。外に光源寺筋・藥師小路・團之小路・晒屋小路、及び三十歩とい

政 所

へるあり。

三十歩は總年寄の會所のありし所なり。會所はもと政所と稱し、末吉勘兵衛利方の兄太郎兵衛行増が秀吉の命を受けて、高臺院の臺所用事務を取扱ひしより此の名起り、流町及び背戸口町に通ずる街路に、政所筋の稱あるも之に因り。後總年寄の會所となり來りしも、明治の後に至り廢せられて民家となる、然れども郷社杭全神社の夏祭には、今尙政所と稱して暫時神輿の休憩あるを例とせり。左に掲記するは當時秀吉の臺所入を命じたる書面にして、末吉勘四郎氏の所藏なり。

當所之儀此方臺所入に申付候間、諸事如先々不可有相違候、

右心得可致者也、

七月十日

筑前守秀吉 花押

平野惣中

赤留比賣命 神社

赤留比賣命神社は同三十歩にあり、昔は平野流町の門外字中山にありしも、後此に遷座せりといふ。俗に平野の三十部神社と呼べり。應永の頃僧覺證早越に際し祈雨の爲め法華經三十部を奉讀して、靈驗ありしより此の稱起れりと。然れども又三十歩神社に作れるもあり、社地の三十歩なるに因れりと。古來雨を祈るの神なりといへり。住吉神社の末社となりて、例年六月三十日同社御祓の節には、坂上の七名荒和祓家と唱へて、花笠の兒童乘馬して桔梗の造花を捧げ、神輿の供奉を勤めたりしが、明治



四年に至りて此の式止みたり。同三十年三月十日大字背戸口より天神社(菅原)及び其の末社たる琴平神社を常境内に移轉し、大正三年十二月二十二日大字泥堂の郷社杭全神社に合併せられて、今は其の飛地境内末社となれり。境内は壹百坪にして本殿・拜殿を存し、祭日は四月十五日なり。社は延喜式内の舊社にして、祭神は阿加流比賣命なり。古事記應神天皇の段に見ゆる比賣基曾社(日本書記垂仁天皇年條に見ゆる)は即ち當社ならん。同比賣基曾社は、延喜式に載せられたる今の東成郡鶴橋町大字東小橋に祀れる比賣許曾神社なりとの説あれども、同社の祭神は下照比賣命なれば、同社とは別なり。比賣許曾は女神を祭れるの稱なり、故に往時にありては當社も比賣基曾社と稱し、古事記にも比賣基曾社と記されたるべきも、延喜式に阿加流比賣命神社と記すれば、當時已に其の稱を廢して單に阿加流比賣命神社と稱したるものならん。又難波に座す比賣基曾社と古事記に見ゆるを以て、或は當社を其の比賣基曾社にあらずとするものあるべきも、本地は今の大阪と相距ること遠からざれば、往時にありては難波と稱せられたる廣き名稱の内たりしなるべし。尙後賢の精査を俟つになん。

古事記

應神天皇の段 又昔有新羅國主之子名謂天之日矛、是人參渡來也、所以參渡來者、新羅國有一沼、名謂阿具奴摩、此沼之邊一賤女晝寢、於是日耀如虹指其陰上、亦有一賤夫思異其狀、恒伺其女人之行、故是女人自其晝寢時姪身生赤玉、爾其所伺賤夫、乞取其玉恒裏者腰、此人營田於山谷之間故、耕人等之飲食一牛而入山谷之中、遇逢其國主之子天之日矛、爾問其人曰、何汝飲食負牛入山谷、汝必殺食是牛、即捕其人將入獄囚、其人答曰、吾非殺牛唯送田人之食耳、然猶不赦爾、解其腰之玉帶正國

主之子、故赦其賤夫、將來其玉置於床邊、即化美麗嬖子、仍婚爲嫡妻、爾其嬖子常設種種之珍味、恒食其夫、故其國主之子心嘗嘗妻、其女人言、凡吾者非願爲汝妻之女、將行吾祖之國、即竊乘小船、逃遁渡來留于難波、此處比賣基曾社也、於是天之日矛聞其妻遁、乃追渡來將到難波之間、其渡之神塞以不入、故更還泊多遲廢國、

日本書紀

垂仁天皇二年の條 一云、初都怒我阿羅斯等有國之時、黃牛負田器將往田舍、黃牛忽失、則尋迹覓之、跡留一郡家中、時有一老夫曰、汝所求牛者入於此郡家中、然郡公等曰、由牛所負物而推之、必許殺食、若其主覓至可以物償耳、即殺食也、若問牛直欲何物、莫望財物、便欲得郡內祭神云爾、俄而郡公等和之曰牛直、欲何物對、如老父之教、其所祭神是白石也、以白石授牛主、因以將來置子寢中、其神石化美麗童女、於是阿羅斯等大歡之欲合、然阿羅斯等去他處之間、童女忽失也、阿羅斯等大驚之、問己婦曰、童女何處去矣、對曰向東方、則尋追求途遠浮海以入日本國、所求童女者詣于難波爲比賣語曾社神、且至鴨國國前郡復爲比賣語曾社神、並二處見祭焉、

櫻井寺

櫻井寺は三十歩端にあり、地久山と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛永九年檀家と協力して白譽徹道の開創なり。境内は壹百六拾坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓を存す。

全興寺

全興寺は流門筋にあり、野中山と號し、眞言宗高野派春蓮寺末にして藥師如來を本尊とす。像は聖德太子の自作なりと傳へ、俗に蛸藥師と呼び、寺は同太子の草創なりといふ。草創の際は野中に此の堂のみありを以て野堂と呼びしが、後來住する者あるに及び、其の部落も野堂を以て稱せられ、本郷濫觴の地なりと。境内は參百四拾坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・藥醫門を存す。外に阿彌陀堂あり。

信行寺

信行寺は紫雲山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元和五年九月檀徒と協力して



正誓の創立なり。寛永二年八月に至りて寺號を公稱せしが、元文元年十一月堂宇焼亡し、寶曆九年八月三世圓達之を再建せり。境内は貳百五拾七坪を有し、本堂・庫裏・座敷・廊下・玄關・鐘樓・鼓樓・納屋・門番所・藥醫門を存す。

願正寺は鍛冶屋門筋にあり、龍光山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天文元年三月檀徒の協力を以て明願の創立なり。慶長二年了順之を再建せり。境内は貳百貳拾貳坪を有し、本堂・庫裏・書院・座敷・藥醫門を存す。安藤正次の墓あり、正次は東軍の將にて、元和元年五月七日大坂の役に戦歿す、墓側の盥盤は其の曾孫安藤金房の建てしものなり。

願正寺

安藤正次の墓

### 大字平野市

本地は各町の北東に位置し、平野川其の東北端を流れ、其の區域は市之門筋・菜市筋・殘在橋筋・鍛冶屋門筋・瓦屋町筋に亘る。外に河骨池門筋・猿屋小路・河堀池舟入裏町・末吉孫左衛門屋敷及び別所といへるあり。別所は從來平野郷の附屬地なり。

末吉孫左衛門屋敷

末吉孫左衛門屋敷は、坂上七名家の一たる末吉勘四郎氏の祖末吉孫左衛門の名に因り。同家の舊邸地にして、今の泥堂町に移轉したるは寶曆四年十二月なり。孫左衛門の父勘兵衛は利方と名乗り、天正十一年八月秀吉より平野の内にて壹百五拾石の領地を授かり、文祿三年十二月河内國丹南郡阿保

村にて更に壹百石の領地を受け、且天正十四年八月河内國丹北郡布忍村壹千石の代官を命せられたるのみならず、手廣く商業を營み、航海業者として當時有名なりし伊勢の角屋と相並びて航海業を營み、岡崎城主たりし徳川家康よりは、天正十六年八月其の六艘に朱印を與へられて、港灣出入の諸役を免せられ、豊臣秀吉よりは同年九月朱印を與へられて、商賣に就ての諸公事を免せられ、其の慧眼は關ヶ原の役後大權の家康に歸するや、國內の通貨を一定するの便利なるを認め、慶長六年建言して、銀の品位を定め極印を附して信と爲さんことを請ひけるに、家康の納る、所となり、淀屋次郎右衛門・野村新兵衛・萬屋市右衛門・中村九右衛門・丸屋次郎兵衛・平野藤次郎・平野九右衛門・山口屋作三右衛門・古手屋六右衛門と共に伏見銀座の頭役となる。頭役十人中平野藤次郎・平野九右衛門は勘兵衛の同族なりしより見るも、其の銀座に於ける勢力の如何に強かりしかを察すべし。銀座は堺の住人大黒屋常是之が極印方たり。且勘兵衛は、是れより先、商買に對して筒井順慶より其の保護を証明せらる、其の書面には年次を記せざれども、天正四五年の頃ならんといふ。尙關ヶ原役後、家康の大坂入城當時の狀況を報じたる伊達政宗の書面を、同家に保存せるより見れば、元來豪族の家に生れ來りて高名の人と往來し、機敏の行動は認められて秀吉・家康にも重用せられしものなるべし。慶長十二年八十二歳を以て歿し、其の後を繼ぎたるは即ち孫左衛門吉康なり。孫左衛門は父勘兵衛の晩年より已に其の業を取扱ひ、父の代には内地間に於ける航海業に過ぎざりしも、孫左衛門の活動時代に入り



ては、百尺竿頭更に百尺を進めて海外貿易に發展せり。其の海外に發航せしものは、異國渡海朱印帳に記せるものゝみにても、慶長九年より同十二年迄は毎年呂宋に・同十三年には暹羅に・同十四年より同十六年に至るまでは毎年呂宋に發航せしこと見ゆれば、當時朱印船たる末吉船の如何に活躍せしかを推すべし。海外渡航船を發航せるの外、一面に於ては要路の人と往來し、父の代には千石餘に過ぎざりし代官支配地も、漸次廣まりて五萬石の代官たりしといふ。今同家に殘れる代官所勘定目録を見るに、元和年間のものに河州志紀・河内兩郡の貳萬壹千五百九拾四石參斗六升八合、寛永年間のものに攝州平野庄の四千八百五石八斗五升、貞享年間のものに泉州大鳥郡の五千拾壹石七斗參升四合と記せるは、當時より同家代官所に屬せし一部なるべし。故に勢望・家運共に繁榮隆昌を極めたりしが、圓熟有爲の年を残して元和三年三月二十六日四十八歳を以て逝きしは惜むべし。其の後、孫左衛門長方・孫左衛門長明・勘兵衛利長相繼ぎて家を承けたるも、航海業に關しては何れの年代まで繼續したるか詳ならず。寛永九年安南王より授かりし品物の目録書あるのみならず、寛永九年と同十年に奉納したる末吉船の繪馬額二面の京都清水寺觀音堂に、同十一年に奉納したる同一面の其の奥院に掲げられたるを見れば、同年間までは繼續したるものならん。又其の代官たりしは、前記代官所勘定目録泉州大鳥郡の分に勘兵衛の名見ゆれば、勘兵衛利長の代まで繼續したるは明なり。又孫左衛門長方・同長明の二代に亘りて、其の代官所支配たる河州志紀郡柏原村の荒地開發に盡力し、同村をして今日ある

に至らしめたるは同村の條に記する所の如し。而して同家累葉中、其の最も發展し最も繁榮を極めたるものは孫左衛門吉康の時なり、大正六年十一月十七日從五位を追贈せられしは、其の海外貿易に依りて國運の進展に資せしを追賞せられたるものなるべし。當時に於ける航海圖を初め舊記・古文書等は、明治維新當時の紛亂に散佚せしもの多しといへども、尙同家に堆く保存せらる。依て今其中に就き、之に關係ある古文書の二三を掲記せん。

御領知之内諸商賈付而新儀非法不可在之候並總德政行候とも水代除置候委曲松藏權助可申候、恐々謹言

八月十三日

筒井順慶 花押

末吉勘兵衛殿

攝州關郡平野内以百五拾石令扶助訖水代可領知狀如件、

天正十一年八月十一日

秀 吉花押

末吉勘兵衛殿

河州丹北郡布忍村千石之事代官被仰付候條執納可運上候也、

天正十四年八月十七日

秀 吉朱印

末吉勘兵衛

免船六艘於分國諸浦往還不可有相違者也仍如件、

天正十六年八月四日

家 康朱印



手前諸商賣付而諸公事被成御免除之上者於何方度不可有其煩候也、

天正十六年九月廿一日

秀 吉 朱印

末吉勘兵衛

河内國丹南郡あな村(河内國丹南郡あな村)百石之事今度以檢地之上相改令扶助畢、全可領知候也、

文祿三年十二月三日

秀 吉 朱印

平野勘兵衛殿

自日本到暹羅國舟也、

右

慶長十三年戊申孟秋廿五日

家 康 朱印

致賜并貴答禮進各貨共五項、

答進禮細絲拾鈞、

賜細絲拾鈞、

賜廣絹拾疋、

賜八珍酒拾壺、

賜古錢肆拾貫、

德隆四年五月廿五日(寛永九年)

河骨池舟入場

坂 廣野麿の墳

含翠堂

河骨池舟入裏町は、其の東面に河骨池舟入場のありしより其の名起れり。河骨池舟入場は平野川の水を引きて設けたる柏原船の船溜にして、市の濱と呼ばれ、柏原船の舟入場兼事務所の所在地となりて繁榮せし所なりしが、明治以後鐵道開通して貨物の輸送は之に托せらるゝに及び、柏原船は漸次影を潜めて組合も自然消滅しければ、久しく賑ひ來りたる舟入場のありし市の濱も埋立てられて、今は町家の敷地と變じ、僅に此の舟入裏町の名を残せるのみ。(柏原船の沿革は河内國南河内郡柏原町大字柏原の條に詳記せり)

坂上廣野麿の墳は字鹿の内にあり。廣野麿は坂上田村麿の男なり、少にして武勇を以て聞え、頗る節操あり、弘仁年中右兵衛少將を経て伊勢守を兼ね、出で、陸奥守となり、任滿ちて右兵衛督となり、從三位勳七等に叙せられ、采邑を杭全に賜はり、天長五年閏三月九日歿して此に葬らる。是れより先、廣野麿は一堂を此の地に造營して普光山修樂寺と號し、玉泉坊・寶壽坊・西光院・西之坊・乾之坊・中之坊の六坊を置き、以て父田村麿の菩提所となせしが、降て應永年間に至り諸堂破壊しければ、遂に坊舎を杭全社内に移し、跡には唯墳墓を存するのみとなり、墳墓は天保年中七名家の長より修理せられ、毎年三月九日苗裔支流祭事に服して今に至る。墳は斃積して上に一碑を置けり。

含翠堂の址は市之門筋にあり、堂は坂上七名家の一人たる土橋友直の同志と謀りて創立したる學堂なり。友直は幼名を平八郎といひ、長じて七郎兵衛又は四郎兵衛と稱し、誠齋又は古好堂の號あり。



少にして學を好み、長じて京師に遊び、河瀬菅雄の門に入りて國學和歌を學び、旁ら醫を後藤養庵に受け、研鑽三年業成りて歸り、郷里に聖教を講ずるの人なきを歎じ、自ら郷内の子弟を教導し初めけるに、漸次斯道に志す者を生せしかば、講舎を設け名家を聘して大に斯道の振興を圖らんと欲し、之を郷友に謀りしに、土橋宗信・成安榮信・徳田宗雪・井上正臣・門宗好等賛成して奔走し、末吉増雄・富永徳通(坂)・三村宜固・中村保之・井筒倫親・三宅忠敬(貝)・吉井定行・三輪希賢(戸)・辻花宗孝・奥田宗之等の後援に依りて創業の準備成り、井上正臣の篤志に依りて、其の民宅の一部を講堂となし(享保十一年貳貫、參月夕にて買収)、享保二年五月五日開講式を擧げたるもの即ち本學堂の起原なり。創設の際は、庭前に一株の老松あるを以て老松堂と稱し、三・五・七・十の日を以て會日と定め、友直・正臣講習を爲せしが、三宅萬年を聘して講師となすに及び、萬年之を舍翠堂と改め、且之を扁額に書して堂に掲ぐ。ついで伊藤東涯・河瀬菅雄・三輪執齋・五井持軒等の碩學を聘せしが、學堂にては儒學・國學の外、算數・醫藥・刀劍・禮法・天文・卜筮等の教授をも爲し、又屢歌合・連歌・發句・狂歌等の催をもななければ、學徒四方より雲集し、文人騷客遠近より來會し、平野は宛ら地方教育の中心を爲し、享保十二年伊藤東涯の來りて書を講せし頃は其の最盛時代たり。友直は復た當郷の農工商相交りて、凶年に饑飢に及べるもの多きを憂ひ、備荒貯蓄の要を認めければ、享保四年十月同志と謀りて醸金し、賑窮料と名づけて年々利息を加へ、更に人を勸めて増益し、攝・河地方蝗害の爲め米價騰貴して細民の苦むや、同

志と奔走して米貳百石を給しければ、餓死するものなかりしといふ。此の二大事業に心力を注げる友直は一切家事を顧みず、家産を傾倒して學堂の維持經營に當りしが、享保十五年十月二日四十四歳を以て逝きければ、其の裔たる敬直・重榮・重賢・直濤・保固相繼ぎて學堂を管理し、講師・教授には其の後沼田元隆・大内清溪(忠)・中井發菴・明石鳴風(佐)・五井蘭洲・三宅春樓・足代立溪・小泉隆昌・篠原良齋・中井竹山・中井履軒・中井蕉園・早野反求・並河寒泉・瀧松隱・山口秋桂・藤澤東暎・戸川寛等累次相次ぎて之に當り、賑窮料に於ては享保十七年十二月大念佛寺の境内に大施行を爲して數千人に米錢を與へ、元文五年以來十數回に亘りて救濟を行ひ、又米を安賣して貧民を賑はし、綿を施與したること各數回に及べり。其の中に於て貧民に安價を以て賣渡したる米は、天保四年に六拾石五斗・天保八年には同じく六百石なり。之が爲めには屢年賦又は一時の寄附を募り、蓄積利殖して目的の使途に支出したるものにして、其の友直以來の趣旨を維持貫徹したる、同志の盡力功績亦偉大なりといはざるべからず。學堂の經營此の如し、故に享保二年領主は地子米を褒賞し、元文三年本多中務中輔は享保十七年の大施行を奇特なりとして地子米壹石を下與し(寛永三年以後は五斗となる)、安永三年領主土井大炊頭は屋敷年貢を免じ、享和三年同大炊頭來臨し、文化十二年老中酒井讃岐守は大坂表巡視に際して來堂し、天保五年領主大炊頭來臨し、安政元年同領主は賑窮料の寄附募集に盡力したる人々を褒賞せり。かくて學堂は教育・賑窮の二途に貢獻し來りしも、明治五年に至りて廢止せられ、堂に因ある老松も同十



八年に枯れ、同二十一年堂舎は取除かれ、享保二年以來百五十六年間繼續したる學堂の址も今は認むべきものなし。其の所蔵たりし圖書は平野尋常高等小學校に移管せられ、又其の事蹟に關する書類は土橋家に所藏せらる。學堂は大阪の懷德堂と相似て非なり、即ち懷德堂は半官學なりしに對し此の學堂は純然たる私學にして、其の施設經營の見るべきもの此の如し、是れ當學堂の矜誇とする所なり。然るに懷德堂は先年有志の發起に依りて再興せらる、編者は執筆に臨みて、當學堂の再興亦彼が如くならんことを望む。

含翠堂記

昔者子游爲武城宰、以禮樂爲治、夫子告之曰、割雞焉用牛刀、及子游再舉嘗所聞之語、乃實前言之戲、蓋治有大小而所以鼓舞陶鑄化砥成俗、莫先於禮樂、平野攝之屬邑也、鄉人素向學、或造京肆業、或館穀師儒以問道、土橋友直亦其鄉有志之士也、嘗與舊族數家謀置社學、既而井上氏有陳宇、定以爲講習之所、時會集言志將以化邑人、二子在邑爲著姓、其地有古松一株偃蹇陸堂、因名曰含翠、又將置學田以期永年、子丁未歲嘗應友直族人宗信之招而往、得遊于其堂濡滯數日、難黎某某日譚古道、愬々如也、乃請文其事以貽後昆俾無湮管、嗚呼今之諸書乃古之禮樂也、子游因夫子之言、絃歌武城、今土橋氏備夫子道于子哉之後、將以詩書訓迪其邑、則其志固美矣、昔李德裕東都置平泉莊、自記曰、覽吾平泉者非吾子孫也、以一石一樹與入者非佳子弟也、要其所志不過欲傳園亭之勝于後世耳、土橋氏之志則不然、欲使講學之區永存不替、乃所以圖人受爲善之益久而不已、既謀置田、又欲誌之文矣、凡誦周孔之道者、亦豈可不稱述其美以風聲一方也哉、因爲之記、

享保壬子歲仲冬

伊藤長胤拜書

慎獨の心をよめる

谷河にかけし丸木のひとつはしわたる心に世をもわたらん

土橋友直

享保庚子の夏平野の含翠精舎にあそびて、諸友のために書を講してよみはへれる

三輪執齋

願れぬ誠をまもるいくちよのみとりをふくむ松にならひて  
萬代のみとりをふくむ木の下に聖のふみもまとぬひろめん

享保丁未遊蒲州平野宿含翠堂呈主人

伊藤東涯

百濟川西埜上塘 深濠環邑州城居 相逢含翠堂中客 滿地松陰滿架書

瑞興寺  
惠淨寺

瑞興寺は字市にあり、寶輪山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長六年檀徒の協力を以て圓周坊信慶の開創なり。境内は參百四拾參坪を有し、本堂・庫裏・書院・鐘樓・藥醫門を存す。惠淨寺は同字にあり、淨華山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。もと河州中河内郡若江村大字若江南字寺垣内にありしが、明治二十三年六月十二日當所に移轉せり。境内は壹百七拾九坪を有し、本堂・庫裏・座敷・玄關・門を存す。

大字平野泥堂

本地は各町の北部に位置し、其の區域は市之門筋・殘在橋筋・天神筋・金屋小路・西脇門筋・馬小



杭全神社

路・興正寺筋・圓満寺筋・紺屋小路に亘る。外に泥町門筋といへるあり。

杭全神社は宇殿堂にあり、素盞鳴命を祀れり。貞觀四年神誌に依り從五位陸奥守左近少將坂上當通の創建にして、平野の産土神なり。坂上七名家の長當社を掌り、神宮寺六坊即ち南坊・北坊・前之坊・池之坊・大門坊を建立し、弘法大師の法號を傳へて兩部習合の神祀を修せしが、應永三年社の東なる鹿の内にありし普光山修樂寺の觀音堂、及び玉泉坊・寶壽坊・西光院・西之坊・中之坊の六坊を移して十二坊となりしも、明治維新後の神佛分離に際して寺は廢せられ、社は同五年郷社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、大正三年十二月二十二日大字野堂字三十歩の無格社赤留比賣命神社を合併して飛地境内末社とす。社殿は南面して幣殿・拜殿・連歌所・神樂所・神饌所・舞臺・神輿庫・繪馬所・諸陵遙拜所・寶藏等の建物相並び、攝社に熊野神社、末社に證誠神社・若一王子社・八王子社・天滿神社・皇大神宮社・稻荷神社・鎮守社・宇賀神社・田村神社等あり。攝社の熊野神社には伊弉册命・速玉男命・事解男命を祀り、末社の證誠神社には伊諾册命を祭り、又同田村神社には坂上田村麿の靈を祀る。田村神社は即ち従前の太子堂にして、弘法大師の像を安置しありしが、明治十五年の頃長寶寺の田村堂に移し、同堂に安置しありし丈六寸の田村麿の像を此に轉安せしものなり。境内は壹千七百九拾八坪を有し、樹木鬱葱として社頭を覆ひ、殊に其の老楠は周圍貳丈に餘るの大木なり。氏地は本町一圓及び北百濟村大字今在家・同新在家・同今林にして、例祭は十月十七日・夏祭

坂上春子の墓

土井大炊頭陣屋の址

慧光寺

は七月六日より同十四日までに行はれ、神輿の渡御あり。社寶に近衛家熙公撰の縁起書・後醍醐天皇を初の歷朝の宸翰、その他枚擧すべからず。而して當社境外、南西邊は、田村家及び長寶寺の墓地にして、坂上春子の墓あり、墓は其の遺骨を埋めし所にして、巨石之を圍めり。

土井大炊頭陣屋の址は杭全神社の南面入口の西にあり、東西七拾六間五分・南北拾八間參分、面積參千六百七拾五坪にして、濠池之を繞り、昔は擊劔場・調馬埒等其の裡にありしが、今は町役場及び小學校の敷地となれり。

慧光寺は字中小路にあり、大徳山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす、像は安阿彌の作なりといふ。文明二年本願寺蓮如法主は攝・河・泉三國巡化に際し、信徒の請に應じて河州若江郡萱振村に一寺を創立し、六男蓮淳を以て開基たらしめしが、四世良慧の時に至り、石山本願寺に織田氏の難あり、萱振坊も亦其の災に罹り、天正八年八月門主光佐と共に難を紀州の雜賀に避け、翌九年九月二十六日終に難に殉せり。五世良超父の遺志を繼ぎて舊坊の再建を圖り、苦心經營すること十數年、慶長二年に至りて漸く其の功を竣へ、同十五年東派に歸じ、初めて院家に補せられしが、同十七年西派に復す。然るに七世一行に至りて前任昭嚴と共に心を東派に寄せ、貞享二年六月遂に萱振坊(中河内町大字萱振の慧光寺)を去れり。依て宗主光海は之を優待して、此の地の道場迎春寺を興へ、慧光寺と改稱して住せしめしもの即ち當寺なり。後本山の別院となり、明治十年宗規改定の際末寺の列に加へらる。境内



満願寺

は六百壹坪を有し、本堂・庫裏・書院・客殿・鐘樓・太鼓樓・土蔵・茶所・長屋・長屋門・藥醫門を存す。寺觀備はりて、什寶亦多し。

満願寺は字殿堂にあり、見松山成就院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長二年檀徒の協力を以て大譽男屋の開創なり。境内は貳百九拾四坪を有し、本堂・庫裏・書院・玄關・醫門を存す。

寶樹寺

寶樹寺は同字にあり、淨土宗西福寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。應永年中末吉隼人正利吉の開創なり。明治六年無檀無住たりしを以て廢寺となりたるも、同十三年八月二十五日復興せり。境内は九拾五坪を有し、本堂・庫裏を存す。

### 大字 平野馬場

本地は各町の西北部に位置し、其の區域は市之門筋・馬場門筋・西脇門筋・興正寺筋・圓満寺筋・紺屋小路に亘る。外に八軒町といへるあり。

大念佛寺

大念佛寺は字馬場にあり、大源山諸佛護念院と號し、一に龜鐘寺の名あり。天得阿彌陀如來を本尊とす。融通念佛宗の總本山にして、崇徳天皇天治元年六月良忍上人の開創なり。上人は尾張國知多郡富田莊の人秦道武の子にして、母、熱田大宮司の女なり。延久四年四月朔を以て生まれ、幼にして聰明

絶倫、十二歳の春叡山の都卒谷惠光院良賀法印に事へ、薙髮して本覺坊良忍と稱し、晝夜螢雪の功を積みて天台の教觀に通じ、十五歳にして園城寺の禪仁に従ひ、梵網の禁戒を受け、二十一歳の時仁和寺の永意に就きて、金胎兩部の灌頂を受け、顯密兩宗の深致に達し、叡山の講主に推尊せられ、三千の學徒敢て抗するものなし。然るに日夜講授學解に急にして、自他出離を履行する能はざるを以て、東塔の西谷不動寺に詣する一千日、隱遁の心行を祈願し、二十三歳の秋講主を辭して洛北大原に隠れ、永久五年五月十五日四十六歳の時、阿彌陀如來より初めて、融通念佛を流布して末世の衆生を濟度すべし、融通念佛とは一人の行を以て衆生の行とし、衆生の行を以て一人の行とするが故に、功德廣大なり、是れ即ち往生の順次なるべし、一人往生を遂げなば、衆人も亦往生を遂げんこと疑あるべからずとの靈告を受け、且空中より一佛十聖衆の羅縠の旗を授けらる、旗は後に當寺の本尊となれり。又一日異人の來り謁するあり、曰く、願はくば融通念佛を四海に弘め給へ我も亦天神地祇を偈せんと。良忍問ふて曰く、公は何ぞ、對へて云ふ、鞍馬山の毘沙門天なりと、遂に其姿を失す。上人是れより融通念佛の弘通に任じ、諸國を巡化して寧日なく、天仁二年に至り大原に來迎院を創建し、大藏經律論を序て如來藏と名づけ、持する所の彌陀經時々光を放てり。天治元年六月九日鳥羽上皇融通念佛の大會を設け、開宗の勅宣を賜ひ、皇族百官及び衆庶の入會を許され、宸翰を以て融通念佛勸進帳を御製ありて下賜あらせらる。良忍叡旨を奉戴して後當地に來り、檀林を開設して一宗の總本山と定め、長承元年二月



湖入寂す、時に六十一歳なり。上人常に彌陀經を誦誦し、其音清雅にして自ら律呂に合し、聲名梵唄に妙を極む、世推して日本聲名の中興とせり。安永二年十月十六日勅して聖應大師の號を贈らる。中祖法明上人は清原右京亮守道の子にして、弘安二年十月十日に生まれ、二十五歳にして故郷を出で、高山八幡宮に納め置きし天得如來を、河内國交野郡茄子作村に於て授かり、寺の本尊となして大に宗風を興し、正平四年六月十三日七十歳を以て入寂す。降て三十六世道和に至り、徳川家康深く歸依して大坂凱陣の砌、朱印參百石を寄附し以て厨資に充てしめんとせしに、道和は開祖以來祿なくして法燈幸に明なり、貧にして道を修め道初めて堅し、祿足りなば恐らくは懈怠を生せんとして、固辭して受けず、望のある所を問はれて、宗祖以來先皇の御願に依り、諸國を經歷して融通念佛を勸進す、然るに近世天下騒亂して化縁闕如、祖旨の達せざるを遺憾とす、願はくば祖風を傳へ、感得の如來を諸國に護持して、普く此の念佛を弘通せんことをと答へければ、家康は之を感賞して直に許す、依て道和は普く融通念佛を弘通せり。四十六世大通に至り、宗規を釐革して檀林を復興し、元祿七年五月十七日參内を許されて紫衣を賜はり、同九年九月十六日門末僧侶本山の撰を以て香木の勅許を申さしむべきの永宣旨を賜ひ、同十五年十一月十日靈元天皇は宸翰を以て融通念佛勸進帳を賜へり、亦宗門一代の榮といはざるべからず。同年十二月近衛家熙公を催主として融通念佛の大會を設けられ、總門・諸堂・

坊舎等を再建し、法器法具等を全備し、家抄若干篇を著せり、依て同大通を再興の祖と稱す。かくて本山の法燈益耀き、支院・末寺三百八十を算し來りしが、不幸にして明治三十一年五月二十二日火災に罹り、本堂・方丈・大書院・小書院・座敷・玄關・臺所・浴室・廊下・役寺寮・侍者寮・學問所・詰所・取次所・演達所・堂司部屋其の他を合せて三十棟を失ひ、爲めに輪奐の美を極めし寺觀を損せしは惜むべし。大正五年二月七日残れる建物を引直して、假に本堂・庫裏・向拜・集會所・客殿等を建設し、以て當座を凌ぎて他日の再建を期せり。封境は五千五百五坪の廣さを有し、祖師堂(大通上人)・阿彌陀堂・齋堂・位牌堂・納骨堂・禮拜堂・靈明殿(以上火災後の再建)・觀音堂・地藏堂・羅漢堂・毘沙門堂を存す。塔中に梁松院あり、天文二十年三十二世道祐の創立にして、其の退隱せし所なり。寺寶頗る多し、中に於て殊に名あるものは龜鐘なり、鐘は鳥羽天皇より賜はりし鏡を改鑄せしものなり、然るに故ありて一度海底に陥りしが、後神龜ありて頭上に戴き海上に浮びしより、再び世に出しを以て此の名あり、其の臺基及び掛具は先帝陛下の觀覽に供せしものなりといふ。又紙本墨書毛詩鄭箋零本(周南關雎篇)壹卷は明治四十三年四月二日國寶となれり。

永福寺

永福寺は同字にあり、虎谷山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百拾五坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。

大融寺

大融寺は同字にあり、法性山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。萬治二年



浄永寺

本地の住人祐徳の創立なり。境内は壹百六拾坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・土蔵・藥醫門を存す。浄永寺は字密柑小路にあり、慈雲山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。寶永三年四月全悦の中興なり。境内は壹百參拾貳坪を有し、本堂・庫裏・太鼓樓・藥醫門を存す。

本町の地は弘仁年中より坂上田村麿の男廣野麿の所領となり、同氏世襲して永承年間に至り、山城國宇治平等院の寺領に轉じ、天文二年修理太夫三好長慶の領に移り、弘治元年松永彈正久秀の領に換り、天正六年更に織田信長の領に屬し、同十四年豊臣氏の領に移り、元和元年徳川氏代官の支配に歸し、元祿七年松平美濃守吉保の領地に轉じ、寶永二年松平右京亮忠倫の領地に移り、同七年再び徳川代官の支配に歸し、正徳三年本多中務大輔の領地に轉じ、寶曆九年松平周防守の領地に移り、同十三年土井大炊守利里の領地となり、同氏世襲して大炊頭利與に至り、明治二年六月上地せり、依て古河藩の支配に移り、同四年七月十四日古河縣に屬し、同年十一月十五日印旛縣の當分管轄に轉じ、同月二十日更に大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月住吉郡第一區に編入せられて、野堂町は其の六番組、流町は七番組、市町・泥堂町・馬場町は八番組、背戸口町・西脇町は九番組に屬し、同八年四月三十日第七大區一小區に改まりて番組に異同なく、同十年九月十八日番組廢せられて單に第七大區一小區となり、同十二年二月十日住吉郡役所部内となり、同月二十一日第一

分畫に屬し、同十三年七月二日一町獨立し、同十七年七月一日第十七戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	舊石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年五月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
平野野堂			六、九七三	三、九七三	一、九七三		
平野流			六、三五七	三、三五七	七〇		
平野市			三、三二五	一、六〇五			
平野背戸口			二、七九二	九二五			
平野西脇			六、九〇七	六三			
平野泥堂			四、八二〇	八五四			
平野馬場			四、一〇二	六三			
計	五、六三・二七〇	三、九〇一	六、九七三	三、九七三	七、五七三	一〇、七〇一	一、四一三

備考 舊石高は舊平野郷の總高にして今の北百濟村の大字今在家・同新在家・同今林・南百濟村大字中野を含む、各大字毎に分割し得ざるを以て一括掲記せるものなり。

第十一項 北百濟村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、新在家村・今在家村・今林村・桑津村の四ヶ村



は、其の當村に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は往時百濟郡に屬せしに依り、其の意を探り、南百濟村に對して北百濟村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて住吉郡所屬たりしが、同二十九年四月一日、東成郡に屬す。

### 大字今在家

本地は古來百濟郡に屬せしが、天長年中に至りて住吉郡に入り、後關郡たりしも、元祿三年住吉郡に復す。杭全莊平野の枝郷にして、今在家村と稱す。今川は南百濟村大字砂子より來りて、西邊を北に大字新在家に入れり。

#### 正念寺

正念寺は字今在家にあり、國母山と號し、眞宗佛光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。寶曆年中檀家と協力して宗玄の中興なり。境内は八拾坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は弘仁年中より坂上田村麿の男廣野麿の所領となりて同氏世襲し、永正年間に至りて山城國宇治半等院の領に轉じ、天文二年三好修理太夫長慶の領に移り、弘治元年松永彈正久秀の領に換り、天正六年更に織田信長の領に屬し、同十四年豊臣秀吉の領に移り、元和元年徳川氏代官の支配に歸し、元祿七年松平美濃守吉保の領地に轉じ、寶永二年松平右京亮忠倫の領地に移り、同七年再び徳川代官

の支配に歸し、正徳三年本田中務大輔の領地に轉じ、寶曆九年松平周防守の領地に移り、同十三年土井大炊頭利里の領地となり、同氏世襲して大炊頭利與に至り、明治二年六月上地せり、依て古河藩の支配に移り、同四年七月十四日古河縣に屬し、同年十一月十五日印旛縣の當分管轄に轉じ、同月二十日更に大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月住吉郡第一區十番組に入り、同八年四月三十日第七大區一小区十番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第七大區一小区となり、同十二年二月十日住吉郡役所部内となり、同月二十一日第七分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十八戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字新在家

本地は古來百濟郡に屬せしが、天長年中に至りて住吉郡に入り、後關郡たりしも、元祿三年住吉郡に復す。杭全莊平野の枝郷にして、新在家村と稱す。今川は大字今在家より來りて西邊を北流し、其の堤防は謂ゆる今川堤なり。今の奈良街道は大阪市より來りて北邊を東方平野郷町に通ずれども、同街道改修以前にありては、同街道筋に架せる今川橋より今川堤の上を南に過ぐること凡五町許にして字「ハイアガリ」より、更に東に折れて東方平野に通ずるの路線を爲し、一に國分街道と稱し、又平



譏婦堤

野よりは天王寺街道、大阪よりは平野街道とも呼ばれて交通の衝に當り、前記の字「ハイアガリ」は、里傳に依れば、大坂の亂に平野方面より遁れ來れる敗兵の疲れきりて、漸く此の堤防に這上りしより此の名を爲せりと。其の堤防には復た譏婦堤よめどの名あり、蓋し大坂より老婆の平野大念佛寺に詣づる者、此の堤上無人の所に來れば、互に各家新婦の短所を擧げて之を譏れるより起れるの稱なりとなん。堤防には多くの櫛樹を植ゑられたるを以て、秋霜已に降りて樹葉を染むれば春花の艶麗に優り、初冬の候樹葉の全く紅となるに至れば、通行者は絳雲に乗れるが如く將た紅霧を穿つが如くにして、尻無川堤と其の美を争ひしといふ。

源光寺

源光寺は安井山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長八年八月玄祐の開創なり。寛永二十年十一月焼失し、元祿十五年三月再興せり。境内は壹百四拾四坪を有し、本堂・庫裏・座敷・長屋門を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字今在家に同じ。

大字今林

本地は古來百濟郡に屬せしが、天長年中に至りて住吉郡に入り、後關郡たりしも、元祿三年住吉郡に復す。杭全莊平野の枝郷にして、今林村と稱す。平野川は東部を北流して生野町大字田島に入れり。

榮光寺

榮光寺は南向山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は貳百七坪を有し、本堂・庫裏・長屋門を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字今在家に同じ。

大字桑津

本地は古來關郡たりしが、後住吉郡に入りて、桑津村と稱す。一に桑村と呼びしといふ。其の桑村と呼びしは、往時此の地に於て養蠶の爲め桑を植ゑしより起れりと傳へ、且其の津の字を附せるは、百濟・息長兩川の滙洄せる津頭にありしより起れりといふ。村名の現れしは遠く上世にあり、即ち日本書紀應神天皇十三年の條に「秋九月中、髮長媛至日向、便安置於桑津邑」と見ゆる桑津邑是れなり。字地に新家といへるあり、攝津志村里の條に「新家、桑津郡及東生林寺二村出戸」と記せるは、此の字地を指せるものならん。尙小字に瓜生及び一の坪といへるあり。明治十六年四月十四日富田新田字北柏の壹反九畝貳歩を本地に合併せり。

天神社

天神社は中央字桑津にあり、少彦名神を祀れり。創建の年月は詳ならず。口碑の傳ふる所に依れば、應神天皇の御宇髮長媛は本地に桑樹を植ゑしめて蠶を養ひ、糸を取りて織物を爲さしめらる、故に髮長媛を俗に織媛といふ。織媛の病氣なりしとき少彦名神に祈りて快復ありしかば、其の緣故に依りて後



世同神を勸請して氏神に奉祀せり。古來毎年九月二日に新米を以て「しんこ」を製して神前に供するは、當時媛の本服祝として獻供せられたる遺習にして、本地の名物となれる謂ゆる「桑津のしんこ」も是れより起れるなりと。明治五年村社に列し、同四十一年三月二十五日生野村大字林寺新家の村社林神社(素戔鳴命・御薙神・野見宿禰)を合祀し、同四十二年六月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は寶曆十三年の地圖(仲田泰治)に七百六拾四坪を除地と記すれども、其の除地となりし年月は詳ならず。今は參百四拾六坪にして、本殿の外に幣殿・拜殿・神庫・社務所を存し、末社に八幡神社及び境外地に歲德神(俗に八と呼び、本社境内と共に除地たりしが今も官有地たり)あり。氏地は本地一圓にして、例祭は十月十七日・夏祭は六月三十日を以て行はる。

末社八幡神社

舊金蓮寺

同社の末社たる八幡神社に就ては記すべきものあり。社はもと金蓮寺の境内にありて方一丈の社殿たりしも、明治維新の神佛分離に依りて寺は廢絶し、社は移りて天神社の末社となりしものなり。而して社のありし金蓮寺は、天神社の南貳町許の所にありて龍居山と號し、淨土宗に屬して觀世音を本尊とし、上宮太子の建立と傳へ、文祿三年淺野彈正の檢地以來其の境内四百九拾參坪は除地となり、寶曆七年住職洞空の再建たり。傳へいふ、其の地は應神天皇の髮長媛を居らしめ給ひし桑津館の舊址にして、後世祠を建て、其の靈を祀りしは即ち此の八幡宮なりと。高さ五尺・幅壹尺七寸・厚き六寸餘の碑石ありて文字を鏤せるも、莓苔石を蝕して殆ど讀むべからず。外に鳥居一基ありて建立年月の

文字あれども、是れまた明ならず。今は共に移されて社前にあり。尙以前には毛髮を植ゑたる石佛ありて俗に植髮太子と呼び、里人夕に結髮しまゐらすも、翌朝に至りて見れば已に散髮となり居りしが、今を去る百數十年前河内國太子村の勝手寺に移せりと、髮長媛に因みしものなるべし。思ふに髮長媛を桑津邑に置き給ひしは正史に見ゆる所なれば、傳ふるが如く其の地は髮長媛の居りし舊地ならん。

見性寺

見性寺は字宮西にあり、無生山施藥院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。敏達天皇の御宇に遣百濟使難波大別王の百濟より歸朝するや、韓人に命じて石像の佛躰を造らしめ、之を桑津の里なる己が館邸に安置し、改めて寺となせしもの當寺の權輿にして、難波大別王寺・難波寺、又は難波百濟大寺といひ、施療院と稱せり。日本書紀敏達天皇六年の條に「夏五月癸酉朔丁丑、遣大別王與小黒吉士宰於百濟國、冬十一月庚午朔、百濟國王付遣使大別王等、獻經論若干卷並律師・禪師・比丘尼・呪禁師・造佛工・造寺工六人、遂安置難波大別王寺」と見ゆる難波大別王寺は即ち當寺なり。聖武天皇神龜五年冬十二月金光明最勝王經を諸國に頒ち、國毎に之を轉讀せしめ、國家の平安を祈らしめ給ふに當りて、其の大法令を修行せしは本州に於ては當寺なりしといふ。又天平二年光明皇后の發願に依りて施藥院を置き、以て疫民に湯藥を施し給ひしとき、當寺中の一字を之に充てられしは、是れ施藥院の名の殘れる所以なり。同八年勅願に依りて伽藍を建立し、僧正行基を以て開基とし、無生山



見性寺の勅號を賜はり、爾來百濟寺或は見性寺と稱し、同九年三月平城の施樂院に安置せる佛像三軀を模して當寺に置き、且大般若經を書寫し、同十七年秋光明皇后は親筆の一萬三千佛の畫像三幅及び佛舍利を當寺に納め給へり。然るに桓武天皇の佛寺の建立に制限を立て給ひしより四百四十年間、官の保護絶えて衰運に委せしかば、漸次頽廢して遂に舊觀に復するの機なく、法燈僅に繼續して、明治維新後知恩院の末となる。境内の如きも往時は廣かりしも、漸次縮少し、文祿三年八月淺野彈正檢地の際には五百四拾參坪を除地と爲し、以後變更なかりしが、今は復た縮少しして四百九拾坪となり、且本堂は明治後焼失せしを以て、舊金蓮寺の觀音堂を移して本堂とせり。外に庫裏・鐘樓・藥醫門を存すれども、法燈の光微なるは惜むべし。

京善寺

京善寺は字桑津にあり、心王山に號し、眞言宗御室派仁和寺末にして不動明王を本尊とす。承應三年實譽の創立なり。境内は參百八拾六坪を有し、本堂・庫裏・書院・鐘樓・門を存す。外に藥師堂・吒枳尼天堂・辨天堂あり。

光琳寺

光琳寺は同字にあり、城東山大通院と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。元祿十六年檀徒と協力して教信之を再建せり。境内は壹百參拾八坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。

光律寺

光律寺は同字にあり、歡喜山と號し、眞宗佛光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。應永年中觀明の創

立なり。其の後兵燹に罹りて堂宇焼亡し、寛政五年二月十四世圓成檀徒と協力して之を再建せり。境内は壹百四拾五坪を有し、本堂・庫裏・玄關・土藏・藥醫門を存す。

本地は元和元年より徳川氏代官の支配となり、同三年村高五百貳拾七石四斗四升の内、壹百貳拾石は堺の妙國寺領となり、殘高四百七石四斗四升は依然徳川氏代官の支配たりしが、妙國寺領は明治元年五月十日の公布に依りて大阪府司農局の支配となり、徳川代官の支配地は文化十年大久保加賀守の領地に轉じ、同氏世襲して加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて翌六月大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸し、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月住吉郡第一區一番組に入り、同八年四月三十日第七大區一小區一番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第七大區一小區となり、同十二年二月十日住吉郡役所部内となり、同月二十一日第六分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十八戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大	字	石	高	明治九年改正	明治九年一月	町制施行	大正元年五月	大正九年十月一日
新	在	家	石	有租地反別	一日現在人口	當時の反別	當時の人口	末日現在人口
今	在	家	石	三三、四五八	三〇三	七、八二二	三、八四九	三〇三
				五、七〇一	三〇三	三、八四九	三〇三	三〇三



今	林	三五・六八六	三元三	元・一四元	三元
桑	津	五三・四〇〇	六〇	五・四二元	七元
計		五三・四〇〇	一五五	二八・二元	一、七九
備考		五三・四〇〇	一五五	二八・二元	二五三
					二六四

新在家家・今在家・今林の三大字は、もと平野郷の枝郷にして石高分別し得ざるつき、平野郷町の部に一括して掲記す。桑津村の明治九年改正反別の内には、富田新田編入の反別を加算せり。

### 第十二項 天王寺村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、天王寺村・阿部野村の兩村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、大村たる天王寺村の名を採りて天王寺村と名づけ、兩村は其の大字となり、舊に依りて東成郡所屬たりしが、同二十九年四月一日同郡廢せられて更に東成郡に屬す。同三十年四月一日大字天王寺の内は、同大字の條に記するが如く大阪市及び鶴橋村に編入せらる。

#### 大字天王寺

本地は古來百濟郡に屬せしが、後關郡となり、貞享二年東成郡に入れり。四天王寺の所在地なるを

以て、往時より單に天王寺を以て唱へられ、北村・大儀(もと小儀に作る)・土塔・堀越・河堀・上の宮・久保(もと篠に作る)の七部落ありて、天王寺の七村と呼び來りしが、後何れの時にか合併して初めて天王寺村と稱す、攝津志村里の條に「天王寺屬邑七」と記せるは此の舊七村を指せるなるべし。又天明・寛政の頃に西成郡勝間村の屬邑勝間新家を本地に合併す、今の字天下茶屋是れなり。而して本地は由來四天王寺の存せるが爲め其の名夙に顯れ、人煙繁殖して段賑の巷となり、殊に難波岡陵の中にあるを以て幾多の古蹟を存し、歴史上に其の名を留むるの大村たりしも、明治三十年四月一日大阪鐵道本線及び城東線より西北なる貳百九拾四町參反參畝貳拾五歩を大阪市に編入せられしかば、其の主要部分たる舊七村の如きも殆ど同市に屬し、又大阪鐵道線敷地東端以東・生野村境界以北も鶴橋村に編入せられて、共に本地を去れり。依て當時本地に残りしは農村のみなりしが、時勢の進運は大阪市の發展に伴ひ、同市接續方面より漸次市街を形成して底止する所なければ、遠からずして復た農村の片影をも留めざるに至るならん。而して其の發展の最も著しきは天下茶屋なり、天下茶屋は西南崖下にありて、紀州街道に沿ひ、西成郡玉出町に接す。天正年間河内國の人に芽木光立といへるあり、楠正行十世の孫と稱し、住吉村生根神社の附近なる乳人某の實家を尋ねて來住し、日々此の地の天神森に來りて茶店を出し、日没と共に我家に歸るを例とせり、天神森は紹鷗の曾て幽棲せし所なり。然るに豊臣秀吉は其の紹鷗の舊棲地にて清泉のあることを、千利休の言に依りて知り、堺の政所に徂徠の途次(一に住吉社參の途次ともいふ)



此の茶店に休憩し、其の水を用ひて茶を點せしめしかば、是れより世人は此の茶居を殿下茶屋と呼べり、大閣殿下茶屋の意なり。かくて年月を経ると共に紀州街道を挟みて漸次聚落を爲して勝間新家と稱せられ、しかも茶店の名を以て此の地を呼べるもの多かりしかば、勝間新家の名は自然に消滅して殿下茶屋の地名を爲し、遂に轉じて天下茶屋と稱せらるゝに至りしといふ。

天神森は字一丁目の東側にあり、天満宮の鎮座地なり、故に此の名稱あり。社の創建年月は詳ならず。祭神は菅原道真なり、俗に子安天満宮の稱あり。明治五年村社に列し、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せられ、同年十二月二十三日大阪市南區阪町の天満宮(菅原道真)を合祀せらる。華表の額は寶鏡寺宮理豊徳巖尼公の書なりしが、故ありて寺田某の家に移り、今掲ぐるものは之に易へしものなりといふ。境内は六百貳拾坪を有し、本殿・拜殿・神樂所・繪馬所・社務所等相並び、末社に八幡神社・天照皇大神社・稻荷神社あり。氏地は大字天王寺の内にて、字宮の下・天下茶屋・中小路・札の辻・北の端・與吉芝・月夜・南松田・西松田・東松田・阪井田・内ヶ墓・墓の前・北國分寺・南國分寺・稻谷・奥經立・中經立・苔ヶ碓・丸山・柘榴塚・北天狗塚・北阪田・上鯨谷・阪の口・南天狗塚・奥谷・口谷に亘り、例祭は十月二十五日にして、夏祭は七月二十五日を以て行はる。老楠鬱葱として社頭を蔽ひ、一に紹鷗森と呼べり、紹鷗幽棲の所なりしに因る。其の森を西に出でんとする所に建てたる紹鷗社の碑は、之を表せしものと知るべし。

天神森  
天満宮

天下茶屋

天神森及び紹鷗に縁故深く、且天下茶屋の地名を爲さしめたる芽木氏の天下茶屋は、社の西側にあり。明治維新後までは茶店たりしも、今は之を閉鎖せり。即ち其の祖光立以來の舊家にして、秀吉の休憩して點茶せし小亭・惠の水の古井、及び徹山の筆に成れる龍と鶴とを天井に畫ける客室等、邸内に點在せるのみならず、當時秀吉の點茶に惠の水を用ひしといふ文福茶釜・惠の水の木額、天下茶屋の仇討に源次郎を助けし人形師幸石衛門の作と傳ふる焼物の燈籠等を所藏し、殊に秀吉の自畫自賛たる小幅は、富士の山と三保の松原を畫き、其れに「山はふしくもにまされるあさかすみつゝきてみゆる」とまで書して、結句の「三保の松原」といへるを殊更書せずして、畫ける三保の松原に其の句を含ましめたるは珍なり。又其の北なる字二丁目に津田氏の建てし壺天閣あり。津田氏は寛永年中其の祖宗本此の地に來住し、和中散を賣弘めし本家にして、其の次男是齋は近江の梅木に店を出し、是齋の名の和中散と共に海内に喧傳せられしは人の知る所なり。壺天閣は宗本の後なる景段の安永七年に建設せしものに係り、明治元年四月二十日先帝陛下の御小休所に充てさせ給ひし名譽の建物なり。

壺天閣

安養寺

安養寺は其の附近にあり、昌芳山美心院と號し、淨土宗一心寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元祿二年三月十四日貞譽清薫尼の開創せる尼寺なり。寛永三年十二月晦日類焼に罹りて堂宇灰燼となり、寶曆二年九月四世智誓尼信徒と力を協せて再建せり。本堂・庫裏・客殿・玄關・座敷・鐘樓・表門を存す。外に阿彌陀堂ありて阿彌陀如來を安置す、像は弘法大師の作にして開基清薫尼の持念佛たりし



が、其の歿後茶臼山邊なる親族に傳へ、三十年を経て大坂長町の山家屋勘兵衛なるものに傳はり、同人より延享年中當寺に納めしものなりといふ。境内は四百參坪を有し、油煙齋貞柳手植の柳・關取猪名川(阿波の産にして菊ヶ嶺吉と)及び紙治のおさんの墓あり。おさんの墓には、表面に白譽智專比丘尼・側面に寶曆九卯年五月廿九日と刻せり。

天下茶屋は復た天下茶屋の復讐を以て其の名世に高し。復讐に關しては實錄及び院本あれども、共に事實を附會せるもの少からず、今其の中の信據すべきものに依り取捨して其の梗概を記せん。備前岡山の城主浮田秀家の老臣に林玄蕃といへる者あり、主家の安危に關し正義の論を以て諫めしに、奸臣長船紀伊守の忌む所となり、當麻三郎衛門をして夜竊に玄蕃の歸途を要して殺さしむ。長船の惡計は露れて切腹を命せられたるも、當麻三郎衛門は出奔せり。玄蕃に子あり、兄を重三郎といひ、弟を源次郎といふ。父の仇を報せんが爲め母及び僕二人を伴ひて國を出しが、母は病んで歿し、重三郎亦足を病むで立つこと能はず、京都に上りて仇を索むれども窮乏日に甚だしく、僕元右衛門は變心して從友彌助を殺して逃亡せり。兄弟は其れより京都を去りて大坂に下り、上福島中の天神の祠後に隠れて非人となり、重三郎は食を市中に乞ふて兄を養へり。然るに當時當麻は大坂にありて大野治長の臣となり、元右衛門亦當麻に屬せしが、兄弟の此にあるを知り、慶長十四年正月二十二日當麻と共に來りて之を害せんとす。時に源次郎は外出して不在なりしかば、兩脚の痿せる重三郎(織伊)は遂に其の反害

天下茶屋の復讐

する所となれり。源次郎歸りて慟哭し、其の悲運を歎きて將に自殺せんとせしも、母の遺書によりて伏見に赴き、人形師幸右衛門に託す。幸右衛門はもと同藩の士なり、在藩中女と不義せし爲め將に手討にならんとせしを、源次郎の母の情に依りて姿を隠し、當時伏見にありて人形師たりしが、之を聞きて憤慨し、竊に大坂に來りて木村重成に訴ふ。重成之を憫み、片桐且元に謀りて援助し、以て機に至るを待てり。たま／＼豊臣秀頼の其の母淀君を奉じて住吉神社參拜の擧あり、治長之に従ひ當麻之に陪せり。依て其の豫定の口を重成より兩人に知らしめしかば、源次郎は幸右衛門と共に其の歸路を此天下茶屋の地に要して、當麻及び元右衛門を殺して父兄の讐を報せり、時に同年三月三日なり(或は、元右衛門を殺せしは片桐且元の邸なりと)。而して其の復讐の場所は今詳ならず。口碑に依れば、出口橋を「くやしの橋」と呼べるは、復讐に臨みて當麻が「くやし」と叫びて殺されしより起れるなりといひ、又字與吉芝を其れなりともいへり。

天下茶屋の東邊なる高地の西涯聖天山に正圓寺あり、海照山と號し、眞言宗古義派大通寺末にして不動明王を本尊とす。天慶二年道光和尚の開創なり。もと東方五町許なる阿部野村にありて、般若山阿部野寺と稱し、代々行脚僧住職して八宗兼學たりしが、天草の亂後徳川氏の寺院の宗派を一定するに及び、眞言宗となりて寺門漸く衰微しけるに、元祿年中京都の僧常如來住し、其の衰運を歎きて再興の志を起し、寺を當所に移して堂宇を再建し、海照山正圓寺と改稱せり。境内は四百拾六坪を有し、

正圓寺



本堂・庫裏・御供所・土藏・藥醫門、及び觀音堂・釋迦堂を存す。傍に二塚あり、一は雄崎國丸の狂歌塚にして、一は寄松塚なり。傳へいふ、寄松塚は聖武天皇國家鎮護の爲め靈寶を埋め、紀念として松を植え給ひし所なり、故に古は聖武帝山と呼ばたりしを、後住僧の聖天を祀りしより今の名に改まりしと、塚上なる老松の一本より八支幹を爲せるは偉觀なり。寺寶に傳聖德太子作十一面觀世音像、三國傳來の佛舍利、傳光朝作腹藏不動明王像、猪首毘沙門像、勝圓僧都より傳來の聖天像、白の丸大黒天像、辨財天像、唐僧惠和・僧空海・惠心等の書幅、及び兼好法師使用の藁打石、紹鸕遺愛竹水の手水鉢等を所藏せり。

泰清寺は正圓寺の南方なる字西苗代にあり。青宵山と號し、臨濟宗妙心寺派高源寺末にして地藏菩薩を本尊とす。開山椎山は京都南禪寺塔中慈正院の住職なり、元祿五年幽居を東成郡天王寺村の茶臼山に移し、私財を以て堂宇及び庫裏を造營せしもの當寺の起原なり。爾後施主山中善五郎より屢助資を受け、同家累代の供養所となり、明治四十四年十一月二十七日當所に移轉せり。境内は四百五拾八坪九合壹勺を有し、本堂・庫裏・玄關・表門・下家を存す。外に毘沙門堂・護法堂あり。

淨明寺は字經立にあり、惠日山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基教正は寛永十二年二月本願寺良如法主の直弟となり、大坂尼ヶ崎町二丁目に一字を創立し、文化八年六月十三世正道今の東區瓦町五丁目に移り、明治四十三年十一月十一日更に當所に轉せり。境内は參百參坪を

有し、本堂・庫裏・納家・門を存す。

義光庵は字四つ松にあり、眞言宗高野派高貴寺末にして釋迦如來を本尊とす。寶曆四年義光の開創なり。當時は今の北區會根崎上二丁目字志摩殿の内にありしが、天保五年六月火災に罹りて焼亡し、同曆中に再建せられたりしも、明治四十二年七月三十日の大火に類焼せしを以て、同四十三年六月二十二日當所に移轉せり。境内は貳百坪を有し、本堂・庫裏・附屬建物を存す。

月光庵は字北苗代田にあり、圓照山と號し、大阪市東區谷町八丁目淨土宗鎮西派願生寺末にして阿彌陀佛を本尊とす、本尊は丈壹尺貳寸の立像にして運慶の作なりと傳ふ。願生寺十四世廓譽湛道和尚は同寺退隱後、寛政四年二月八日西成郡難波村に草庵を結びて念佛道場となし、同六年十月二十日入寂して無住たりしが、安養寺住職智性尼の開基せる智性庵の二世智專尼其の空く荒廢せんことを惜み、隱居の後鉢に依りて得たる貯金に寄檀信徒の寄進を加へて、建營造築して寺觀成れり、故に當庵に於ては湛道和尚を開祖・智專尼を開基とせり。爾後相繼ぎて尼僧の住する所となり、現住八世貞稱尼に至り、其の大阪市南區難波元町三丁目の寺地は大阪市營電車線路に當りしを以て、明治四十三年七月十六日當所の地を買得し、寄進檀徒の助成に依り、翌四十四年十月上旬建築工事に着手し、同年十二月下旬竣工し、翌四十五年三月二十日入佛式を舉行せり。境内は壹百七拾貳坪を有し、本堂・庫裏・書院・離座殿・門を存す。



兼好法師の古蹟は字丸山にあり、廣さ貳拾五坪許の小邸を爲して樹木叢生せり。もと一の小なる寶篋塔ありしが、今は塔の礎石のみを存す。兼好は卜部兼顯の三男にして、神祇大副兼茂の曾孫なり、吉田に居りしを以て吉田兼好と稱す。幼にして穎悟、好みて老莊の書を読み、文才あり、和歌を善くし、兼ねて書に巧なり。後宇多天皇に仕へて左兵衛尉に任せられ、天皇の崩じ給ふに及び追慕悲歎して僧となり、諸國を巡歴して詠歌自ら樂み、生前葬所を京都の雙岡に卜して櫻樹を植る置きしが、正平五年二月十五日六十九歳を以て伊賀の國見山麓に逝り。而して此の地を其の古蹟なりと傳ふるは、家僕婦丸なるもの此に住みしを以て、法師の亂を避け來りて寓居せし所なりと。

社宮跡塚は字柘榴塚にあり、塚上には老松あり。昔は梅岸又は梅岸山と稱し、傳へて菅原道眞の筑紫に左遷のときに休憩せし所なりといふ。塚の下にはもと一の巨石ありしも、今は移されて聖天山正圓寺にあり。傳へいふ、前記兼好法師命婦丸の許にありし時、北畠顯家の戰歿せるを聞きて深く之を悼み、藁を打ち筵を織りて衣食の資に充て、唱名念佛して其の靈を弔ひしが、石は即ち其の藁打石にして、俗に夜啼石と呼び、里人は畏怖して手を觸るゝものなかりしと。

大阪市立天王寺葬儀所は字經立にあり、火葬場及び墓地等を併せて貳萬五千九拾貳坪の面積を有す。其の沿革を釋ぬるに、明治六年七月太政官達を以て火葬を禁止せられしかば、大阪府は東成郡天王寺村・西成郡南長柄村・同郡岩崎新田の三ヶ所に約拾五町歩の埋葬地を新設し、府下一般の火葬を禁ず

ると同時に、市内及び接續町村にある寺院の墳墓中、夫婦の内先に埋葬せる傍に夫若しくは妻を埋葬するの外、一切埋葬すべからざる旨を達し、市内及び接續町村の死屍は總て此の三ヶ所の新墓地に埋葬せしめらる。是れ當所及び長柄・岩崎に於ける墓地の起原にして、當所は其の阿部野に近接するを以て俗に阿部野墓地と呼ばれ、飛田・千日等の舊墓を當所に移轉せり。然るに同八年五月に至り太政官布告を以て火葬廢正令の解かるゝに及び、射利を目的とせる火葬營業を出願する者續出し、弊風甚だしからんとせしを以て、大阪府は舊來存したる火葬場の弊風を一洗すると同時に、多數の火葬場を設置するは不必要なりとし、火葬場の建築改良を旨として、極めて宏壯なる圖面を示し、多數出願者に協力して完全なる火葬場を設置すべき旨を諭せり。依て同年七月吉田吉次郎外七名の者協同經營にて營業の許可を得たるも、經費の點に於て顧慮する所ありしを以て、住友家支配人廣瀬宰平に談じて出資を求め、前記三ヶ所の埋葬地に火葬場敷地として各四五反歩の拂下を受けて建築に着手し、名を八弘社と稱し、同九年四月二十一日天王寺火葬場即ち當所に於ける火葬場落成し、尋で長柄火葬場は六月廿四日・岩崎火葬場は十月十三日に落成して、儀式及び火葬・埋葬を取扱ひ、同十五年其の組織を七萬資本金七萬五千圓の株式會社に變更し、且營業の統一を期するが爲め、西成郡浦江村にある浦江火葬場の動産・不動産及び火葬營業權を買收し、同所に於ては儀式及び火葬を營み、資本金を拾五萬圓に増加し、内拾貳萬圓を拂込みて經營し來りしも、同四十年二月二十日其の全部を拾八萬五千圓にて大阪市内買



收せられて同市の經營に歸し、同市は大阪市長柄葬儀所・同浦江葬儀所・同岩崎葬儀所・同天王寺葬儀所と改稱し、從來の如く浦江は儀式及び火葬、他の三ヶ所は儀式・火葬・埋葬を取扱ひ來りしも、同四十一年末日限り岩崎葬儀所を廢して其の墓を當所に移轉し、大正五年三月末日限り復た浦江葬儀所を廢し、新に西區小林町に小林葬儀所・北區上福島中三丁目福島葬儀所を設けて、前者は大正二年六月二十一日より、後者は同年七月末日より事業を開始せり。然れども此の新設の前者は儀式と火葬のみを、後者は單に儀式のみを取扱へるを以て、全市に於て儀式及び火葬・埋葬を兼ねるは、長柄葬儀所と此の天王寺葬儀所の二ヶ所のみなり。

## 飛田遊廓

飛田遊廓は天王寺葬儀所の北西に當れる低部にあり、其の地はもと東松田・西松田・稻谷・堺田の四字なりしが、耕地整理の結果大正四年三月之を合併して、更に字を北堺田・中堺田・南堺田と改正せられたる所なるも、俗に其の附近を飛田と總稱せらるゝが故に、飛田遊廓と稱せるならん。而して其の此の地を貸座敷免許地に指定せられしは、大阪市南區難波新地遊廓の舊乙部營業者に營業せしめんとするにあり。同遊廓は已に記せしが如く、明治四十五年一月十六日の大火に罹りて燒失したるを機とし、翌二月五日其の遊廓地を廢止し、營業を同年四月三十日限り禁せられ、營業者は其の生業を失ひければ、此の地を選定して出願したるに、大正五年四月十五日許可せられしかば、其の經營を會社組織と爲すに決し、阪南土地株式會社を設立し、同會社に於て敷地貳萬貳千六百八拾坪を買收し、

同年十一月より土工に着手し、同六年十一月より家屋の建築を始め、同七年六月に至りて貸座敷用家屋壹百四戸・塀外商店用家屋參拾四戸・塀内商店用家屋八戸竣成しければ、商店用家屋は希望商人に貸與し、貸座敷用家屋は罹災者に割當貸與し、同年十二月二十九日開廓式を擧げ、爾來引續き家屋の建築に従事し、大正九年十二月末に於ては、商店五拾八戸・遊廓事務所壹棟・貸座敷壹百貳拾八戸にして、藝妓五十人(藝妓置)・娼妓壹千貳百拾四人を算せり。此の遊廓成りしが爲め、其の附近は人家建並び、股賑の巷と化して、従前の田圃たりし當時の俤は復た之を見るに由なし。

本地は元和年間より村高七千貳百九拾石五升貳合の内、壹千四百九拾石九斗壹升は四天王寺の領となり、其の五千七百拾八石壹斗四升貳合は徳川氏代官の支配たりしが、四天王寺領は同寺相傳し、明治元年五月十日の公布に依りて大阪府司農局の支配となり、又徳川代官の支配地は同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて同二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸し、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同三月大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月東成郡第一區に入りて、二番組より八番組に分かれ、同八年四月三十日第五大區一小區に屬して番組に異動なく、同十年九月十八日二番組・三番組を除きたる外は其の番組を廢して單に第五大區一小區となり、二番組・三番組は大阪市街の接近町村なるを以て合併せられて第五大區一小區二番組と改ま



り、同十二年二月十日東成郡役所部内となり、同月二十一日全村第二分書に入り、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 阿部野

本地は古來百濟郡に屬せしが、後關郡となり、貞享二年東成郡に入れり、阿部野村と稱す。阿部は一に安部又は阿倍に作れり。攝津志は廢百濟郡の條に「西部已廢屬東生郡阿部野村」と記して、本地を舊百濟郡に於ける西部郷の地なりとせり。而して歌枕の阿閉島は本地ならんといふ。

萬	葉	阿倍の島うのすむ石による浪のまなく此ころやまとしおもほゆ	山邊	赤人
風	雅	たまかつまあへ島山の夕霧に旅れしかれつなかき此夜を	諸人	しらす
夫	木	阿部島や鶴のふる岩に降雪の浪にいくたひ消つもらん	後鳥	羽院
阿		あへ島の岩うつ波のよるさえて住ともさかぬ千島なくなり	鎌倉	右大臣

大字天王寺と住吉村との間に介在して、小丘起伏の地勢を爲せる謂ゆる安倍野にして、攝陽群談には「往來人家遠くして道冷し、世俗貪狼の輩を指して阿倍野街道と異名す」と記すれば、寂寥の所たりしを知るべし。復た以前は滿野蕎麥を盛に作りしかば、秋日には花を發して滿地雪の如くなりしと

いふ。現今大阪市の發展は此にも波及して、當年の俤は見るともなし。然れども前記の兩地及び附近の部落と關聯して、古來幾多の事蹟を史上に留むるものあり。今其の一二を抄出せん。但し太平記に顯家の死戰を此の地なりとせるに就きて反對説のあるは、後記顯家塚の條及び和泉國泉北郡濱寺町大字下津に於ける顯家墓の條下に記する所の如し。

平治物語 去程に、十日の曉六波羅の早馬紀州熊野切目の宿に追付たり、清盛いかにと問たまへば、去る九日の夜三條殿へ夜討入て御所みな焼拂ひ候ひぬ、少納言入道の宿所も焼拂はれ候、これは右衛門尉殿左馬頭義朝を相かたらて、當家を滅し奉らんと謀とこそ承り候へと申せば、清盛急に下向すへき、(略) 熊野別當湛増に使み立給へば、兵二十騎奉る、湯池橋頭宗重三十騎にて馳參れば、かれ是れ百餘騎に成にけり、こゝに惡源太義平二千餘騎にて安倍野に待と聞えければ、清盛此無勢にて大勢に遇て討れん事無念なれ、まづ是れより四國へわたり、勢を催して後日に都へ入ばやと宣へば、重盛申されけるは、それも左にて候へと、事延引に成候は、定て當家退治の由諸國へ院宣繪旨をなしたまふへし、却て朝敵と成なん後は後誨すとも益あらし、多勢を討事は常の業なり、無勢を以て多勢を亡すは六韜の奧義なるへし、然らば無勢なりとも馳向つて戦ひ、敗北せば即時に討死したらんこそ後代名も勝るへき、何とか思ふ家貞と宣へば、筑後守六波羅の御一門もさこそ覺束なくおほすらん、急かせたまへと申せば、清盛も然るへしとて都をさして引返す、(略) さて惡源太が河部野に待といふはいかにと問たまへば、其義は曾て候はず、伊勢國伊東の兵共こそ都へ入らせ候は、御供仕らんと三百餘騎にて待參らせ候ひつれと申せば、扱ば惡源太にてはあらずして、よき味方こさんなれ、うてやものともてみな色を直して我さきにとすゝみき、



(四)懸る處に顯家卿舍弟春日少將顯信朝臣、今度南都を落し敗軍を集め、和泉の境に打出て、近隣を犯し奪ひ、頓て八幡山に陣を取て、勢ひ京洛を呑、依之京都又騒動して、急ぎ討手の大將を差向へしとて、戦命を被下しかとも、軍忠異子他桃井兄弟たにも抽賞の儀もなし、増て其已下の者ばさこそ有んすらんとて、曾て進む兵更に無りける間、角ては叶まじとて師直一家を盡して打立給ける間、諸軍勢是に驚て我もくと馳下る、されば其勢逆の如にて、八幡山の下四方に尺地も不殘充滿たり、されとも要害の堀欄くして、猛卒悉く志を同して楯籠たる事なれば、寄手毎度戦に利を失ふと聞えしかば、桃井兄弟の人々我身を省みて、今度の催促にも不應都に残留られたりけるか、高家氏族を盡し、大家軍兵を起すと云とも、合戦利を失と聞て、餘所にはいかに見て過へき、速懐は私事、弓矢の道は公界の義、通れぬ所也とて、偷かに都を打立て手勢計を引率し、御方の大勢にも不膠合、自身山下に押寄せ、一日一夜攻戦ふ、是にて官軍も若干討れ疵を被りける、直信・直常の兵とも殘少に手負討りて、御方の軍へ引て加る、此比の京軍部が桃井塚と名つけたるは、兄弟合戦の在し所也、是を始として厚東駿河守・太平孫太郎・和田近江守自戦 疵を被り、數輩の若黨を討て、日夜且暮相挑む、かゝる處に執事師直所々の軍兵を招集め、和泉の境・河内は故敵國なればさらてたに恐懼する處に、強敵其中に起りぬれば、和田・楠も力を合すへし、未微なるに乗て早速に退治すへしとて、八幡には大勢を差向て、敵の打て出ぬ様に四方を圍み、師直は天王寺へそ被向ける、顯家卿の官軍共疲れて而も小勢なれば、身命を棄て支戦ふといへとも、軍無利して諸卒散々に成しかば、顯家卿立足もなく成給ひて、芳野へ參らんと志し、僅に二十餘騎にて大敵の圍を出んと、自ら被利碎堅給ふといへとも、其戦功徒にして五月廿二日和泉の境安部野にて討死し給ければ、相従ふ兵悉く腹切り疵を被て一人も不殘失にけり、顯家卿をば武藏國の越生四郎左衛門尉討しかば、首をば丹後國住人武藤右京進政清是を取て、甲・太刀・刀まで進呈したりければ、師直是を實檢して疑ふ所無りしかば、抽賞御感の御教書を兩人にそ被下ける、哀哉顯家卿は武略智謀其家にあらずといへとも、無雙の勇將にして鎮守府將軍に任し、奥州の大軍を再度まで起して尊氏卿を九州遠

阿部晴明誕生地

境に追下し、君の宸襟を快く奉休られし其譽れ、天下の官軍に先立て争ふ輩無かりしに、聖德天に不叶、武徳時至りぬる其謂にや、股脈の重臣りへなく戦場の草の露と消給ひしかば、南都の侍臣官軍も聞て力をそ失ひける、

阿部晴明誕生地は阿倍王子神社の北半町、道路の東畔にあり、晴明屋敷と稱す。晴明は太彦忍信命に出で、一品倉梯磨十數世の孫にして、父は大膳大夫益材・母は藤原保憲の女なり。天慶七年三月辰日辰刻を以て此の地に生まる、幼名を希名といひ、阿部童子と稱す。後加茂の社司藤原保憲の門に入りて陰陽推算の術を學び、名を保名と改む、晴明は其の號なり。官は天文司廊大博士從四位上主計頭に至り、占筮の妙百中神の如し、寛弘二年九月六十二歳を以て没せり。往時は其の地域廣かりしも、漸滅して今は五拾貳坪の地となれり。寛政の初年其の末裔たる保田某の建設に係れる小祠を存せしも、今はなく、文政の頃堺の人神南邊大道心の建てたる一碑を存して「阿部晴明誕生地」と鐫せり。

北畠顯家塚

北畠顯家塚は宇播磨塚にあり、土俗は之を大名塚と呼べり。七坪五合の封土にして、四圍に石の玉垣を繞らし、裡に二重臺石に伏龜を置きて、上に高參尺五寸・横壹尺七寸の巨碑を存す、享保十八年並河五郎の建設なり。顯家は太納言北畠准后親房の長子なり、十四歳のとき左近衛中將となり、後陸奥守に任せられ、義良親王を奉じ、出で、任國を鎮し、建武元年從二位に叙せられ、翌二年鎮守府將軍を兼ね、延元三年沿道の賊軍と戦ひ、南都に屯し、二月二十一日般若寺の戦に利あらざりしかば、敗卒を收めて河内・攝津の間を糾合し、弟顯信は男山に據り、顯家は三月八日北軍を天王寺に攻めて之



に勝ち、寺を取りて之を守りしが、師直の來り攻むるに及び、同十六日天王寺及び本地に戦ひて敗れ、爾後各地に轉戦し、五月二十二日諸軍を督して堺浦を攻めしも、顯家の運や盡きたりけん、終に戦歿せしぞ悼はし、時に年二十一なり。然るに従來は此の地を顯家戦歿の所なりとし、復た此の塚を其の遺骨を埋めたる墓なりと傳へたれども、是れ太平記の誤傳に出でたる謬説にして、顯家の戦歿地は泉北郡の石津なり。其の墓は濱寺町大字下石津の石津川の邊なる塚なりとの説其の眞を得たるものならん。而して顯家の戦死は、南朝に於ては大夏を支ふる一木の倒れし觀ありしなるべければ、其の報に接したる吉野行宮の落膽、及び家庭の悲哀は推想するに餘あり。之に關し吉野拾遺に記する所あれば左に掲記せん、但し北の方は當年十八歳なりしといふ。

吉野拾遺

源中納言の北のかた致心の事

先帝の御とき源中納言みちのくのいくさをあまたしたかへたまひ、道々もたいらけて、みの國までおはしけるよし、さきたちて聞えければ、うへよりはしめてたのもしき事に覺し給ひけるに、阿部野の露ときえさせ給ひけると、刑部の丞ともなりか其きはの有様を参りて泣くかたるに、ともし火のきえぬるやうになむ人々の御心はなりにけり、御父、卿はいかばかりおほすにかとて、

さきたてし心もよしやなか／＼にうき世のことを思ひはすれて

北の方はたふしつませ給ふて更に御心地もなかりけるを、さわきておもてに水なとそまきしける程に、又の日の夕暮の程にすこし御心地のいきこせ玉ひて、

玉の緒のたえも果なく／＼りかへしおなし浮世にむすほふるらん

猶おなし道にとおほしめしたち給へる御けしきの、いちしろく侍りければ、立さり給はて人々のまもりければ、御心にもまかせ給はて、觀心寺といへる山寺のふもとにておくしおろしてすませたまへるに、すきにしことよも思ひ給ふにそ、

そむきてしたほ忘れぬ面影げうき世の外のものにあるらん

爰に三とせか程過し給ふて、世のさわきもしはしつまりければ、さすかふるさとのかたつ思ひ出されけむ、吉野山をたとり出させ給ふとて、

いつくにか心をとめむみよしのよしの、山を出て、ゆく身は

親房卿の御もとにしば／＼おはして、暁かたに立出させ給ひけるに、御名残のつきさせ給ふましき御事にて有ければ、かへり見させ給へるに、有明の月のいとさやかに山の端ちかくみえ給へば、

わかるれとおひも思はぬ三芳野のみにさやけきありあけの月

阿部野を過させ給ひけるに、爰なむ其の人のきさせ給へる所と告げれば、草の上になふれふさせ給ひて、

なきひとのかたみの野への草枕ゆめもむかしのそてのしらつゆ

此ほとりに刑部の丞ともなりか世をそむきてありけるを、尋ねさせ給ひけるに、いそき参りて御ありさまを見たてまつり、さしもゆゑしくわたらせ給ひける御よそほひの、いつしかはかりおとるへさせ給ひけるにやと、涙もとめあへず、住吉・天王寺のほとりまで御おくり参りて、所々のあないしけるに、天王寺の龜井の水のほとりなる松の木をけつらして、

のちの世のちきりのために残しけりむすふ龜井のみつくきの跡

とかきつけたまへり、それより友成入道は歸りにけると、一とせ又尋來りて語りけるに、いとあはれに思ひ奉りて、其の後天王



寺へ参りけるに、御筆の跡もきえもばてすして残りけるを見まぬらせて、そよりに袖をしほりにけるにこそ、其後舊郡にのほらせ給ひて、母君もともに世をそむきおぼしけるか、さきたち給ひてまたの年の春うせさせ給ひけると聞えし、中納言實朝卿の御むすめなりしとぞ、

阿倍野

廣瀬旭莊

興亡千古泣英雄 戊辰龍爭夢已空 欲問南朝忠義墓 蕃花秋介野田風

廣瀬旭莊墓 在野田之南

同懷古

小野湖山

授、功已立 意氣甲諸卿 可惜途敗 空留千載名 丘墳勳欲盡 廟祀典初成 不遇維新日 安能表至誠

安能表至誠

經塚

大名塚の附近に經塚と呼べるあり、貳坪許にして碑石に塚名を刻す。傳へいふ、聖徳太子の諸經の文字を一字一石に書して納め給ひし舊蹟なりと。然れども他の一説にはいふ、弘法大師除疫の爲め病免寺に於て一千部の薬師經を讀誦書寫して祈られしに、疫病頓に止みしかば、經石を埋められし舊址なりと。

松虫塚

松虫塚は西北字松虫塚にあり、廣さ拾坪内外なり。石碑を建て傍に一小祠を存し、數株の松樹雜木之を繞れり。口碑にいふ、昔此の村に生れし一人の女あり、長じて宮中に奉仕し、松虫局と呼びしが、後郷里に歸り、此に草庵を結び老を養ひて身を終れり。依て後人墓石を建て祠を設けしものなりと。然れども復た一説あり、昔農繇といふ者あり、彈琴を好みて其の技に達し、小野小町の此の地に住せ

し時、來りて之と同棲し、虫聲を聞きて樂みしが、琴も虫には如かざるを歎じ、遂に琴を投じて「虫聲唧々滿荒野、閑釀戀情琴瑟拋」の句を賦せり、塚は其の遺址を表して此の名あるものなりと。更に一説あり、古二人伴ふて此の野を過ぎけるに、折ふし秋も半にて月も清らかなるに、松虫の聲面白き方を慕ひ、一人は跡に残りて草の筵に臥しぬ。暫くして歸り來らざりければ、一人も跡を尋ねて至り見れば、草に伏して死し居たり、依て泣くく土中に埋め、松虫塚と號けて之を傳ふと。共に信じ難し。然れども後説は謠曲に作らる。

謠曲 松虫

元清作

ワキ「是は津の國阿部野のあたりに住居仕る者にて候、我此阿部野の市に出て、酒を賣り候所に、何處とも知らず若き男の數多來り酒を飲み、歸るさには酒宴をなして歸り候、何とやらん不審に候間、へ日も來りて候は、如何なる者そと名を尋ねばやと存し候、

シラレ「もとの秋をも松虫の、音にや友を忍ふらん、シラシ「秋の風更け行くまゝに長月の、有明寒き朝風に、シラツ「袖觸れ織く市人の、伴ひ出つる道の邊の、草葉の露も深緑、立ち連れ行くや色々の、蓑代衣日も出て、阿部の市跡に出るなり、シラ「遠里なから程近き、且陽住の江の浦つたひ、汐風も、吹くや岸野の秋、草、松もひゝきて沖つ波、聞えて聲々友さそふ、此市人の數々に、我も行き人も行く、阿部野の原はおもしろや、ワキ「傳へ聞く白樂天か酒功贊を作りし琴詩酒の友、今に知られて市屋形に、樽をすみ盃をならへて、寄り來る人を待ち居たり、阿如何に人々酒召され候へ、シマ「我宿は菊賣る市にあられとも、四方の門邊に人さわくと、讀みしも故人の心なるへし、如何に人々面々に、盞酒を汲みててなし給へ、ワキ「又彼人の來れるそや、阿今



日はいつより酒をたゞへ、遊樂遊舞和歌詠し、人の心を慰め給へ、早くな歸り給ひそとよ、シテ「何、我を早くな歸りそとよ、ワキ中々の事暮過くる共、月なもり捨給ふなよ、シテ「仰せまでもなし何とてか、此酒友をば見捨つへき、古き詠にも花のもとに、ワキ歸らん事を忘るゝは、シテ「美景によると作りたり、ニ「樽の前に醉をすゝめては、是れ春の風ともいへり、シテ「今は秋の風、暖め酒の身を知れば、薬と菊の花のもとに、歸らん事を忘れ、いさや御酒を愛せん、たとひ暮のとも、夜遊の友に馴衣の、秋に受けたる月影の、うつろふ花の顔はせの、盃に向へば、色も猶まさり草、千年の秋をも限らしや、松虫の音も盡きし、いつまで草のいつまでも、變らぬ友こそは、買ひ得たる市の寶なれ、

ワキ「如何に申し候、たゞいまの言葉の末に、松虫の音に友をしのふと承り候は、如何なる謂にて候ぞ、シテ「さん候、それに付いて物語の候、語つて聞かせ申し候へし、ワキ「さらば御物語り候へ、シテ「むかし此阿部野の松原を、ある人二人連れて通りしに、折節松虫の聲おもしろく聞えしかば、一人の友人、彼の虫の音を慕ひ行きしに、今一人の友人、やゝ久しく待てとら歸らざりし程に、心もとなく思ひ尋れ行き見れば、彼草露に臥して空しくなる、死なば一所とこそ思ひしに、こはそも何と云ひたる事とて、泣き悲しめとかひそなき、其まゝ土中に埋木の、人知れぬとこそ思ひしに、朽ちもせて松虫の、音に友を忍ぶ名の、世にもれけるそ悲しき、今も其、友をしのひて松虫の、音に誘はれて市人の、身を替へてなき跡の、亡靈こゝに來りたり、耻かしや是れまてなり、立ちすかりたる市人の、人かけに隠れて、阿部野の方に歸りけり、

ワキ「不思議や扱は此世にもなき影す、こゝに残しつゝ、此程の友人の、名残を暫しとめ給へ、シテ「折節秋の暮、松虫も鳴く物を、我をや待つ聲ならん、其そも心なき虫の音の、われを待つ聲そとに、誠しからぬ言葉かな、シテ「虫の音も、しのふ友をば待てはこそ、言の葉にもかゝるらめ、實にく思ひ出したり、古き歌にも秋の野に、シテ「人松虫の聲すなり、我がと行きて、いさむらばんと、思し召すか人々、有り難や、是ぞ誠の友を、しのふそよ松虫の、音に伴ひて歸りけり、虫の音に連れて歸りけり、

ワキ「松風寒き此原の、草い假寝のこととはに、御法をなして夜もすから、彼の跡とこそ有難き、其まゝあら有難の御申ひやな、秋霜に枯るゝ虫の音聞けば、圓浮の秋に歸るゝもろ、猶郊原に朽に残る、魂靈是まで來りたり、うれしし申ひ給ふ物かな、ワキはや夕影も深緑、草の花色露深き、其方を見れば人影の、幽に見ゆるはありつる人が、シテ「中々なれやもとよりの、昔の友を猶しのふ、虫の音ともに顯れて、手向を受くる草衣の、ワキ浦は難波の里も近き、シテ「阿部の市人馴れくゝて、ワキ申ふ人も、シテ「訪はるゝ我も、ワキいにしへ今こそ、シテ「替れとも、故郷に、住みしは同じ難波人、藁火焼く屋も市屋形も、かはらぬ契りを忍ぶ草の、忘れ得ぬ友そかし、あらなつかしの心や、

シテ「忘れて半を経しものを、又いにしへに歸る波の、難波の事のよしあしも、實に隔てなき友とかや、シテ「朝に落花を踏んで相伴つて出つ、地「夕には飛鳥に従て一時に歸る、シテ「然れば花鳥遊樂の魂靈、地「風月の友にこそはれて、春の山邊や秋の野の、草葉にすたく虫までも、聞けば心の友ならずや、ワキ「一樹の蔭の宿も、他生の縁と聞くものを、一河の流汲みて知、其の心淺からめや、奥山の、深谷の下の菊の水、汲めとも汲めとも盡きし、流水の盃は、手まつさへきれる心なり、されば廬山のいにしへ、虎溪を去らぬ室の戸の、其の戒を破りしも、志をあさからぬ、おもひの露の玉水の、けいせきを出して道とかや、シテ「それは賢き古の、世もたけ心さえて、道ある友人の數々、積善の餘慶家々に、善く廣き道とかや、今は濁世の人間、殊に拙き我等にて、心もうつらふや、菊をたゞへ竹葉の、世は皆醉へり、さらば我ひとり醒めもせて、萬木皆紅葉せり、たゞ松虫の獨音に、友を待ち醉みなして、舞ひかたて遊ん、

シテ「盃の雪を廻らす花の袖、ワキ「おもしろや、千草にすたく虫の音の、機織る音の、シテ「きりはたりちやう、其きりはたりちやう、つゝりさせてふ、蠶、蠶、色々の色音の中に、わきて我忍ぶ松虫の聲、りん／＼／＼として、夜の聲めい／＼たり、其すにや難波の顔も明方の、あさまにもなりぬへし、さらば友人、名残の袖を、招く尾花のほのかに見えし、跡絶えて、草茫



々たる朝の原に、虫の音ばかり残らん、

## 阿部王子神社

阿部王子神社は字王子前にあり、伊弉諾命・伊弉册命・速素盞鳴尊を祀れり。一に王子權現又は阿倍權現とも稱し、御幸記・王子記等に見ゆる熊野王子權現にして、九十九ヶ所中に於ける其の第二王子なり。仁徳天皇の神徳に感じて社殿を建て勸請し給ひし所にして、後淳和天皇の御宇、惡疫天下に流行しせば、僧空海をして鎮壓の法を修せしめ給ひ、空海は勅を奉じて一千部の藥師經を讀誦書寫して、特に當權現に祈りしに、惡疫頓に止みければ、天皇叡威の餘痾免寺の號と勅額を賜ひしといふ。痾免寺は即ち今の印山寺にして、當社の宮寺となりて祭祀の典を掌り來りしが、明治維新後の神佛分離に依り、同寺の手を離れて村社に列せられ、同四十年八月一日大阪市東區安土町三丁目五番地の無格社男山八幡神社(八幡大神)を合祀し、同四十一年十月神饌幣帛料共進社に指定せられ、大正二年三月二十九日更に郷社に昇格せらる。境内は五百五拾六坪にして、老楠枝を交へ、裡に本殿・拜殿・幣殿・神饌所・繪馬所・神庫・社務所、及び相殿社(二)・稻荷社等の末社相連りて、庭前清し。氏地は本地一圓及び大字天王寺の内天下茶屋天満宮の氏地以外に亘り、例祭は十月十五日・夏祭は七月十五日に行はる。

## 印山寺

印山寺は阿部王子神社の傍にあり、俱胝山と號し、曹洞宗鳳林寺末にして藥師如來を本尊とす。創立の年月は詳ならざれども、阿部王子神社の條にも記せしが如く、淳和天皇の御宇惡疫天下に流行し、僧空海に之が鎮壓の法を修せしめ給ひしを以て、空海は勅を奉じて壹千部の藥師經を讀誦書寫し、特に權現に祈りしに疫病頓に止みければ、叡威の餘痾免寺の號と勅額を賜ひしといへば、當時已に坊舎を存したるものならんか。寺は同社の宮寺にして、阿倍寺と呼べるは痾免寺の轉なり。其の宮寺たりしを以て神宮寺と稱し、痾免山神宮寺と記せるもあり。當初にありては境域廣く、寺運隆昌を極めたりしならんも、年所を経て衰微し、降て延寶五年十一月十二日の檢地帳寫に依れば、東西拾間半・南北拾壹間、參畝貳拾五歩の境域にして除地たり。寶永四年正月の同寺舊記に、王子權現神主則ち當村庄屋保田源左衛門と見ゆれば、同源左衛門は寺主にして神主の外に庄屋を兼ねしものなるべし。其の子千之助の代に至りて衰微彌甚だしく、祭祀の典も擧げ得ざるに至りしかば、享保八年十一月廿七日日本尊藥師如來並に十二神將其他の財物一切を併せ、壹貫五百匁を以て天王寺町禪宗曹洞派鳳林寺の萬源和尚に讓渡し、同和尚は同寺を退きて翌九年十一月十方の信施を募りて堂宇を造營し、當時の代官久下藤十郎を推して開基と爲し、同十四年十二月十三日痾免寺を印山寺と改む、故に萬源和尚を中興の祖とす。代官久下藤十郎は此の再興に與りて力ありしものならん、其の法名を實相院殿印山宗證居士といへり。爾來鳳林寺の末となりて法燈繼續し、明治維新の後に至るまで社に奉侍せしも、神佛分離に依りて分れ、今も社と隣れり。附近に存する安倍寺・南安倍寺・東安倍寺等の字地は、當寺に因縁あるの稱なるべし。境内は參百參拾八坪を有し、本堂・庫裏・書院・休憩所・藥醫門を存す。外に



観音堂・地藏堂あり。

廣臺寺  
四教寺

廣臺寺は字東にあり、洪水山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創建の年月等は詳ならず。境内は壹百九拾坪を有し、本堂・庫裏・土藏・藥醫門を存す。

淨國寺

西教寺は字西にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月等は詳ならず。安藝國高田郡高田原村高林坊の弟子教澄の開基なり。境内は八拾七坪を有し、本堂兼庫裏・門を存す。淨國寺は字御坊屋敷にあり、青龍山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。近江國滋賀郡の住人橋左衛門信守なるもの、本願寺覺如法主の直弟となり、剃髮して覺傳と法名し、元亨三年

一字を造營せしもの當寺の起原なり。然るに六世覺性に至りて河内國松原村に移り、九世覺順は寛永五年七月今の大阪市東區瓦町四丁目九番地に轉じたりしが、明治四十五年二月更に當所に移轉せり。境内は參百參拾四坪を有し、本堂・庫裏・玄關・藥醫門を存す。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配たりしが、文化八年に至りて大久保加賀守の領地となり、同氏世襲して加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて、翌六月大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月東成郡第一區六番組に入り、同八年四月三十日第五區一小區六番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第五大

區一小區となり、同十二年二月十日東成郡役所部内となり、同月二十一日第二分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大	字	舊	石	高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別 の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年五月 一日 國勢調査の人口
天	王	寺	七、二九、五三	六三、五二八	九、七六六	七八、〇三六	一一、七七一		
阿	部	野	四〇、三九〇	五五、一八五	三、一八	四〇、六一七	五、五		
計			七、三三、九一〇	六、八六、七一三	一〇、〇八四	七、八、六三三	一、三、三三	一一、五八三	一、三、三三

### 第十三項 生野村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、國分村・舍利寺村・林寺村・林寺新家村・田島村の五ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、往時生野長者某といへるもの舍利寺村に住居して、此の地方を生野と總稱せしに依り、其の舊稱を採りて生野村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて東成郡所屬たりしが、同二十九年四月一日同郡廢せられて更に東成郡に屬し。同三十年四月一日大字國分の内は、同大字の條に記するが如く大阪市に編入せらる。



### 大字 國分

本地は古來關郡たりしが、貞享二年東成郡に屬す。もと郡家郷にして、國分村と稱す。舊郷名は和名抄に「東生郡郡家」と見え、村名は國分寺のあるより起れり。字地に西といへるあり、攝津志村里の條に「國分屬邑一」と記せるは、此の字地を指せるものならん。明治三十年四月一日大阪鐵道城東線敷地東端以西は大阪市南區に編入せられて、其の六町六反五畝參歩は本地を去れり。

淨念寺は字東にあり、一心山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元祿七年八月見龍の歸依信者の助力を得て創立せし所なり。其の後荒敗に及び天保二年十月住職堅山之を再建せり。境内は壹百拾貳坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。外に地藏堂あり。

本地は寛永十年より徳川氏代官の支配たりしも、正徳元年以後不詳。享和元年大久保加賀守の領地となり、同氏世襲して加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて、翌六月大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月東成郡第一區九番組に入り、同八年四月三十日第五大區一小區九番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第五大區一小區となり、同十二年二月十日東成郡役所部内となり、同月二十一日第三分畫に屬

し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 舍利寺

本地は古來東成郡に屬し、舍利寺村と稱す。村名は舍利寺のあるより起れり。地勢は平坦にして平野川は東南方大字林寺より來り、字河原に至りて南方同大字より來れる今川を容れ、北に向ひて鶴橋町大字岡に入り更に北流せり。天文十六年七月二十一日細川晴元方なる三好豐前守・安宅攝津守・松浦肥前守・島山上總介・遊佐越中守等の、細川氏綱方なる島山政國・遊佐河内守長教・細川四郎兵衛等と戦ひ、三好方は篠原雅樂助・安宅左京以下侍五十餘人を討たれ、河内勢は第一の剛の者三木牛之助を初めとして侍四百餘人を討取られ、終に河内勢の敗北となりし謂ゆる舍利寺合戦のありし所なり。

舍利尊勝寺は字小中にあり、南岳山と號し、黄檗宗萬福寺末にして釋迦如來を本尊とす。昔此の地に生野長者といへるものあり、一子を挙げしも啞なりしかば、父母大に之を悲み、神佛に祈ること淺からざりしが、聖徳太子之を聞き給ひて、啞兒を招きて告げて曰く、是れ過去の因縁にして凡夫の知る所にあらず、我前世に於て汝に舍利三顆を預け置けり、今之を出して予に返せといひ給ひしに、啞兒口中より三顆の舍利を吐き出して太子に奉り、且是れより能く言ふことを得たり。太子乃ち其の二

舍利尊勝寺



願を天王寺と法隆寺とに藏め、其一願に自筆の影像を副へて長者に附與し給ひしかば、長者は深く佛徳に感じ、一刹を其の邸内に建設せり、即ち當寺の權輿にして、寺名は是れより起れり。密宗を主として、爾來寺門大に盛なりしも、星霜累りて荒廢し、僅に太子堂のみ残りしに、寛文中徳川氏命を下して寺を黄檗の木庵和尚に與へしかば、和尚乃ち禪宗に改め、堂坊を起して中興の祖となり、尋で悦山に傳へ、延寶三年再び修營し、寺門大に隆興せり、鐘樓の梵鐘は其の遺物なりといふ。後稍衰微せしを、嘉永五年沙門幸道願主となり修理を加へて今に至れり。境内は壹千六百七拾四坪を有し、本堂・庫裏・土藏・鐘樓・門を存す。外に善光寺堂・羅漢堂あり。門前に太子御影松あり、天正の災に太子の畫像飛で松の枝に掛りしも無事なりしと。また中庭に和泉式部の腰掛松あり、式部尼とならんと欲して當寺に來り、腰を掛けし木なりといふ。墓地に菅沼甘谷の墓あり、甘谷は菅沼東廓と共に浪華に於ける徂徠學派の首唱者なり。境内瀟洒にして、寺寶に傳聖徳太子自筆畫像、土佐昌信筆涅槃像大幅、徳川家綱筆書翰、傳巨勢金岡筆赤童子像、及び隠元・木庵・悦山等の書畫あり。

新古今

尼にならんと思ひたちけるを人のため侍りければ

和泉式部

かくはかりうきを忍びてなからへばこれよりまさる物をこそ思へ

眞光寺

眞光寺は字垣外にあり、重業山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛永九年九月開基眞成本願寺良如法主の直弟となり、檀家の協力を得て創立せり。境内は壹百六拾五坪を有し、本

菅沼甘谷の墓

素盞烏尊神社

堂・庫裏・門を存す。

素盞烏尊神社は字北の口にあり、素盞烏尊を祀れり、天平七年九月八日の勸請なりといふ。明治五年村社に列せらる。境内は壹百貳拾八坪を有し、本殿・拜殿・神樂所・社務所を存す。氏地は本地一圓にして、秋祭は十月十七日・夏祭は七月十四日なり。

本地は寛永十年より徳川氏代官の支配たりしが、享和元年大久保加賀守の領地となり、其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字國分に同じ。

大字林寺

本地は古來關郡たりしが、貞享二年東成郡に屬し、林寺村と稱す。村名は同名の寺院に因めるものならん。

光明寺

光明寺は字林にあり、照曜山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛文八年十二月十九日の創立にして、弘淳の開基なり。文政十三年十月住職淳明檀家の協力を得て之を再建せり。境内は壹百拾坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地は寛永十年より徳川氏代官の支配たりしが、享和元年大久保加賀守の領地となり、同氏世襲して加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて、翌六月大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農



局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月東成郡第一區十番組に入り、同八年四月第五大區一小區十番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第五大區一小區となり、同十二年二月十日東成郡役所部内となり、同月二十一日第三分畫に屬し、同十三年七月二日林寺新家村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 林寺新家

本地は古來關郡たりしが、貞享二年東成郡に屬し、林寺新家村と稱す。攝陽群談に「林寺村郷中に新田村あり」と記せる新田村は本地にして、攝津志に「林寺屬邑」と記せる其の屬邑は、復た本地を指せるなるべし。其の林寺村より分離したる年月は詳ならざれども、思ふに攝津志の出し享保以後ならん。

光福寺は字藪跡にあり、白水山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛文八年最超なるもの本願寺寂如法主の直弟となりて創立せし所なり。境内は參百貳拾四坪を有し、本堂・庫裏・四足門を存す。

### 光福寺

本地は寛永九年より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初めに御料となりて、翌二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年一月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、大字林寺に同じ。

### 大字 田島

本地は往古の所屬郡詳ならず、貞享二年より東成郡所屬となり、田島村と稱す。

田島神社は字神子田にあり、少彦名命を主神として、相殿に菅原道眞・事代主命・八幡大神を祀れり。創建の年月は詳ならざれども、拜殿の前なる石燈籠には、表面中央に天神大菩薩・左側に戎三郎・右側に八幡大菩薩・裏面に貞享元甲子年五月大吉日と記し、神寶の軸には、後陽成天皇の宸筆・大坂住人平野屋與右衛門寄進・元祿十四年辛巳六月八日と書して、宸筆には天滿大自在天神と見え、主神少彦名命の御神體を覆ひ奉れる御櫃には、寛政四壬子年三月吉祥日・別當大坂大學院の文字ありといふ。是れに依りて見れば、社の創建は貞享以前にありて、初めは菅原道眞を主神に、事代主命・八幡大神を相殿に祀りしも、後事情ありし爲め寛政四年三月に至りて新に少彦名命を勧請し、同神を主神として従來の三神を相殿に祀りしものならんか。天神社と稱し來りしが、明治五年に至りて村社に列せら

### 田島神社



れ、同四十一年五月六日字坪の内の無格社八坂神社(速妻命)を境内に移し、同四十二年四月十六日今の社名に改め、同年六月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は七百參拾九坪を有し、本殿の外に幣殿・拜殿・地車庫・社務所を存す。末社に伊邪那美神社あり。氏地は本地一圓にして、例祭は十月十六日・夏祭は七月十六日なり。

本行寺  
本覺寺

本行寺は字坪の内にあり、眞宗佛光寺派源光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛永二年十一月宗圓の開創なり。境内は五拾五坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本覺寺は同字にあり、月光山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文明元年四月有志の信施を募りて秀傳の創立なり。境内は八拾四坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。外に地藏堂あり。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配となり、其の後の領主及び區畫の變遷は、明治十三年七月二日一村獨立したるの外は、大字林寺に同じ。

大字	石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 町村制反別	町村制施行 當時の人口	大正元年二月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
國分寺	八五・五〇	六・八七五	三七七	三九三	三九三	三九三	三九三
舍利寺	二五・六九〇	一・八九〇	一六六	二〇・八九六	一六六	一六六	一六六
林寺	四〇・二九〇	四・五〇三	二七三	四〇・七〇八	二七三	二七三	二七三

林寺 新家	六〇・二九〇	五・九一四	五五	五・三三四	五五	五五	五五
田島	五五・二二〇	五・九一五	三三九	五〇・五三七	三三九	三三九	三三九
計	一〇五・六一〇	一八・〇〇七	一、一三三	一〇六・六三七	一、一三三	一、一三三	一、一三三

### 第十四項 鶴橋町

本町は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、猪飼野村・岡村・木野村・東小橋村・小橋村の五ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の域内を通ずる平野川に架せる鶴橋は歴史上著名なるに依り、其の名を採りて鶴橋村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて東成郡所屬なりしが、同二十九年四月一日同郡廢せられて更に東成郡に屬す。同三十年四月一日大阪鐵道城東線と猫間川と接する所より、南は城東線敷地東端以西・北は猫間川以西を大阪市に編入せられし爲め、木野・東小橋兩大字の内、及び大字小橋の全部は本村を去り、同時に天王寺村の大阪市に編入せられたる殘部中、大阪鐵道城東線敷地東端以東生野村境界以北を本村に編入して大字天王寺と稱し、大正元年十月一日より鶴橋町と改稱せらる。



### 大字猪飼野

本地は古來百濟郡に屬せしが、後年紀不詳東成郡に屬す。往時に於ける猪甘津にして、後猪飼野村と稱す。猪甘津は日本書紀仁德天皇十四年の條に、「冬十一月爲橋於猪甘津、即號其所曰小橋也」と見ゆる猪甘津にして、古事記同天皇の段に「掘小椅江」と見ゆる小椅江も此の附近たりしならん。字地に小路といへるあり、攝津志村里の條に「猪飼野屬邑一」と記せるは、此の字地を指せるなるべし。鶴橋は西端にありて平野川に架せられ、もと木造なりしも、明治七年三月石造に改築せらる。是れ仁德天皇の造り給ひし猪甘津橋にして、其の鶴橋と呼べるは、昔白鶴の橋邊に群り來りしより起れりといふ。橋を架せる平野川は百濟川にして、橋と共に古詠あり。

家	しのふれと人はそれともみつの浦に渡りそめにしいかゝつのはし	小野小町
六帖	くたら川かは勢をばやみあか駒のあしの浦まの濱にけるかも	柿木人麿
夫	世の中に沈むとならば百濟川なかれうせぬる我身ともかな	藤原俊頼

漁父淵は猪甘津橋の北にあり、上古は大なる深淵にして異形の者住みしと攝津名所圖會に記すれども、今其の址なりといへる所なし。淵は日本書紀推古天皇二十七年秋七月の條に、「攝津國有漁夫、沈啓於堀江、有物入啓、其形如兒非魚非人、不知所名」と見ゆる堀江の淵なりとせるものなるべきも、

### 天神社

堀江は已に記せしが如く今の天満川筋なるべければ、所傳の誤なるべし。しかも尙此の附近なりとせしは、仁德天皇の朝に掘り給ひし小椅江を、此の堀江に擬せしより出でし所傳ならんか。

天神社は字北の町にあり、少彦名命・仁德天皇を祀れり。創建の年月は詳ならず。攝津名所圖會には御幸宮と記せり。明治五年村社に列し、大正三年八月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は四百五拾坪を有し、本殿・拜殿・社務所を存す。氏地は本地及び大字小路にして、例祭は十月十六日・夏祭は八月一日なり。

### 安泉寺

安泉寺は同字にあり、鶴栖山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百六拾九坪を有し、本堂・庫裏・太鼓樓・藥醫門を存す。

### 圓龍寺

圓龍寺は字小路にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。境内は七拾五坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地は寛永五年の頃板倉内膳正の役知となり、年紀不詳徳川氏代官の支配に歸し、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、翌二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同年五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月東成郡第二區一番組に入り、同八年四月三十日第五大區二小區一番組に改まり、同十年九



月十八日番組廢せられて單に第五大區二小區となり、同十二年二月十日東成郡役所部内となり、同月二十一日第六分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字岡

本地は古來東成郡に屬せしも、延寶七年關郡となり、貞享四年復た東成郡に入れり、岡村と稱す。村名は猪飼野岡の略なるべし。

岡山は府立農學校の敷地内にあり、謂ゆる猪飼野岡なり。昔は丘狀を爲せしならんも、今は崩壞して其の舊形を損せり、大小橋命の墳なりといふ。命は天兒屋根命十三世の裔孫、神功皇后の近臣雷大臣の子にして、大織冠鎌足十世の遠祖なり。命の孫小泊瀬宿禰の墳といへるも其の傍にあり。慶長十九年大坂冬の役には、十二月四日徳川秀忠平野より陣營を此に移して、翌元和元年正月十九日陣拂を爲し、同年夏の役には、五月七日戰終りて秀忠旗を此の山に樹て、諸將參集して戰捷を祝せしかば、是れより御勝山の稱あり。而して岡山の森といへるも、亦此の山にありし松林を指せしものならん。

萬葉 降雪はあはになふりそなほの猪飼の岡のせきならまくに  
夫木 荊蕀かく猪飼の岡の寒き夜は妹やすく殿す打つ衣哉  
穗積皇子  
後九條内大臣

岡山  
大小橋命の墳  
岡山の森

速成寺

御館神社址

速成寺は字御館にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。慶長九年淨了の開創に係り、爾來檀家協力修繕して今に至る。境内は壹百六十七坪を有し、本堂・庫裏・長屋 門を存す。

御館神社の址は同字にあり、其の西方に隣りて的殿といへる所あり、其の地は仁徳天皇の的殿を置き給ひし舊蹟なりと傳へ、御館神社に仁徳天皇を祀り來りしも、明治四十三年十二月大字木野の彌祭神社に合祀せられて、今はなし。

本地は元祿二年より徳川氏代官の支配たりしも、享保元年大久保加賀守の領地となり、同氏世襲して加賀守忠禮に至り、明治元年五月沒收せられて、翌六月大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、明治十二年二月二十一日第五分畫に入りし外は、大字猪飼野に同じ。

### 大字木野

本地は古の所屬郡詳ならず、延長五年東成郡に屬し、延寶七年關郡となり、貞享二年東成郡に復す。もと木村と稱せしが、後木野村と書せり。明治十五年七月二十四日東小橋村を分ち、同三十年四月一日復た其の一部を大阪市に編入せらる。



五榎木山といへるは部落の民家中にあり、今の飯田富四郎氏の邸地は其の一部にして、村名は此の五榎木山の木の字を探りしものなりとの説あり、俗に上野山と呼べり。今は土を探られて舊形を存せざれども、尙小高くして山たりし係を残せり。比賣許曾神社の御旅所にして、其の七畝拾四歩は除地たりし所なり。毎年十一月二十五日に行はれし同社の神事には、神輿は猪甘津橋を渡りて此の山に渡御せらるゝを例となし、橋渡の神事と稱せしといふ。

彌榮神社

彌榮神社は南方字都東にあり、素盞烏命を祀り。創建の年月は詳ならず。明治五年村社に列し、同四十三年十二月十七日大字岡字御館の村社御館神社(仁徳天皇)を合祀し、大正四年九月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は貳百八拾坪にして、本殿・拜殿・社務所を存す。氏地は本地一圓にして、例祭は十月十六日・夏祭は八月一日なり。

宗玄寺

宗玄寺は同字にあり、香閣山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。寛永十五年隨應なるもの本願寺良如法主の直弟となり、檀家の協力を得て再興せり。境内は九拾六坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は元祿年間より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同年二月大阪府裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、

翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府畫區の制定あるに及び、同五年五月東成郡第二區二番組に入り、同八年四月三十日第五大區二小區二番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第五大區二小區となり、同十二年二月十日東成郡役所部内となり、同月二十一日第五區分畫に屬し、同十三年七月二日玉造・小橋の兩村と三ヶ村聯合し、同十七年七月一日第四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字 東小橋

本地は木野村と同村たりしが、明治十五年七月二十四日分れて東小橋村と稱す。攝津志村里の條に「木野屬邑」と見ゆる屬邑は、本地を指せるものならん。小橋は「をばし」なりしが、今は俗に「をばせ」と呼べり。明治三十年四月一日其の一部を大阪市に編入せらる。

比賣許曾神社は字大小橋にあり、社殿は其の攝社たる牛頭天王の社殿にして、天正の兵燹後本社の神靈を其の相殿に祀りしものなりといふ。延喜式に載せられたる名神大・月次・相嘗・新嘗の大社なれども、中世の兵燹に罹りて舊記古録を燒亡し、其の残れるものも神主味原氏の衰微に際して更に散じし、祭神及び沿革等に疑惑を生ぜしむるに至りしは憾むべし。然れども延喜式四時祭の條に「下照比賣社一座或曰比賣」と記し、同臨時祭の條に「比賣許曾神社一座亦曰比賣」と載せられたれば、祭神の下照比賣命なるは

比賣許曾神社



明にして、三代實錄に「貞觀元年正月廿七日奉授難波下照比女神從四位下」と見ゆるは當社なり。下照比賣命は高比賣命・稚國玉姬命ともいひ、御父は大己貴命・御母は多紀理毘賣命にして、味耜高彥根命の妹・天稚彥の妻なり。攝津風土記に「難波高津者、天稚彥天降之時、屬天稚彥而降神天探女、乘于磐舟而至于是、以天磐船泊號高津」と見え、角麻呂の「久方の天探女か磐舟のはてし高津はあせにけるかも」と詠せるは、下照比賣命の高津に天降りありし徑路を知るの料なり。即ち天稚彥は出雲に至りて下照比賣命を娶り、天探女を具して舟に乗り、高津の地に來りて住まはせ給ひしに依り、後其の地に祀りて比賣許會神社と稱したるものならん、比賣許會は女神を祀れるの稱なり。然るに古事記應神天皇の段に、新羅の女人「竊乘小船、逃遁渡來留于難波（此者、難波之比賣基會社、謂阿加流比賣神者也）」と記せり。復た比賣許會神社となる、並に二處に祭らる」と記せり。又或は赤留比賣命神社は住吉郡平野にあるを以て、古事記に見ゆる比賣基會社なるべしとの疑を生じ、諸説紛然、古事記傳の如きも、比賣許會は社號・神名は阿加流比賣・一に下照比賣なり、延喜式に住吉郡に載せられたる赤留比賣命神社は、比賣許會神を別に祭れるなるべしと記せり。然れども其の兩神を同神なりとせるは、同傳の推測にして、古書の何れにも未だ同神と記せるものなきのみならず、延喜式は其の明文を以て比賣許會神社は即ち下照比賣社、下照比賣社は即ち比賣許會神社なりと記し、且阿加流比賣命を祀れる神社は、復た住吉郡に赤留比賣命神社と明記せり。延喜式の赤留比賣命神社に比賣許會の社名を書せざるが爲め、古事記に見ゆる比賣基會社にあらざるが如く見ゆるも、已に記せしが如く比賣許會は女神を祀れるの稱なれば、同社も比賣許會神社と呼ばれて古事記にも記されしなるべし。延喜式に比賣許會の社名を記せざるは當時已に其の稱を用ひざりしに依れるか、兎に角延喜式に見ゆる比賣許會神社と、古事記に見ゆる比賣基會社とは、祭神にて區別すること正しけれ。又或は赤留比賣命神社は住吉郡平野にあるを以て、古事記の難波の比賣基會社とあるに當らずとの考より、其の比賣基會社は必ず東成郡の内なる當社ならざるべからずと斷定し、以て阿加流比賣命は下照比賣の別名なり、赤留比賣命神社は比賣基會の神を別に祀れるかとの説を爲すに至りしやも知れざれども、往時に於ける難波の稱は同地附近までに及びしものなるべければ、之を以て同社を古事記の比賣基會社にあらずとするは非ならん。又延喜式に見ゆる此の比賣許會神社の沿革に就ては、説をなして、大阪市南區高津一番町なる府社高津宮を其れなりとし、同社の攝社に比賣許會神社あり、祭神は阿加流比賣命なり、同神は初の同社の主神にして、後、仁德天皇を合せ祀り、後、仁德天皇を主神として、同神は今の如く攝社たるに至れるなりといへり。然れども其の説く所詳ならず、且同社記に見ゆる所なきのみならず、同社はもと大阪城邊にありしといへば、當社とは關係なき仁德天皇を祀れる特別の社なり。其の之を比賣許會神社に擬せしは、天正の火災後、當比賣許會神社が攝社牛頭天王祠の相殿に移りて、其の所在の世に聞えざりし際に出でたる謬説なりと見るの外なし。



社記に依れば、當社は垂仁天皇二年秋七月朔、愛來目山に下照比賣命及び味耜高彥根命を祀りて高津天神と號し給ひしもの其の起原にして、愛來目山は今の大阪市東區小橋東之町初湯清水の上なる寶藏山是れなり。顯宗天皇の御宇に至りて社殿の造營あり、同三年春正月十二日上遷宮の折、天皇御幸あらせられ、宮原縣主奉幣承仕し、推古天皇十五年春正月十二日上遷宮の時、天皇御幸、聖德太子供奉せられて、仁德天皇用明天皇大小橋命を合せ祀り、太子自ら神供を奉り、難波惣社古宇津天皇宮と稱し給ひ、且同太子に詔して樓門に額を賜へり、奉幣承仕使は平群翁神手にして、秦廣隆諄辭し奉る。天武天皇白鳳六年春正月十二日遷宮あり、舍人親王諄辭し奉られ、多古麻呂奉幣承仕せり。平城天皇大同元年攝津地一戸を寄せ給ひ、嵯峨天皇弘仁十一年春正月十二日上遷宮あり、清和天皇貞觀元年正月二十七日從四位下を授かり給ひ、後冷泉天皇天喜三年正月十二日上遷宮ありて、上皇は庭燈堂基並に御撫物などの御寄附あらせ給ひぬ。其の後源平兩氏權を争ふに及びて、遷宮等のこと詳ならず。後二條天皇に至り、其の徳治元年春正月十二日上遷宮ありしが、後醍醐天皇の元弘年中兵燹に罹りて焼失し、爾來再建毎に小社となり、應仁以來は益衰頽しけるに、後柏原天皇の御宇に至り、將軍足利義晴に命じて再營せしめ給へり、奉行は飯野民部之亮重之、番匠は原田大和・藤原久永なり。大永二年三月六日勅使として日野中納言内光卿參向あり、將軍代參として大明宗成參勤し、社殿は壯嚴美麗を極め、諸建物具備せり。然るに天正年間織田信長の石山城を攻むるに及び、復た兵火に罹りて悉く烏有

に歸しければ、村中の父老は僅に神靈を奉じて、攝社たる牛頭天王社の相殿に遷座しまゐらせしもの即ち現在の所是れなり。創建以來歷代諸天皇の勅願所たりしのみならず、武將の崇敬も厚く、源賴朝は狹技莊の一部を寄せ、足利尊氏は瓊見島郷の一分を・足利義晴は新開莊の一部を附し。社地は、聖武天皇の御宇には八町四面を有せしも、中世に至りて漸く狹まり、東西五町・南北參町となりて、西は梅の大辻を境とし、東は上の茶屋を限り、北は高津川筋い文字谷を界とし、南は鳴馬谷古土手筋を限り、境外領たる木の村五榎木山の宮地七畝拾四歩・東小橋村の大小橋命胞衣塚の古跡地四畝貳拾參歩と共に除地たりしも、天正以後に至りて神領を悉く廢し、除地たりし境内外の社地も慶長十二年十月の檢地に際して終に年貢地となりければ、舊地も亦認むべからざるに至れりと。比賣許會神社と稱し又下照比賣社と稱したるは、延喜式に見ゆる所にして、又前記の如く高津天神は古宇津天神の號を賜ひしといひ、降て大永二年の上棟文寫には奉再造古宇津天王宮と書し、元龜元年將軍足利義昭時代の攝津國高槻城主和田伊賀守書上舊記の寫には、高津天神社と稱し奉ると見ゆれば、後世に至りても其の社名に用ふる文字は、古宇津・高津の文字を互用したるを知るべし。明治五年村社に列し、大正四年九月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は壹百七拾八坪を有し、本殿の外に拜殿・社務所を存す。氏地は本地及び大阪市東區木野町・舟橋町・小橋元町・小橋東之町・小橋西之町の一部・味原町・下味原町・同市南區天王寺東上町にして、例祭は正月十二日なりしが、明治三十九年の頃より村



會の決議に依りて、今は十月十六日に行はれ、夏祭は八月一日なり。往時は五月二十八日に御田植の神事・九月九日に菊御能の神事・十一月二十五日に橋渡の神事あり。五月五日に菖蒲刈の神事ありしも今はなし。菖蒲刈の神事は、末社稚宮に阿遲速雄命を祀りし後のことなりしならんといふ。社寶として縁起書、氏神舊記、三ヶ村舊記、小橋村圖面貳葉、比咩語會神社由來、御注進申告狀、神寶出現由來之譯等を所藏し、仁德天皇御尊影壹幅、後村上天皇宸筆の社號壹幅、建武元年の制札、源賴光奉納の鏃、傳守國作菖蒲刈鎌は一日散佚したりしを、明治四十二年八月七日兵庫縣佐野佐門より、祖父の代より買得所藏せしものなりとて、府廳を經由して返納寄附し、傳村上天皇宸筆高津天神社並神名壹幅、筆春不詳大小橋命神影壹幅、同仁德天皇・大小橋命・阿遲速雄命三神影壹幅、後伏見天皇又は後柏原天皇の宸筆と傳ふる高臺の御製壹幅、正親町大納言實躬(花園天皇時代の人にして文保二年薨去)筆比咩古智神社にまうつるの歌壹幅は、同じく一時散じたりしを、明治三十二年五月八日大谷六左衛門より返納寄附せしものなり。實躬の幅に認められしもの左の如し。

比咩古智の神社にまうて侍りて

實躬

あまつ空下照姫の神籬にいく千代籠めていのる君か代

茶屋前

茶屋前といへる字地は同社の南西にあり、上の茶屋のありし遺稱ならん。上の茶屋は小橋千軒といひし頃、比賣許會神社に參詣する者市を爲しけるに、當時疫病流行しければ、大神の詫言に依りて小

笹葉某團子を神前に獻じ、參詣者之を得て疫氣退きぬ。依て是れより正月十二日の祭禮には、小笹葉某の家に就て團子を求めて歸り、年中の疫氣を除くの例となりしが、其の團子を姫こそ團子といひ、後には訛してひけこ團子を呼びしといふ。上の茶屋は即ち其の團子を賣りし所にして、一に餅賣の辻とも呼びしといふ。

比咩古智のひとのもちひも恥しやくたれる川の瀬にや流れて

六條宮管子

胞衣塚は比賣許會神社の鳥居の東にあり、もと比賣許會神社の境外領地にして、其の四畝貳拾參歩は除地たりし所なり。今は縮少して其の廣さを有せず、民家の傍に拾數歩の三角形を爲し、塚上に柳の古木あり、塚の周圍には石の玉垣を繞らし、更に鐵柵を構へて同木を圍めり、一に柳生塚の名あり、柳のあるに依れるならん。大小橋命の胞衣を藏めし所なりと傳へ、人若し之を穢せば必ず罰ありと。古來御見捨場たりしが、何れの年なりけん、里人某餘り其の檐近くにあればとて、拾尋許り南の方に遷したるに、崇禎數多ありければ、寛政元年の春再びもとの所に遷せしといふ。

月 下 いとよりも露は亂れて猪飼津の柳のうちのうくひすの聲

僧正 遍照

安樂寺は同字にあり、法琳山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基泰元は本願寺寂如法主の直弟となり、檀家の協力を得て創建せりと傳ふれども、其の年月は詳ならず。境内は八捨八坪を有し。本堂・庫裏・門を存す。

安樂寺



本地の領主及び區畫の變遷は、大字木野に同じ。

### 大字天王寺

本地は明治三十年四月一日天王寺村太字天王寺の大阪市に編入せられたる殘部中、大阪鐵道城東線敷地東端以東・生野村境界以北の地を、鶴橋村に編入せられたるものなり。

大字	猪飼野	岡野	木野	東小橋	天王寺	計
舊石高	一、一八、三七〇	二、四〇、六八〇	六、二一、六二〇			一、九七、六七〇
明治九年改正 有租地反別	一、〇七、七三三	二、一五、〇〇〇	五、五五〇			一、六八、〇〇〇
明治九年一月 一日現在人口	五五三	二二五	六〇〇			一、三七八
町村制施行 當時の反別	一、〇、五三二	二、四、八七九	四、九三七	一、八、四三三		一、六六、七二一
町村制施行 當時の人口	九三三	三六七	五二〇	三六〇		一、九九〇
大正元年正月 末日現在人口						八、八九六
大正九年一月 一日國勢調査の人口						三、八六四

### 第十五項 小路村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、中川村・大友村・腹見村・片江村の四ヶ村は、當

時同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、俗に此の地を總稱して中小路と唱ふるに依り、其の稱を採りて村名となさんとせしも、中の字は中川村の頭字を保存するの嫌あるに依り、之を削りて小路村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて東成郡所屬たりしが、同二十九年四月一日同郡廢せられて更に東成郡に屬す。

### 大字中川

本地は延寶の初年關郡となり、後年紀不詳東成郡に入れり、中川村と稱す。

光泉寺は字齋藤にあり、藤井山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文明七年性願なるもの河内國若江村に於て創立し、天正十九年二月當所に移轉せり。境内は貳百九拾參坪を有し、本堂・庫裏・書院・鐘樓・太鼓樓・藥醫門を存す。

本地は延寶元年より徳川氏代官の支配たりしが、弘化二年大坂城代の役知に轉じ、同城代繼承して牧野越中守貞明に至り、明治元年の初め新に御料となりて櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となりしも、同年六月大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月東成郡第二區七番組に入り、同八年四月三十日第五大區二小區七番組に改ま



り、同十年九月十八日番組廢せられて單に第五大區二小區となり、同十二年二月十日東成郡役所部内となり、同月二十一日第七分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第七戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字大友

小路神社

妙信寺

本地は古來住吉郡に屬せしが、後年紀不詳東成郡に屬し、大友村と稱す。

小路神社は東方字屋敷にあり、天武天皇を祀る。創建の年月は詳ならず。もと天武天皇宮と稱し、本地の産土神なり。慶長二年片桐東市正の檢地帳には、除地氏神境内貳反四畝拾貳歩と記し、明和五年五月の檢地帳には、除地氏神境内壹反四畝拾貳歩・宮座支配田壹反歩と記せり。明治五年村社に列し、尋で清見原宮と改め、同四十二年四月十日大字腹見字宮の北の村社本守勝手神社(天水)・同大字々宮後の同八劍神社(速素蓋)・大字中川字當田の同松尾神社(大山)・大字片江字南屋敷の同素蓋烏尊神社(鳥尊)を合祀して、更に今の社名に改め、同年十二月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は壹百四拾六坪を有し、本殿の外に幣殿・拜殿・神饌所・神樂所・社務所を存す。氏地は前記合祀の爲め本村全部となる。例祭は十月十六日にして、夏祭は七月三十一日に行はる。

妙信寺は字屋敷にあり、熊谷山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正六年三月

の創立なり。境内は六拾參坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十三年七月二日片江村と二ヶ村聯合となりたるの外は、大字中川に同じ。

### 大字腹見

本地は古來東成郡に屬し、腹見村と稱せしが、安永年間大瀬村を分置せしも、明治元年合併して腹見村と稱す。攝陽群談に本地を住吉郡の部に記すれば、同郡に屬したることあるならんか、後考を俟つになん。

淨恩寺は字宮北にあり、紫雲山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。寛文七年八月の創立なり。境内は壹百貳拾坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。

光明寺は字切戸にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。享保三年三月の創立なり。境内は六拾八坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。

本地の領主及び區畫の變遷は、大字中川に同じ。

淨恩寺

光明寺



### 大字片江

本地は古來百濟郡に屬せしが、後年紀不詳東成郡に屬し、片江村と稱す。片江はもと模江と書し、一に傍江に作れるもあり。

偏増寺は字西屋敷にあり、利物山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。永正十年本願寺實如法主の嫡男權少僧都光融の創立なり。境内は壹百參拾五坪を有し、本堂・庫裏・書院・藥醫門を存す。

偏増寺

本地は延寶元年より徳川氏代官の支配たりしが、弘化二年大坂城代の役知となり、同城代繼承牧野越中守貞明に至り、明治元年の初の新に御料となりて櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となりしも、同年六月大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月十二日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轄じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月東成郡第二區九番組に入り、同八年四月三十日第五大區二小區九番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第五大區二小區となり、同十二年二月十日東成郡役所部内となり、同月二十一日第七分畫に屬し、同十三年七月二日大友村と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第七戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	片江	計	舊石高	明治九年改正 有田地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
大川			五七・二七〇	五・九七七	五三	六三・二二三	五三〇		
大友			一三三・一〇〇	一〇・五二〇	九四	一一・三三六	九〇		
廣見			四〇一・五〇〇	三三・五三三	三三	四一・三〇六	三〇〇		
片江			五五〇・八三〇	五〇・六二二	五二	六一・〇二〇	六〇四		
計			一、六九八・一三〇	一四〇・三三三	一四七	一七二・八三四	一、五五		三、九七

### 第十六項 中本町

本町は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、森村・古屋敷地・中道村・本庄村・西今里村・中濱村の六ヶ村は、水利其の他の關係を同うし、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、各村中道・本庄・中濱の三村は稍大なるに依り、其の名を交互折衷して中本村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて東成郡所屬たりしが、同二十九年四月一日同郡廢せられて更に東成郡に屬し、同三十年四月一日猫間川以西の地を大阪市に編入せられて、森・中道兩大字の一部及び大字古屋敷地の全部は本村を去り、大正元年十月一日中本町と改稱す。



### 大字 森

本地は古來東成郡に屬し、森村と稱す。玉造の舊森町に接すれば、もと同地と同邑にして、難波森に因めるの稱ならん。明治二年十一月三日玉造定番下屋敷を本地に編入し、同六年十一月十七日更に大阪東大組第一區の内なる玉造森町及び同玉造元組屋敷地を本地に編入せられしが、玉造定番下屋敷は同十二年二月十日東區に編入せらる、今の杉山町の地是れなり。又其の後同三十年四月一日猫間川以西の地を大阪市の東區に編入せられければ、字森町・同鵠・同南屋敷・同西屋敷の反別拾町九反壹畝拾參歩は本地を去る。

#### 城東練兵場

城東練兵場は第四師團所屬の練兵場なり。西方猫間川に沿ひ、其の地域は本地及び大字中濱・同中道の三大字に亘れり。明治二十三年四月民有地拾萬坪を同敷地に編入せしを初めとして、同二十四年七月官有地八千五百貳拾九坪四合・民有地壹萬六千六百七拾八坪壹合壹勺、同四十二年三月同壹萬六千八百參坪、同四十三年四月同壹千貳百六拾坪、同四十五年三月官有地參百五拾貳坪、合計拾四萬參千六百貳拾貳坪五合壹勺を編入せられたるも、同二十四年七月貳千六百七拾九坪七合九勺を道路敷に、同二十七年十月五百四拾五坪六合を川底地に、同三十七年十一月六千七百貳坪八合四勺を砲兵工廠管理に、同四十二年十一月壹千參百貳拾坪四合五勺を鐵道院管理に、同四十五年一月參千四百五坪參合

#### 長久寺

を經理部糧秣倉庫敷に、大正二年四月六百參拾壹坪貳合五勺を鐵道院鐵院敷に、五百貳拾參坪五合を經理部糧秣倉庫敷に組替へられたる爲め、計壹萬五千八百八坪七合參勺を減じて拾貳萬七千八百拾參坪七合八勺の區域となり、軍馬の嘶と銃砲劔戟の音は朝夕聞え、喇叭の聲は空に響けり。

長久寺は字西屋敷にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。永正六年河州志紀郡大井村の竹中某本願寺の蓮如法主に謁して薙髮得度し、同村に於て一字を造營せしもの當寺の起原なり。然るに正保二年二月十九日當國東成郡玉造字二本松に移り、慶長十年同所の字右衛門橋に轉じ、元和元年同郡京橋南の市場に移り、寛延元年大坂内本町一丁目清水屋平兵衛所有地を買得して之に轉じ、明治二十八年八月三十一日更に當所に轉來せり。境内は貳百參坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初めに新に御料となりて、同年二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉じ、同三月大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月東成郡第二區五番組に入り、同八年四月三十日第五大區二小區五番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第五大區二小區となり、同十二年二月十日東成郡役所部内となり、同月二十一日第四分區に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。



### 大字 中道

本地は古の所屬郡詳ならず、延長の初年頃は東成郡に屬せしが、同七年關郡となり、貞和元年東成郡に復せり。中道村と稱す。字地に南町といへるあり、攝津志村里の條に「中道屬邑一」と記せるは、此の字地を指せるならん。もと其の地域は猫間川以西に亘りしが、明治三十年四月一日猫間川以西なる字唐居殿・同唐屋敷・同唐屋敷黒門(大阪市東區中道唐居町)・同黒門(同中道)・同川西(同中道川西町の一部)等の地を大阪市に編入せられしかば、大阪市との境は同川を以て限るに至れり。故に西方は大阪市東區玉造に連りて猫間川其の間を通じ、東方は大字本庄との間を平野川流れ、兩川は共に北流して、城東村大字鵜野に至りて寢屋川に入る。平野川には本地附近に於て玉造川の稱あり。

夫 木 ひとつとして萬代てらす月なれば底も見えけり玉造川

誰人しらす

西方大阪市東區中道黒門町との境なる黒門橋より奈良街道に沿ひ來れる道の兩側は、もと遊所のありし所なり。其の地は明和元年新建家成りて地代銀六拾壹貫貳百五拾匁を納め、所限通用旅籠屋五株・風呂屋壹株・三郷通用茶屋拾株を許されし中道の新建家にして、俗に玉造の新建家と呼びしは、玉造に接するが爲めなり。安永二年の遊所名中に玉造新建家の名見ゆれば、當時已に遊所の存せしを知るべし。遊所は其の後も繼續し、普通に中道新宅又は玉造新宅を以て通稱せられたりしが、明治の後に

中道の新建家  
(玉造新建家)

### 八阪神社

至るまでも尙白ゆもじの居りしは、其の遺影を留めしものなるべし。

八阪神社は字川端にあり、素盞鳴命・菊理姫神を祀れり。創建の年月は詳ならず。もと牛頭天王と稱し、文祿三年速水甲斐守の檢地帳には、牛頭天王境内九畝拾八步除地と記し、慶長十四年片桐東市正・延寶七年九鬼和泉守の檢地にも異動なし。明治の後に至りて現今の社名に改め、同五年村社に列し、同四十四年十一月神饌幣帛料供進社に指定せらる。今の境内は參百九拾四坪を有し、本殿の外に拜殿・神樂所・地主庫・社務所等を存す。末社に稻荷神社あり。氏は本地及び大阪市東區中道唐居町・同黒門町・同川西町・宮林町にして、例祭は十月十九日・夏祭は七月十六日なり。

### 淨琳寺

淨琳寺は字南町にあり、光耀山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀如來を本尊とす。天文五年僧德善の開創なり。もと字横町にありしが、境内狹隘にして法要の節に差支ありしを以て、明治十三年七月二十七日當所に移轉せり。境内は壹百參拾九坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

本地は元祿年間より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初めに新に御料となりて、同二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉じ、同三月大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月東成郡第二區五番組に入り、同八年四月三十日第五大區二小區五番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて第五大區二小區となり、同十二年二月十日東成郡役



所部内となり、同月二十一日第五分書に属し、同十三年七月二日古屋敷地と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第六戸長役場の管理区域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字本庄

本地は古來東成郡に属せしが、延寶年間より關郡となり、元祿年間に至りて東成郡に復す。もと新開莊の内にして、本庄村と稱す。寛文七年天王田村を分置せり。

#### 八王子神社

八王子神社は北方字小松山にあり、もと八王子稻生大明神と稱し、八王子神・宇賀御魂神を祀れり。創建の年代は詳ならず、明治維新後百濟神社と改め、同五年村社に列し、同四十二年十一月二十六日大字西今里字里の村社八劍神社(速業兼鳴命 奇稻田姫命)を合祀し、同四十三年八月二十六日今の社名に改め、大正元年十一月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は參百貳拾貳坪を有し、本殿・拜殿・繪馬舎・社務所を存す。氏地は本地及び大字西今里にして、例祭は十月十七日・夏祭は七月十七日なり。

#### 誓立寺

誓立寺は字古屋敷にあり、廣島山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀如來を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百參拾貳坪を有し、本堂のみを存す。明治三十一年三月八日落成の再建なり。

本地は寛永七年より徳川氏代官の支配となり、文化十三年大坂城代の役知に轉じ、天保七年再び徳川代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同二月

大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に属し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日更に兵庫縣の管轄に轉じたるが、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府に於て區畫の制定あるに及び、同五年五月東成郡第二區六番組に入り、同八年四月三十日第五大區二小區六番組に改まり、同十年九月三十日番組廢せられて單に第五大區二小區となり、同十二年二月十日東成郡役所部内となり、同月二十一日第九分書に属し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第六戸長役場の管理区域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字西今里

本地は古來關郡たりしが、延寶年間東成郡に属す。もと新開莊の内にして、今里村と稱せしも、後分れて大今里・東今里・西今里の三ヶ村となれり、本地は其の一なり。舊新開莊の名は、其の地の新に開拓せられたる所なるより起り、往時に於ける玉造江の址なるは已に記せしが如し、今も尙卑濕の低地を爲せり。玉造江に古詠あり。

新 勅 みなと入玉作江にこく船のおとこそ立てれ君をこほれと 小 町  
夫 木 月もすむ玉造江は霞ふり水みかける名にこそ有けれ 俊 成



常善寺

同

あしの葉のしけみに露をぬきとめて玉造江に村雨そふる

知家

常善寺は字里にあり、日蓮宗八品派本能・本興兩寺末たりしが、明治四十二年九月十日日本門法華宗本能寺の末となり、題目寶塔・釋迦多寶二佛を本尊とす。寛延元年三月西高津村本經寺八世日總の開基・本願人は大坂の住人島本甚左衛門の一子龜之助なり。境内は貳百貳拾五坪を有し、本堂・庫裏・腕木門を存す。

本地は元和年間より大坂城代の役知となり、同城代繼承して牧野越中守貞明に至り、明治元年の初め新に御料となりて櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となりしも、同年六月大阪府司農局の支配に移り、同年七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉じ、同年九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府に於て區畫の制定あるに及び、同五年五月東成郡第二區六番組に入り、同八年四月三十日第五大區二小區六番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第五大區二小區となり、同十二年二月十日東成郡役所部内となり、同月二十一日第九分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第八戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字中濱

本地は古來東成郡に屬し、新開莊の内にして、中間村と呼びしが、後中濱村と稱す、なかまの轉ならん。攝陽群談にも「世俗奈加末村と稱す」と記せり。

白山神社は中央字南辻堂にあり、菊理姫命を祀れり。創建の年月は詳ならず。もと白山妙理權現と稱し、社地は文祿三年速見甲斐守の檢地簿に壹反貳拾四步除地と見え、其の後慶長十四年片桐東市正の檢地以來總て變りなく除地となり、慶長十九年大坂冬の役に際し、社前の馬場は本多出雲守の陣所なりしといふ。本地の産土神にして明治五年村社に列し、社名を今の如くに改稱し、同四十二年八月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は參百貳拾四坪を有し、本殿の外に拜殿・神庫・地車庫・社務所を存す。末社に稻荷神社あり。稻荷神社はもと木村長門守の母なる大藏局の邸内鎮守にして、社殿も宏壯なりしが、同邸荒廢の後も依然として存したるも、しばしば洪水の害に罹りて社殿傾斜し、祭具流亡し、以前の姿を存せざるに至りしを以て、當社境内に遷座し、小祠を建て、今に至れるなりといふ。氏地は今も本地一圓にして、例祭は十月十七日、夏祭は七月十七日に行はる。外に九月九日に行はる、菊祭といへるあり、同祭儀は古來の式典なるも、永く中絶したりしを、明治十二年の秋より再興せられたるものなり。

白山神社

稻荷神社

稻荷神社は同所にあり、宇賀御魂神を祀れり。創建の年月は詳ならず。天正四年の兵亂に社殿燒失し、慶長八年豊臣秀頼之を再興せしも、元和元年夏の役に復た鳥有と化し、其の後大坂城代阿部備中守正



正圓寺

壽光寺

大藏局の宅址

次更に再建し、明治十八年の洪水に流失せしかば、有志の協力に依り小祠を建設して今に至る。無格社にして、境内僅に壹坪六合に過ぎず、祭日は十月十七日なり。

正圓寺は字南辻堂にあり、白嶺山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百參拾貳坪を有し。本堂・庫裏・藥醫門を存す。

壽光寺は字山の角にあり、上行山と號し、本門宗本門寺末にして妙法曼荼羅を本尊とす。元祿七年九月日意の創立なり。もと大阪市東區小橋元町にありしが、大止七年三月二十九日當所に移轉せり。境内は五百坪を有し、本堂・庫裏・玄關・鐘樓・藥醫門を存す。

木村重成の母なる大藏局の宅址なるものありしが、其の地は城東練兵場の設けらるゝに及び其の敷地内に没して、今は認むるによしなし。

本地は元和年間より大坂城代の役知となり、同城代繼承して牧野越中守貞明に至り、明治元年の初め新に御料となりて櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となりしも、同年六月大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日更に兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月東成郡第二區十番組に入り、同八年四月三十日第五大區二小區十番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて、第五大區二小區となり、同十二年二月十日東成郡役所部内となり、同月二十九日第九分畫

に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第六戶長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	字	舊石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年五月 末日現在人口	大正九年十月 一日國勢調査の人口
森	道	三九・九三〇	六・七三二	四九九	五〇・六三三	八二二	八九九	
中	庄	四五・六〇〇	四・八〇八	六六	四・九二〇	八九九		
本	今里	八〇・四七七	六・五二八	五五	六・五〇八	五七		
西	濱	三五・九一〇	一七・五三二	二九	一〇・九一四	一七二		
中	計	五三・〇〇〇	四七・六〇〇	八七	六四・一六三	八七一		
		二、三五・一六〇	三、三三・〇〇一	二、七〇一	三、六・三六六	三、三九〇		二、一五・七七七
								二、一五・七七七

### 第十七項 神路村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、深江村・東今里村・大今里村の三ヶ村は、從來團結の習慣あり、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は舊新開莊の南部なるに依り、其の意を採りて南新開莊村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて東成郡所屬たりしが、同二十九年四月一日同郡廢せられて更に東成郡に屬し、大正五年一月一日より神



路村と改稱せらる。其の村名を神路と改めしは、本村を貫通せる奈良街道は、神武天皇東征の御通路たりしといへる俚傳に依りしものなりとなん。

### 大字 深江

本地は古來東成郡に屬し、もと新開莊の内にして、深江村と稱す。字地に新家といへるあり、攝津志村里の條に「新家、深江及河州澁川郡足代兩村出戶」と記せる新家は、此の字地を指せるなるべし。村名の深江は往時玉造江の内にありて、沼澤中の部落なるより起りしものならん、今も地勢は一帯に低下卑濕せり。一に笠縫島と呼び、笠縫氏の居りし所なり。笠縫氏は舊事天神本紀饒速日尊天降供奉の條に「笠縫部等祖天勇蘇、又笠縫等祖天津麻占」と見ゆるもの是れなり。夙に其の地の菅草を採りて朝廷に獻じ、又笠を製して廣く賣出せしかば、菅笠は本地の名産となり、世に深江笠を以て稱せらる。古事記傳にも「かの萬葉の四極山の歌によみ合せたる笠縫島は、内匠式に云々、菅蓋一具並骨料材從攝津國笠縫氏參來作とある笠縫氏の居所にて、今の東生郡深江村是れなり、其あたり今も菅を多く作りて朝廷にも獻る例なり、此の地など今は島にあらざれども、古は凡て此の部内など川々多く流れ合て、廣き沼にて海の如く、舟の往來でまことの島にてありしなり」と記せり。内匠式以來の掟となりて、歷代天皇の踐祚には菅蓋一具・菅翳二柄を里長より奉獻するを例となし來りしが、今上天皇陛下の御大典

笠縫島

深江笠

に際しても、其の由緒を以て大嘗祭御料の菅蓋奉製の恩命に浴せしといふ。

萬葉

四極山うち越見れば笠縫の島こきかくるたなよし小舟

同

押照やなには菅笠よきふるし後はたかきん笠ならなくに

ぬひたへる心深江のすけ小笠天の下にそ名はみちにける

千種有功

稻荷神社

稻荷神社は字宮浦にあり、稻倉魂命・天鈿女命・猿田彦大神を祀れり。和銅年間伊勢外宮豐御食津神の分靈を勧請せしものにして、慶長八年豊臣秀頼は片桐東市正・加藤左馬介に命じて社殿を改造せしめ、寛政八年徳川家光の造營にも與れりといふ。本地の産土神にして、明治五年村社に列せらる。境内は參百八拾六坪を有し、本殿・拜殿を存す。秋祭は十月十七日・夏祭は八月一日なり。

法明寺

法明寺は同字にあり、深江山清原院と號し、淨土宗知恩院末にして阿彌陀佛を本尊とす。花園天皇文保二年六月十三日法明房良尊上人の創立なり。上人は本地の人なり、後宇多天皇の弘安二年十月十日を以て生る、父は清原左京亮守道・母は平岡の宮司主税頭の女桔梗の前なり。幼名を信貴千代といひ、長じて清原道張と稱せしが、二十五歳にして人生の無常を感じ、塵界を脱して高野山に上り、眞福院の俊賢法師に就て薙髮し、法明房良尊と稱し、眞言の秘密を探り、後比叡山に入りて天台の教觀を極め、更に轉じて大念佛宗を修め、郷里なる此の地に草庵を建てたるもの即ち當寺の起原なり。元亨元年十一月十五日の夜、石清水八幡宮の神告を受け、同月十七日同社に詣でんとして草庵を出でける



に、河州交野郡茄子作に於て同社の宮使と遇へり、宮使は神告に依りて靈像を同上人に傳へんが爲め遣されたるものなりしかば、其の捧持せる所の靈像を上人に交附せり。靈像は良忍上人の曾て同社に納め置かれたる、大念佛宗第一の珍たる天得如來なりければ、上人は之を受けて欣悦に堪へず、靈像を松の梢に懸けて、率うる所の佛徒と供に踊躍せりといふ。同年平野の大念佛寺に入りて法燈を繼ぎ、其の衰運を回復して中興の祖となりしが、正平二年四月當寺に隱退せり。其の隱退所に就きて記すべきものあり、即ち喜連村の法明寺も亦同上人隱退の所なりと稱し、且其の名も當寺と名を同うして、其の何れが隱退所たりしかに就て惑を生せしむることは是れなり。然れども上人の隱退せし所の當寺なることは、世に傳へられて殆ど疑の存せざる所なれば、當寺の後轉宗して大念佛寺を離るゝに及び、大念佛寺は之を憾みて當寺の名を喜連村の末寺に移して法明寺と稱せしめ、以て上人に縁故深き當寺に擬したるものにはあらざるかと思はる。當寺は同上人の大念佛寺在職中に舊草庵を毀ちて堂宇を建立し、後此に隱退せしものならん。當寺所藏の安堵辻略縁起に依れば、正平三年初春のころ、上人は田圃に出て、農業の暇に鋤鍬を珠數と爲して暫く休息ありしに、西方より紫雲たなびき來り、雲中に化僧現れ、上人に向ひて、我は是れ播州加古郡の沙彌教信なり、汝今口唱の行其の功積りて融通念佛の中興たるべし、將た亦願王如來の別勅あり、汝は明年六月十三日午の上刻に極樂往生すべし、必ず決定往生安堵の思を爲すべし、此の佛勅を傳へんが爲めに我は此に現れしなりとて雲中に消えしが、

上人は之に依りて決定往生を安堵せり、依て其の地を安堵の辻といふ、弟子西願此の様子を見て寫し置きしもの、即ち安堵龜鏡の御影なりと。御影は今なきも、其の安堵の辻といへるは今も本地にあり。上人は果して翌正平四年六月十三日を以て逝き、其の墓は一里餘を隔てたる河州澁川郡北蛇草村の有馬の墓地に建てらる。爾後、當寺は同上人の建立に成りて大念佛寺と深き縁故を存せるが爲め、同宗所屬寺院中の名利として重んぜられ、堂宇莊麗寺門繁昌を極めたりしならんも、記録の微すべきものなきを以て其の後の寺歴は詳ならず。降て正保年間に至りて廢願しけるを、慶安元年淨土宗の僧善譽夢白なるもの堂宇を再建し、淨土宗に轉じて中興第一世となりしかば、初めて大念佛寺と關係を斷てり。二世法譽智源を経て寛文三年三世願信の時京都知恩院末となる。七世諦譽は元祿六年十一月本堂・同八年四月觀音堂、八世廓譽は正徳三年三月鐘樓堂を再建したりしが、十八世大丹比丘に至りて、天明元年今の大阪市北區天滿九丁目なる筆屋福崎仁兵衛の發願・木山大僧正の隨喜に依りて可圓和上の淨土律を開始せり。十九世旭仙は寛政七年三月庫裏・茶所・藥醫門を再建し、大正元年十二月當住二十五世眞譽師に依り、更に一般に互りて大修繕を加へらる。境内は四百六拾坪を有し、寺寶に法上人自作の木像あり、之あるが爲め當寺の轉宗後に於ても、大念佛寺よりは毎年來りて參拜せしといふ。

同寺境内に雁塚といへる二個の古碑あり、攝陽群談には極塚と書し、攝津名所圖會には龜塚とし、兩



書とも法明上人遷化して其の龜を茲に埋めしよりの名なりと爲し、一説に、當所の獵者雄雁を射殺したるに、雌雁之を悲み來りて地上に落ちぬ、依て之を検したるに矢の痕もなし、愛情に沈みて死せしものならんと、獵師は發心して終に寺に入り、法明上人に語りて殺生の罪を謝し、薙髮して弟子となり、其の雌雄を葬れりと。然るに寺傳には同じく雁を埋めし所なりとせるも、稍其の趣を異にせり。即ち其の傳ふる所に依れば、正次なるものあり、某年の秋歸雁を射殺したるに、其の首なかりしが、翌年の秋復た歸雁を射殺したるに、羽翼の下に一個の首を抱けり、依て正次は奇異の思を爲し、昨秋射殺せし雁のことを回想し、月も日も同く剩へ同時刻に射殺したる雁の、一つに首なくして、其の一つの首を抱けるは、是れ正しく親子か否らざれば夫婦ならんとて、其の愛情の深きに感じ、忽ち發心して法明上人の弟子となり、佛門に入りて二羽の雁を此に埋めて弔へり、正次は即ち今の北河内郡庭窪村大字佐太來迎寺の開山西願なりと。(河内國北河内郡甲可村大字中野に)  
(も加塚といへるあり、参看すべし)

眞行寺は字宮浦にあり、井谷山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。境内は貳百拾參坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

長龍寺は同字にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。廿緒は詳ならず。境内は八拾八坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

光榮寺

長龍寺

眞行寺

八坪を有し、本堂兼庫裏を存す。

本地は元祿年間より京都所司代の役地となり、同所司代繼承して松平越中守定敬に至り、明治元年の初め新に御料となりて櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となりしも、同年六月大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月東成郡第二區八番組に入り、同八年四月三十日第五大區二小區八番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第五大區二小區となり、同十二年二月十日東成郡役所部内となり、同月二十一日第八分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第八戸長役場の管理區域に入りて、同十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 東今里

本地は古來東成郡に屬し、もと新開莊の内にして、今里村と呼びしが、後分れて大今里・西今里・東今里の三ヶ村となれり、本地は其の一なり。

光照寺は字寶榮にあり、大菅山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創建の年月は詳ならず。境内は八拾八坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。

光照寺



本地は元和年間より大坂城代の役知となり、同城代繼承して牧野越中守貞明に至り、明治元年の初め新に御料となりて櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となり、同年六月大阪司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄となり、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、同十二年二月二十一日第九分畫に屬したるの外は、大字深江に同じ。

### 大字 大今里

本地は古來東成郡に屬し、もと新開莊の内にして、今里村と呼びしが、後分れて東今里・西今里・大今里の三ヶ村となれり、本地は其の一なり。字地に東小路・中小路・西小路といへるあり。

熊野大神宮は字東小路にあり、伊弉册命・速玉男命・事解男命を合祀せり。もと妙法寺の鎮守にして、熊野十二社權現と稱し、文祿三年船越五郎右衛門檢地の際に、社地四反四畝貳拾四歩は除地となり、以て明治の初年に至る。慶長十九年大坂冬の役には、京極若狹守忠高は當宮地を陣所と爲し、大坂城代は就任の節及び領内巡見の時には必ず社參するを例とせり。明治維新の後に至り、神佛の分離に依りて今の社名に改め、同五年村社に列し、同四十四年七月十一日大字大今里の村社八劍神社(速玉尊・奇稻田姫命・大己貴命)を合祀し、同月十七日本地の字才の神の無格社菊理姫神社を境内に合併移轉し、大正七年

熊野大神宮

妙法寺

六月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は五百拾八坪にして本殿・拜殿・繪馬堂を存す。末社に辨財天社あり、聖德太子の妙法寺を建立し給ひしとき、現れ來りて同太子に修法を授けし辨財天なりといふ。氏地は本地及び大字東今里にして、例祭は十月十七日・夏祭は八月一日なり。

妙法寺は同社の北にあり、密華山と號し、眞言宗御室派延命寺末にして聖觀世音菩薩を本尊とす。聖德太子の開創なりと傳へ、在時は寺門隆昌を極め、講田を有し、塔頭十二坊を存し、寺域廣大にして、今の東方なる字美與茂は俗に仁王門と呼び、其の仁王門のありし所にて、西方なる字西門出といへるは、其の西門のありし所なりといふ。然るに天正年中織田信長の石山本願寺攻の際、兵火に罹りて衰頽し、角の坊のみ残りて寺名を續存せしが、今の堂宇は享保年間の再建なり。住職中有名なるは阿闍梨契沖なり。契沖は慶安三年其の十一歳のとき、來りて住職手定密師に就きて業を受け、初めて般若心經を授かりしに、讀むこと四五遍にして背誦手書せりと。後其の縁に依り、延寶八年手定密師の入寂するや、後住を遺囑せられて、住職となり、其の母當地にありしを以て、寺傍に一室を構へて孝養せしが、其の歿するに及びて圓珠庵に移れり。母の墓は本地の共同墓地にあり。契沖の住職たりしは其の圓熟大成せるの時にして、有名なる萬葉代匠記二十卷・總釋二卷を著して水戸義公に上り、同公其の卓見に感じて白銀壹千兩と絹參拾匹を贈りて之を謝せしが如きも、當寺住職中のことならん。其の遺物として傳ふるは富士百首の巻物なり、即ち其の富士山を詠せし百首の自筆にして、徳川時代に



ありては、大坂城代其の交替毎に來觀するを例となせしといふ。其の延命寺末となりしは、延命寺の中興淨嚴和尚に再興せられたるに依るならん。境内は六百貳坪を有し、本堂・庫裏・客殿・土藏・門を存す。

西蓮寺

西蓮寺は字北口にあり、圓融山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。元祿五年三月智傳の再建なり。境内は九拾坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。外に大師堂あり。

觀光寺

觀光寺は字中小路にあり、西海山法輪院と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は六拾八坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。

良念寺

良念寺は同字にあり、一光山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創建の年月は詳ならず。天明二年四月檀越の喜捨を以て、善性なるもの之を再建せり。境内は五拾貳坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。外に觀音堂あり。

本地は寛永八年より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初めに御料となりて、同二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月東成郡第二區九番組に入り、

同八年四月三十日第五大區二小區九番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第五大區二小區となり、同十二年二月十日東成郡役所部内となり、同月二十八日第八分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第八戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字	字	舊石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 町村制施行 當時の反別 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
深江		七六・四八〇	五七・九七六	六三三	七・五〇八	七二七	
東今里		四六・八七六	三六・六八〇	三九二	四・〇〇五	三三九	
大今里		九八・〇八六	六二・〇五四	八四〇	一〇一・九二三	八六四	
計		二一〇・四四二	一五〇・七三六	一、七六五	一一一・四三六	一、九三〇	二、一四六

第十八項 城東村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、鴨野村・天王田村・左専道村・永田村の四ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は舊新開莊の北部に位するを以て、其の意を採りて北新開莊村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて東成郡所屬たりしが、同二十二年四月一日同郡廢せられ



て更に東成郡に屬し、大正五年一月一日より城東村と改稱す。改稱名は大阪城の東にあるの意に依れり。

### 大字 鳴野

本地は古來東成郡に屬し、新開莊の内にして、志宜野村と稱せしが、後文字を改めて鳴野村に作れり。明治二年十一月十三日京橋口定番下屋敷を本地に編入す、此の地は寛文六年より同定番屋敷となり來りしものにて、字を辨天島と呼び、もと辨天祠ありしを以て此の名あり。其の貳萬壹千貳百九拾六坪貳合貳勺五才は、字永田の參千九拾五坪九合壹勺五才と共に、同四年六月兵部省の所管に轉せしが、同三十五年三月十二日第四師團經理部より大阪砲兵工廠所管に轉じて、今は同工廠の敷地となれり。而して本地及び餘江町大字今福・同蒲生に亘るの地は、慶長十九年に於ける古戰場なり。

鷺野探梅

鷺野橋東野水濱 梅花時節每探春 一枝今日如相待 恰是隔年逢故人

筱崎小竹

### 八劔神社

八劔神社は字宮之前にあり、速素盞鳴命・奇稻田姬命・八頭大神を祀れり。大阪府神社明細帳に依れば、本地の住民某或る夜の夢に一老翁あり、吾は是れ熱田の神なり、跡を此の地に垂れんと欲す、明日汝等出で、吾を淀川の邊に迎ふべしと告げしかば、翌旦里民十數人を招きて之を語りしに、其の

多數は同夢を感じたるものなりければ、奇異の思を爲し、一同衣服を改め河邊に至れば、果して一少蛇の陸に上りて行けるあり。形容甚だ悠々たり、一同之に従ひ行けば、小蛇は川を越え堤を経て當地に入れり。依て其の留りし所に小祠を建て、之を祀りしもの、即ち當社の起原にして、應永三年九月二十二日なり。小蛇の過ぎし堤を八劔堤と名づく、今の劔繩手といへるものは是れなりと。明治五年村社に列し、大正二年十月十四日大字天王田字元屋敷の村社八坂神社(美濃島命・奇稻田姫命・八頭神)、及び大字永田字永里の同水神社(天照大神・春日大神・罔象女神)を合祀し、大正四年九月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は貳百六拾參坪を有し、本殿・幣殿・拜殿・社務所を存す。氏は本地及び大字天王田・同永田にして、例祭は十月二十二日・夏祭は七月八日なり。

大日寺は字宮の前にあり、眞言宗御室派仁和寺末にして大日如來を本尊とす。弘仁年中弘法大師の創立なりと傳ふれども、記録の徴すべきものなし。境内は貳百八拾四坪を有し、本堂・庫裏を存す。外に地藏堂あり。

開通寺は字東町にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。用明天皇二年聖德太子の四天王寺を建立あるに際し、故ありて造營し給ひし所にして、至徳山成就院靈松寺と號せしが、明應五年の秋住僧湛然本願寺蓮如法主に歸依して了祐と改名、轉宗して今の寺名に改め、爾來連綿相續して今に至る。境内は貳百參拾參坪を有し、本堂・庫裏・土藏・鐘樓・藥醫門を存す。



來通寺

來通寺は字中町にあり、梅影山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百八拾七坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・土藏・藥醫門を存す。

光耀寺

光耀寺は同字にあり、松樹山と號し、眞宗佛光寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は七拾七坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初めに御料となり、字辨天島は寛文六年より大坂城代の直轄たりしが、復た同時に御料となる。是に於て全村同一管治に歸し、同二月大阪裁判所農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月東成郡第二區三番組に入り、同八年四月三十日第五大區二小區三番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第五大區二小區となり、同十二年二月十日東成郡役所部内となり、同月二十一日第十一分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第九戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字天王田

本地は古來東成郡に屬し、もと新開莊の内にして、本庄村と同村たりしが、寛文七年分れて天皇田村と呼び、後文字を改めて天王田に作れり。天皇田と稱せしは、用明天皇を祀れる鵜森神社の神領たりしより起れりといふ。

善福寺は字元屋敷にあり、名徳山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。萬治元年淨海の創立にして、寛永三年より寺號を公稱せり。境内は五拾壹坪を有し、本堂・後堂・庫裏・下家を存す。

本地は寛文七年より徳川氏代官の支配たりしが、天保九年大坂城代の役知となり、同城代繼承して牧野越中守貞明に至り、明治元年の初めに御料となりて櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となりしも、同年六月大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、明治十二年二月二十一日第十分畫に入りし外は、大字鴨野に同じ。

### 大字左專道

本地は古來東成郡に屬し、もと新開莊の内にして、左專道村と稱す。傳へいふ、菅原道眞の筑紫に左遷の途次、本地諏訪明神の森に暫時休息の際、村名を尋ねられければ、左專道なりと對へしに、今

善福寺



諏訪神社

予の左遷の道になりぬれば、後世に知らしめんが爲め、文字を改めて左遷道に作るべしといはれたるを以て、爾來左遷道村と書し來りしも、後何れの時にか復た遷を專に書き損ねて今に至れりと。

諏訪神社は東方字里前にあり、御名方刀美命・八坂刀賣命を祀れり。創建の年月は詳ならず。寛保三年九月東城坊長誠の奉納せる社名の額あり、前記の如く當社の森は道眞の休息せし所にして、且其の禮拜ありし神社なるを以て、其の裔たる同氏は之に因みて奉納せしものなりといふ。もと諏訪明神と稱せしが、明治維新の後に至りて今の社名に改め。同五年村社に列し、大正四年十月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は參百拾壹坪にして、本殿・拜殿・神饌所・社務所を存し、末社に天満宮・嵐山神社・稻荷神社・大宮社・太田社あり。氏地は本地一圓にして、例祭は十月十六日・夏祭は七月二十五日なり。

友三寺

友三寺は字里中にあり、後藤山不動院と號し、眞言宗山階派勸修寺末にして不動明王を本尊とす。慶長七年宗寛の創立にして天王寺の正祐寺に屬し、木野村にありしが、其の地は水害あるを以て、寶曆九年八月二十七日九世善戒當所に移りて勸修寺末となる。本尊は世に左專道の不動と稱し、世俗に己の意思に反して相手方の爲さんとする行爲を抑止するときの語に、「ドッコイさうは左專道の不動」と附け加へて呼べるは、當不動にして、其の名高し。境内は貳百七拾坪を有し、本堂・庫裏・座敷・玄關・鐘樓堂・土藏・藥醫門を存す。

地藏庵

地藏庵は同字にあり、大阪市東區谷町八丁目淨土宗願生寺末にして地藏菩薩を本尊とす。元祿元年性月尼の開創にして今も尼寺なり。境内は壹百參拾六坪を有し、本堂・庫裏を存す。

林照寺

林照寺は同字にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は八拾貳坪を有し、本堂・庫裏を存す。

大通寺

大通寺は同字にあり、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元祿十五年大通上人の開創なり。境内は九拾貳坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す、共に大正三年六月十九日落成の新建築なり。外に地藏堂あり。

本地は寛文五年より村高四百六拾五石八斗參升參合の内、四百石は東組と稱して麾下稻富喜三郎の采地となり、其の六拾五石八斗參升參合は西組と稱して徳川氏代官の支配たりしが、稻富氏の采地は同氏世襲して同三五郎に至り、明治元年五月二十四日の公布に依りて大阪府司農局の支配となり、徳川氏代官の支配地は天保九年に至りて京都所司代の役知となり、同所司代繼承して松平越中守定敬に至り、明治元年の初め新に御料となりて櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となりしも、同年六月大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸し、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月東成郡第二區十番組に屬し、同八年四月三十日第五大區二小區十



番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第五大區二小區となり、同十二年二月十日東成郡役所部内となり、同月二十一日第十分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第九戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 永田

蓮乘寺

本地は古來東成郡に屬し、もと新開莊の内にして、永田村と稱す。  
蓮乘寺は字永里にあり、不鳴山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。應仁二年の春本願寺蓮如法主本州巡化のとき、信徒の望みに應じて創建せし所にして、同法主のけさ掛松及び不鳴池あり、池は今も蛙の鳴くことなしといふ。天明六年四月火災に罹りて燒失し、同九年十月檀徒協力して再建せり。境内は九拾五坪を有し、本堂・庫裏・表門を存す。  
本地は寛文七年より徳川氏代官の支配たりしが、天保九年大坂城代の役知となり、同城代繼承して牧野越中守貞明に至り、明治元年の初め新に御料となりて櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となりしも、同年六月大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、大字左專道に同じ。

大字	石	高	明治九年改正 有田地反別	明治九年一月一日 町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年五月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
鳴野	九〇・三〇〇		八七・二九二	九六・二二七	九〇三		
天王田	二七・五七〇		二二・三三九	二六・三二四	二九〇		
左專道	四七・八三〇		五三・〇七三	五五・六八三	五七五		
永田	三二・九〇〇		二六・九一五	二九・〇三三	二八四		
計	二、〇〇・六八〇		一、八七・六〇九	二、〇六・三三三	二、〇一三	四、六四九	二、二九五

### 第十九項 榎本村

本村は明治二十二年四月一日の町村制施行に際し、放出村・下の辻村の兩村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は榎並莊の内なるを以て、其の意を採りて榎本村と名づけ、兩村は其の大字となり、舊に依りて東成郡所屬たりしが、同二十九年四月一日同郡廢せられて更に東成郡に屬し、同三十五年四月一日河内國北河内郡今津村を本村に合併せり。同今津村は同二十二年四月一日町村制の施行に際し、茨田郡の今津村と三組新田は地形上別に一區域を爲すを以て、其區域に依りて一村を設け、大村の名を採りて今津村と名づけ、兩村は其の大字となり、同二十九年四月一日北河内郡に屬し來りたるも、



地勢俗習は本村と合併するを便とするのみならず、同村及び本村は共に獨立の資力に薄弱なるを以て、同村を本村に合併せられて、其の今津と三組新田とは本村の大字となり、同三十三年七月七日飛地並に地域變史の爲め、大字今津の内壹町壹反壹畝貳拾貳歩は河内國北河内郡諸堤村に轉出し、同時に同村の内壹町壹反九畝貳拾五歩を同大字に編入せり。

### 大字放出

本地は古來東成郡所屬たりしが、後關郡となり、後東成郡に屬す。もと榎並莊の内にして、放出村と稱す。俗に「はなちてん」といひしが、後「はなちで」となり、今は復た略して「はなてん」と呼べり。河内國舊茨田郡に八個莊あり、河内志は本地を以て其の八個莊の内なりとせり、思ふに今の南北に通ずる劔街道は、往時攝・河の國界にありし劔驥の筋なりと傳ふれば、同街道以東は河内國茨田郡に屬する同莊の内たりしならんか。もと大和川の北岸に沿ひし所なるを以て、今も菱江川は大字今津の下今津より來り、南邊を西に流れて鯉江町大字布屋を経て同町大字新喜多に入れり。其の同川に沿へる狹長の地には代地場の名あり。又寢屋川は東方大字今津と北河内郡諸堤村大字諸口の間より來り、同村大字横堤及び大字下の辻との境を西に流れて鯉江町大字新喜多に入る。其の内側には六郷川及び今津放出惡水井路ありて、復た大字今津より來りて同じく新喜多に去る。六郷川は寛永五年の開鑿なり、同川開鑿の

爲め潰地となりたる代地として、舊大和川筋に於て反別四町壹反七畝拾六歩・高五拾八石參斗の地を與へられたるもの、即ち前記の代地場是れなり。

南山巡狩録に、建徳二年五月細川右馬助頼基、軍勢を催して天野の行宮を攻めんとし、六月二十二日に至りて河を渡る、上の瀬放手の渡を越ゆる人々には、細川典厩・山名霜臺・同戸部・楠正儀と見ゆる上瀬放出の渡は、本地に於ける大和川の渡津にして、古歌に放出の通川といへるも、大和川を本地に於て稱せしものならん。

名 寄 放ち出や通の川の朝ほらけつ、みむかひに舟よふや誰れ

阿遲速雄神社  
放出の通川  
放出の池

阿遲速雄神社は字八劔にあり、延喜式内の神社にして阿遲鋸高日子根命を祀れり。創建の年月等は詳ならず。明治五年村社に列し、同三十五年四月七日郷社に昇格、同四十年一月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は四百四拾四坪を有し、本殿・拜殿・祭器庫・社務所を存す。末社に相殿社・道祖神社・大將軍社あり。老楠壹株鬱葱として社頭を蔽ひ、社側に放の池あり。氏地は本村全部にして、例祭は十月二十二日・夏祭は七月九日に行はる。

夫 木 かも鳥のはなちの池に木葉ちればうとき思をわれおもはなくに 讀人しらす

道音寺は字水劔にあり、松濤山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。文和三年三月十四日衆民の淨財の受けて道音上人の創立なり、上人は當宗七世の祖なり。境内は貳百九拾貳



正因寺

坪を有し、本堂・庫裏・鼓樓堂・藥醫門を存す。外に地藏堂あり。

正因寺は同字にあり、西海山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。永正十二年了西の開創なり、了西は本地の人野々村角兵衛の法名なり。もと同字の百二十二番地にありしが、明治二十七年三月二十一日現在の所に移轉せり。境内は壹百四拾參坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地は元祿元年より徳川氏代官の支配たりしが、天保年間に至りて京都所司代の役知となり、同所司代繼承して松平越中守敬に至り、明治元年の初め新に御料となりて櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となりしも、同年六月大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月東成郡第二區四番組に入り、同八年四月三十日第五大區二小區四番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第五大區二小區となり、同十二年二月十日東成郡役所部内となり、同月二十一日第十二分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

大字下の辻

本地は古來東成郡所屬たりしが、後關郡となり、後東成郡に復す。もと榎並莊の内にして、下の辻

村と稱す、下の字を冠するは、清水村大字上の辻に對せるならん。小林三之助氏所藏の舊記に依れば、後堀河天皇の御宇、江州辻村の百姓十七人、人夫を率ゐ來りて開村す、今の古屋敷といへる所は當時其の居宅を構へし所なりといふ。されば其の舊住地の村名を探りて、移住せる本地に名づけたるものなるべし。又攝津志には、願生寺の畫佛の背面に「明應三年二月西成郡放出下辻村」と題すと記せり、是れに依れば本地は當時放出の内にして、放出と共に西成郡と稱したるものならんか。寢屋川は東方北河内郡諸堤村大字横堤と大字放出の間より來りて、南邊なる大字放出の境を西に流れて鯉江町大字新喜多に入り、八箇莊井路及び門眞井路・五箇莊井路は復た東方北河内郡諸堤村大字横堤より來りて鯉江町大字今福に入る、門眞井路及び五箇莊井路は鯉江川の上流なり。

八王子社

八王子社は東方字辻にあり、天忍穗耳命・天穗日命・天津彦根命・活津彦根命・熊野久須毘命・田心姫命・市杵島姬命・湍津姫命を祀れり。小林三之助氏所藏の舊記に依れば、前記江州十七人の本地に移りて比叡山の八王子を勸請し、以て氏神と仰ぎしものにして、十七人の數を月日に象りて九月十七日を以て祭日と定め、十七人の血脈相承の者神供奉進の任に當り來りしも、後其の家に實子なきもの出でければ、天明五年九月神慮を窺ひて開村家筋の者神供奉進の役を勤むることゝなせりと。明治維新に至るまで毎年交替して祭典を行ひし宮座の家は、即ち此の開村十七人の家筋たり。縦拾參間・横參間半の境内は除地となり、本殿のみなりしが、享保十二年四月瓦葺の拜殿を建て、寶曆六年八月の修繕



に際して、本殿の萱葺を瓦葺に改む。明治五年村社に列し、大正三年十月神饌幣帛料供進社に指定せらる。今の境内は壹百六拾四坪五合六勺にして、前記本殿・拜殿の外に幣殿・社務所を存す。末社に住吉神社及び九鬼稻荷神社あり。九鬼稻荷神社は、從來本地石高は八百石なりしも低窪の地にして年々水害の爲めに收穫を害せられければ、滅石の事を願したるに、徳川幕府は之を容れ、檢地の結果七百餘石となれり、依て其の恩を紀念せんが爲め、同社を建て檢地者九鬼氏の姓を採りて社名に冠せしものなりと傳ふ。氏は本地一圓にして、例祭は十月二十二日・夏祭は七月十七日なり。

願生寺

願生寺は同字にあり、榭塘山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。楠氏の臣安間了願四世の後胤安間四郎正道、本願寺の蓮如法主に歸依し、（天正）、明應年間に當寺を創立せり。境内は貳百參拾五坪を有し、本堂・書院・庫裏・土藏・鐘樓・鼓樓・藥醫門を存す。什寶畫佛の背面に題して明應三年二月西成郡放出下辻村とあるは、已記の如く攝津志の記せる所なり。又石山合戦中本地百姓助の拔群の忠節に對して、顯如法主より與へられたる感狀あり、且感狀を受けたる助の子孫は、攝州野田の討死者二十一人の子孫と同じく毎年本山に御齋相伴を許されて今に至る。事は載せて繪本拾遺信長記に詳なるを以て、左に之を掲記せん。

繪本拾遺信 記 下辻村助討死之事

此年の秋九月中旬（天正）に至る迄本願寺の向ひ城に籠りたる平手監物・稻葉伊兵衛守等、折々本願寺へ軍勢をさし向け攻戦ふとい

へども、城中強く要害又無の名城なれば一度も利を得ず、寄手死傷の者多かりければ、とても急には賣落しがたし、時節を待て事をはかるべしとて、諸方の附城皆永滞留の用意をなす、時しも秋の末なれば霜田して兵糧に備へんと、河分口・櫓の岸の向ひ城雙方申合せ、一千餘騎の軍兵を率し、河内の八箇所表に出て田を刈りけるに、元來八箇 庄・六箇の庄・櫓並の庄には本願寺の門徒移しく有て、百姓ども敵方へ兵糧を入させては本山の難儀なるべし、いざや追討せよとて俄に百姓一揆を起し、集る勢三千餘人我先に馳向ひ、或は竹鑊或は農具を打ふりく命惜まず戦ふほどに、平手稻葉が軍勢思ひがけなき不意を討れ、防ぎかれて引取行を遁すまじとて追討ける、爰に平手監物手の者に中尾權藏といふ剛兵あり、四尺餘りの大太刀電光のごとく打振て群來る百姓を左右手に薙倒し、また、く内に十四五人算を亂して切立れば、いさみに勇みし一揆方只一人切立られ四度路に成て深ふたり、門徒の中に攝州榭並の庄下辻村に助といふ者大力の譽れ高き者なるが、大斧を打ふりて權藏目がけ飛かゝる、權藏見てやさしき汝がふるまひかなと渡り合て戦ひしが、助が力量絶倫にしてさしもの權藏あしひかれて見えたりける、されども權藏手垂の勇なれば、太刀をかり投捨て飛込ひしと組付たり、助も組討ごさんなれと向く斧打すて、双方劣らぬ大力大兵、土を蹴立煙を揚て半時計も組合しが、權藏組ながら短刀を引拔助が脇腹さし通せば、急所の痛手にひるみながら剛勇の者なれば、此方も脇差引抜て權藏が胸板を突貫く、兩人均しく痛手は負ぬ、おめく撃は雷のごとく、めつた突に突合て同じ枕に死したりける、敵も味方もあな恐しの討死やと、舌を巻て恐れけるが、是より物別れして稻葉・平手の兩勢別たる稻も取得すして向ひ城へと引取ける、此輩が働によつて敵方へ刈田させざるは拔群の忠節なりとて、顯如上人彼門徒等を召させられ、念頃に褒美し給ひ、就中下辻村助が働き討死の形勢感歎するに絶えたりとて感狀を給ふ、其文に曰く、

去十八日於八箇所表及一戦下辻助討死之儀忠節不淺別而不便被思召候旨被仰候謹言

天正二年九月廿一日

刑部卿法橋賴康



右の一通今も攝津下辻河原生寺に所持せり、此頃所々の合戦門徒の討死数をしらす、上人法の爲に命を捨る事を感じおぼしめし御感状を下し賜ふ事数多有といへども、前に記せる野田討死の子孫と、此下辻村助が子孫のみ本山におひて御頭講と號し、毎年七月廿八日御霊御相伴を許し給ふ、寶永二年講中の願によつて此講を二に分ち、七月廿八日は野田方、三月廿八日は下辻方とて、例年本山へ参向せる事普く人の知る所なり、

本地は元文二年より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初めに新に御料となりて同二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日更に兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日復た大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月東成郡第三區十一番組に屬し、同八年四月三十日第五大區三小區十一番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第五大區三小區となり、同十二年二月十日東成郡役所部内となり、同月二十一日第十九分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字今津

本地は古來河内國茨田郡に屬し、もと八箇莊(河譜には五箇莊と記す)の内にして、今津村と稱す。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、三組新田を併せたる區域に依りて一村を設け、今津村と名づけて其の大字となりたりしも、同三十五年四月一日同今津村の全部は東成郡榎本村に合併せられて、本地は其の大字となれり。同年七月七日飛地並に地域の變更に依り、本地の内貳反四畝拾貳歩は河内國北河内郡諸堤村大字横堤に・八反七畝拾歩は同村大字諸口に轉出し、同時に同村大字横堤の内壹町壹反九畝貳拾五歩を本地に編入す。字地に下今津・二軒屋・大西・徳庵等の名あり。徳庵は本地及び北河内郡諸堤村大字諸口二村の出戸にして、其の一部の本地に屬するものなり。村名の今津は、往時渡津のありしより起れるの稱ならんか。里傳に依れば、往時此の地に今津寺あり、寺歴は詳ならざれども、西邊に於ける大般若地(今は水神といふ)・池の坊・金丸(今は合併して金丸といふ)・堂垣内・堂垣外(今は合併して五反田といふ)・寺面・觀喜妙(今は合併して觀喜といふ)といへる小字の存する所は是れ其の跡にして、村名は同寺の名に因めりと、尙考ふべし。(因にいふ、本地は明治二十一年の地押調査の際に、從來存し來りたる七十二の小字を合併して、十三小字に改めらる。)又字地の徳庵は、同名の庵寺ありしが爲め此の名を爲し、其の徳庵納豆は世に名あり。納豆は何れの頃より製し初めしかは明ならざれども、已に南北朝時代に於て吉野の行宮に獻納せしことありと傳へ、紫野大徳寺の木葉納豆・田邊一休寺の薪納豆と同種類のものなりといふ。

菱江川は東南なる中河内郡楠根村大字稻田より來りて南邊を西に流れ、下今津の上手に至りて、字



二軒屋より大字三組との間を東南に廻り來れる代地川(小渠なり)を容れ、其の下手に於て更に中河内郡楠根村大字川俣より來れる楠根川を入れ、西流して大字放出及び鯉江町大字布屋の南邊を経て同町大字新喜多に入る。又寢屋川は東北なる中河内郡北江村大字鴻池より來り、字德庵に於て北河内郡諸堤村大字諸口より來れる古川を入れて、北方同村大字諸口・同横堤及び大字下の辻の境を西に流る。同川は德庵川と呼び、明暦元年鈴木三郎九郎代官中の開鑿にして、之が爲め反別五町八反八畝拾歩四厘・石高七拾八石壹斗七升九合は同川敷に没す。同川の内側に更に六郷川あり、今津放出悪水井路ありて、寢屋川と隔流並行して西に去る。六郷川は寢屋川と同じく中河内郡北江村大字鴻池より來れる鴻池悪水井路及び楠根村大字稻田より來れる三ヶ悪水井路・八箇悪水井路の字德庵に來り、同所に並設せられたる鴻池悪水樋管・三ヶ悪水樋管・八箇悪水樋を通りて一川となれるものにして、寶永五年(一に寶永七年とす)の開鑿なり。開鑿當時其の川敷となりし潰地の代地として、南方古大和川筋に於て幅拾六間・犬走半間の地を交附せられたるもの即ち代地場是れなり。其の地は字二軒屋より大字三組・同放出、鯉江町大字布屋を経て同町大字新喜多に達し、狹長帯の如くにして、其の代地場といへるは六郷川代地場の略なりと知るべし。前記代地川は同代地場の南側に沿へるを以て其の名あるも、其の菱江川に入れる下今津までの川筋は、寢屋川・六郷川の開鑿以前には、深野池・新開池の下流に菱江川を加へて流れし川筋なり。而して本地の人家は概して古大和川堤に據りて建てられ、其の北面水田のある所は、西方

大字放出に亘りて一帯に低下せり。往時にありては、悪水排除の爲め設けたる今津放出悪水井路の水は、下方なる鯉江町の大字新喜多に於ける寢屋川との隔流堤防下に設けられたる伏越樋を通じて鯉江川に落下したるも、鯉江川の流に押止せられて排水の効を奏せず、爲めに悪水は停滞し、水禽の常に翱翔する所となりて收穫を得る能はざりしかば、其の伏越樋を改めて直に之を寢屋川に落下せしめ、茲に悪水排除の便を得て停水を疏通し漸く耕田となれり。此の擧は當時の大庄屋たる遊佐彌十郎の發意にして、之が爲め關係村は負擔し來りし將基島堤防修繕費を免るゝに至れり。然れども尚排水充分ならざりしを以て、同人は字横繩手の悪水路より六郷川及び寢屋川に樋門を設けて之を排除し、兼ねて用水を引用せり、俗に之を横繩手樋又は中堤防樋と呼べり、天保十一年二月十一日の竣成なり。以上兩擧の施設に就ては關係村の故障あり、殊に後者には上流に當る六郷十六ヶ村より劇烈なる故障起りし爲め、最初は用水引入の爲めと稱して設け、年月を経て故障の薄らぐに及び漸次用悪水樋の名に改めしが、其の間に於ける同人の苦心は實に容易ならざるものありしといふ。本地及び大字放出兩地の年々豊穰を得るに至りしは、全く同人の力なり。之が爲め本地人民は今も毎年二月十一日には一般に業を休みて當日を紀念し、氏神たる比枝神社に參拜するを例とせり。(本地河合與一郎氏所藏舊記による。)

## 比枝神社

比枝神社は、東方字中野にあり、大山咋神・大己貴神・天照皇大神を祀れり。創建の年月は詳ならず。

近江國滋賀郡坂本村日吉神社の分靈を勸請せしものならんといふ。今の社殿は安永五年三月十一日の



願教寺

建築なり。もとの宮・中の宮・下の宮の三社ありて、何れも山王權現と呼び、其の中の宮に大山咋神・大己貴神及び天照皇大神を祀り、上の宮・下の宮に天照皇大神を奉祀せしが、弘化二年三月十五日上・下の兩宮を中の宮に合祀せられて一社となりしもの即ち今の當社にして、明治五年村社に列せらる。境内は貳百六拾四坪を有し、本殿の外に社務所を存す。末社に大將軍神社・天滿神社あり。氏地は本地一圓と北河内郡諸堤村大字諸口字德庵の一部、秋祭は十月二十二日・夏祭は七月二十五日なり。

願教寺は字下今津にあり、寶積山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。もとの道場たりしが、天和三年五月初めて寺號を定めて獨立の一寺となれり。境内は貳百參拾七坪を有し、本堂・庫裏・同建添を存す。寺寶に川越の名號といへるあり、由來書に依れば、文明九年三月中旬蓮如上人六十三歳のとき、出口村の光善寺より泉州の堺津に赴かんとして當地に來られけるに、大雨降り續きて大和川の流水漲りしが爲め、農民下野市耶兵衛の宅に止宿せられ、其の夜市耶兵衛は上人の法話を聽きて深く同上人に歸依し、翌朝いと別を惜みしかば、上人之を憐み、自ら染筆して與へられたるもの即ち是れにして、其の子孫相繼ぎて傳へ、後當寺に移りしものなりといふ。

圓通寺

圓通寺は字上野にあり、幽谷山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は貳百貳拾六坪を有し、本堂・庫裏・同建添・土藏を存す。

稱恩寺

稱恩寺は字下今津にあり、歸命山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月

源正寺

は詳ならず、もと道場にして寺名なかりしが、明治十一年十二月二十六日今の寺名を公稱せり。境内は壹百四拾坪を有し、本堂・庫裏を存す。

源正寺は字寺野にあり、源正山と號し、融通念佛宗大念佛寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。開基は源正なり。境内は貳百壹坪を有し、本堂・庫裏・同建添・土藏・納屋・門を存す。外に觀音堂あり。

本地は寛永十四年より徳川氏代官の支配となり、貞享四年大坂定番遠山主殿頭正亮の役知に移り(遠山正亮は武藏に依り、元祿六年卒す)、元祿六年徳川氏代官の支配に歸し、天保九年に至り村高九百六石五斗の内、四百參拾九石貳合は京都所司代間部下總守詮勝の役知となり、其の四百六拾七石四斗九升八合は依然徳川代官の支配たりしが、間部氏の役知は同十一年同所司代牧野備前守忠雅・同十五年同酒井若狹守忠義・嘉永四年同内藤紀伊守信親・同五年同脇坂淡路守安宅・安政四年同本多美濃守忠民・同五年同酒井若狹守忠義の役知を経て、文久二年老中牧野備前守忠恭の役知に轉じ、同三年京都所司代稻葉長門守正邦の役知に移り、元治元年同松平越中守定敬の役知に換り、明治元年の初めに御料となりて北條相模守氏恭の當分取締に移りしも、同年六月大阪府司農局の支配となる。又徳川代官の支配地は、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初めに御料となりて同人に當分預けなりしも、同年六月二十二日大阪府司農局の支配となる。是に於て全村同一管治に歸し、同七月南司農局に屬し、同二年正月二



十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄となる。而して同縣區畫の制定あるに及び、同五年二月河内國第十區に編入、同七年一月二十二日第二大區二小區に入り、同四月十三日其の五番組に屬し、同九年十二月七日番組廢せられて第二大區二小區となり、同十三年四月十四日枚方郡役所部内となりて、同月二十三日第一聯合に屬し、同十四年二月七日大阪府の管轄に歸し、翌三月五日聯合を離れて獨立し、同十七年七月一日第三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字三組

本地はもと新開池の池床たりしが、寶永元年大和川轉鑿の後、之を開拓して三組新田と名づけ、河内國茨田郡に屬す。明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、今津村を併せたる區域に依りて一村を設け、今津村と名づけて其の大字となり來りしも、同三十五年四月一日同今津村の全部は東成郡榎本村に合併せられて、本地は其の大字となり、尋で同四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字三組と稱す、其の地は三ヶ所に點在する地域を組合せて成れり、故に三組の名を附せしものなりといふ。北なる一ヶ所の内には上の大ヶ・道場島・川添・下の大ヶ・北原の字地あり、其の下なる菱江川と代地川を隔てたる一ヶ所には諸島の字あり、又楠根川を隔て、其の南なる一ヶ所の内には、笹關及び小堤

の字地を存す。其の地は何れも狹長にして幅員一ならず、大字放出・同今津及び中河内郡高井田村大字森河内、楠根村大字菱屋中・同稻田・同橋本の間に挿まりて、蠅蜒曲折驚蛇の畸形を爲せり。本地は正徳元年より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して多羅尾織之助に至り、明治元年の初め新に御料となりて同人に當分預けとなりしも、同年六月二十二日大阪府司農局の支配に移り、同七月南司農局に屬し、同二年正月二十日河内縣の管轄に換り、同年八月二日更に堺縣の管轄となる。而して其の後の管轄及び區畫の變遷は、大字今津に同じ。

大字	石	高	明治八年改正 有租地反別	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
放出	八四・八五〇	七・六〇一	一、八九六	一、八九六	一、八九六	一、八九六	一、八九六	一、八九六
下の辻	三三・七七〇	六・四一〇	九八	七・八一三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三	一、〇三三
今津	九六・三〇〇	一〇〇・九〇九	一、〇七七	一、一八・八〇九	一、一八・八〇九	一、一八・八〇九	一、一八・八〇九	一、一八・八〇九
三組	九三・三〇〇	九六・七元	一、〇七六元	一、〇七六元	一、〇七六元	一、〇七六元	一、〇七六元	一、〇七六元
計	二、五七・四三〇	二、五七・二〇三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三

### 第二十項 鯉江町

本町は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、今福村・蒲生村・布屋新田・新喜多新田の四ヶ



村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は鯉江川の上流にあるに依り、其の意を採りて鯉江村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて東成郡所屬たりしが、同二十九年四月一日同郡廢せられて更に東成郡に屬し、同三十年四月一日大阪鐵道線路城東線敷地東端以西を大阪市に編入せられて、大字新喜多新田の内及び同蒲生の一部は本村を去り、同時に本郡野田村の内字東七反田の西を通ずる井路の左岸以西の大阪市に編入せられたる殘部を本村に編入せられて、大字野田と稱す。同四十三年九月一日鯉江町と改稱し、同年十月二十一日大字野田を廢して其の全部を同蒲生に編入せり。

### 大字 今福

本地は古來關郡たりしが、後東成郡に屬す。もと榎並莊の内にして、今福村と稱す。東・北の二部落に分かれ、徳川時代には庄屋を異にせしといふ。東は榎本村大字放出及び同下の辻に接し、西は大字蒲生に連なり、南は大字新喜多に對し、同新喜多の開発以前にありては大和川の北岸にして、直に今の城東村大字鴨野に對しければ、放漫なる大和川の流路に當りて、洪水の被害は年として至らざるなかりしが、寶永元年大和川の轉鑿ありてより同川の被害は之を免るゝに至りしも、八箇庄井路は榎本村大字下の辻より來り、西部に赴きて大字新喜多に入り、北河内郡舊五箇庄・同門眞莊・同大庭莊

の悪水を排除せる門眞井路・五箇莊井路は復た同大字より來り、本地の中央に於て一川となり、其の下手なる三郷樋を経て鯉江川と呼ばれ、大字蒲生と同新喜多との間に入れり、川名は鯉魚の多く産するより起れりといふ。其の三郷樋といへるは、三箇の樋管を横に聯接して上記の三莊に因めり、故に此の名あり。其の之を設けしは井路水の淀川流水に挿止せられて排除せざるのみならず、却て逆流するを以て之を拒くが爲めに設け、各樋とも幅六尺・高一丈なりしが、淀川改良工事施行の結果同川常水面の低下に依り、井路水 排除は自然良好となりて復た逆流の虞なきも、樋門は高くなりて通水の便を缺き、却て舟の通行を害するに至りしかば、同流域に於ける北河内郡門眞村・庭窪村・二島村・三郷村・諸堤村・古宮村・守口町、及び東成郡榎本村・鯉江町の二ヶ町七ヶ村協議の結果、其の樋門を取拂ひて新に幅參間・延長貳拾間の運河を開鑿し、上下兩端に閘門を設けて、一は上流に於ける水の洄渦を拒ぎ、一は通船の便を圖るに決し、大正六年五月一日之が工事に着手し、同九月十六日落成式を擧ぐ、工事費は壹萬六千餘圓なりしといふ。之が爲め關係町村は水利の便を増進し、且其の沿岸に於ける工業は發展せり。其の工事中即ち同年六月七日古代の獨木船を發掘したるは、往時に於ける其の地の川床たりしに依れるなるべし。而して本地及び大字蒲生、城東村大字鴨野は、慶長十九年の大坂役に於ける古戰場なり、今日本戦史の記する所を抄出せん。

今福・鴨野は大阪城の東北半里に在り、京橋口及び青屋口に通ず、二村、大和川を狭み、鴨野は其の左岸、今福は右岸に在り、相距



る僅に六町許、今福は又西の方蒲生村と相接し、片原備前島に至るへし、故に其の堤を稱して今福堤と云ひ、又蒲生堤と云ふ、今福鳴・野雨地の左右皆水田にして、人馬に便ならず、冬の役城兵今福堤を截断すること三所、柵を四重に設け之を守る、其の第一柵今福村を距る三町許、大野治長の部將矢野正倫・飯田家貞各三百人を以て之を守り、十一月廿三日に假橋を柵の後なる截断所に架し、銃手を以て之を掩護す、廿六日味爽東軍佐竹隊今福堤に進み、奮戦競ひ進む、正倫退く、と二三町、京街道の岐路に至り、東兵の爲めに殺さる、其部下悉く死し、家貞も亦斃る、殘兵退きて片原町の柵(西)を守る、佐竹義宣馬を進めて指揮し、片原町に至り城兵を撃退す、木村重成城中に在り、之を見て出戦す、後藤基次亦之に赴き並ひ進む、時に日正午なり、重成・基次の兵合計凡三千に上り、氣勢大に振ひ、已にして渡谷政光を殲す、東軍周章其屍を敗むる能はず、後藤の兵之に乗じて吶喊柵を破て入る、此時義宣は今福村の西端に在り、先頭部隊の敗退を見て憤恨し、親ら肩尖刀を振ひ、衆に先ち指揮するも、一人の返戦するなし、乃ち使を野野に遣し、援を景勝に乞ふ、景勝乃ち杉原親憲に命ず、親憲七百餘人を率ひ、進て大和川の中洲に至るも、水深くして渉るへからざるを以て、側面より城兵を銃撃せしむ、兩軍以て交戦す、

皇大神宮

皇大神宮は字東西にあり、天照皇大神・大己貴命・宇豆賣命を祀れり。創建の年月は詳ならず。文祿三年檢地奉行木下與右衛門の檢地帳には、當時以前より社地の壹反四畝四歩は除地たりし旨を記し、延寶七年八月七日總奉行安達文右衛門の檢地帳にも、同反別を除地とせり。宮座二十一人ありて、年長の者六人祭祀及び神田の事務を掌り、社殿は天保十三年三月十八日青山下野守の認可を得て修理せり、今の社殿是れなり。明治五年村社に列し、大正元年十一月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は五百參坪壹合六勺を有し、裡に本殿・幣殿・拜殿・神樂殿・社務所等相駢び、板の大本四本亭立し、

其の大なるものは周圍壹丈五尺に及び、枝葉鬱葱せり。末社に道祖神社・稻荷神社あり。稻荷神社はもと大和川堤の字狐山にありて、俗に小女郎稻荷と呼び、大和郡山の源九郎稻荷・和泉の葛葉稻荷と共に稱せられて、其の名世に聞えければ、一時賽者群集して、地獄橋即ち今の今福警察分署の前なる極樂橋(幕地の通路に當り故に此の名あり)の附近は、茶店軒を連ねしといふ。氏地は本町一圓にして、例祭は十月二十二日・夏祭は八月一日なり。

榮照寺

榮照寺は同字にあり、清涼山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百參拾五坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓堂を存す。

今福寺

今福寺は同字にあり、良向山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地に眞宗大谷派の寺院なかりしかば、檀徒は協議して之が設立を圖り、明治十三年五月十日一寺を創立して堂宇を造營し、同年六月十四日より寺號を公稱せしもの即ち當寺にして、境内は壹百貳拾九坪を有し、本堂及び庫裏を存す。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配たりしが、天保九年大坂城代の役知となり、同城代繼承して牧野越中守貞明に至り、明治元年の初め新に御料となりて櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となりしも、同年六月大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あ



るに及び、同五年五月東成郡第三區十三番組に入り、同八年四月三十日第五大區三小區十三番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第五大區三小區となり、同十二年二月十日東成郡役所部内となり、同月二十一日第二十分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 蒲生

本地は古來東成郡に屬し、もと榎並莊の内にして、蒲生村と稱す。明治三十年四月一日大阪鐵道城東線以西壹町七反四畝七歩の地は、大阪市北區に編入(新喜多町の内)せられて本地を去り、同四十三年十月二十一日大字野田を廢せられて、其の全部六町七反貳拾壹步七合を本地に編入せらる。大字今福の西に連りて鯉江川は其の南邊を流れ、古來蒲穗の産地にして、村名も是れに因めり。蒲穗は黒赤の兩種ありて數奇屋の天井・椽側の筵に用ひられ、附近各村皆産せざる所なきも、本地の産は特に其色美にして尺長かりしといふ。

### 蒲生の墓

蒲生の墓は鯉江川の堤防北側にあり、蒲生は一に加茂に作る。八畝貳拾五歩の面積を有し、千日・小橋・梅田・濱・葭原・飛田と共に數へられたる大坂七墓の一にして、以前は毎年七月十五日の晩景に至れば、老若男女群を爲して其の迎佛を拜するを例とし、堤防上には小店を出せる商人さへありしといふ。

### 若宮八幡大神宮

若宮八幡大神宮は字北向にあり、八幡大神を祀れり。創建の年代は詳ならざれども、其の靈代は高さ壹尺五寸許の乗馬し給へる古木彫にして、風丰煥發神威凜然たる優秀の作なりといふ。明治五年村社に列せらる。境内は貳百參拾壹坪を有し、本殿・拜殿・神具庫・冠木門を存す。末社に稻生神社あり。氏地は本地一圓にして、秋祭は十月二十一日・夏祭は七月二十一日なり。

### 正福寺

正福寺は同字にあり、清涼山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天正十九年の創立なり。境内は貳百拾四坪を有し、本堂・庫裏・土藏・藥醫門を存す。

本地は元祿元年より徳川氏代官の支配たりしが、天保十年大坂城代の役知となり、同城代繼承して牧野越中守貞明に至り、明治元年の初め新に御料となりて櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となり、同年六月大阪府司農局の支配に移りしが、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月東成郡第三區十二番組に入り、同八年四月三十日第五大區三小區十二番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第五大區三小區となり、同十二年二月十日東成郡役所部内となり、同月二十一日第二十分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。



## 大字布屋

本地はもと大和川の川床なり、寶永元年開墾せられて布屋新田と稱し來りしが、明治四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字布屋と稱す。楠根川の北に位置し、榎本村大字放出と大字新喜多の間に挟まれたる狭長の地なり。地名は開發者の屋號に因めるもの、如く思はるれども、記録に接せざるは憾むべし。

本地は開拓の年より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初めに新に御料となりて、翌二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月東成郡第二區四番組に入り、同八年四月三十日第五大區二小區四番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第五大區二小區となり、同十二年二月十日東成郡役所部内となり、同月二十一日第十分區に屬し、同十三年七月二日新喜多新田と二ヶ村聯合し、同十七年七月一日第十一戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

## 大字新喜多

本地はもと大和川の川床たりしが、寶永元年開墾せられて新喜田新田と呼び、東成郡に屬し、明治三十年四月一日大阪鐵道城東線敷地東端以西の參町八反八畝貳拾貳歩は、大阪市北區に編入せられて本地を去れり、今の同區新喜多町の大部是れなり。同四十三年十二月より新田の稱を用ひず、單に大字新喜多と稱す。字地に島崎・平賀・喜澤・川越・築留等の名あり。

其の地は前記の如く舊大和川流域の開墾せられたる所なり、故に狭長の地形を爲し、北は西より大阪市の北區野田町及び本町大字蒲生・同今福を経て、榎本村大字放出・本町大字布屋に接し、南は西より城東村大字鴨野・同天王田・同左專道に接する間を舊川筋に沿ひ、西は大阪市北區相生町の東端より東南東に蜿蜒し、東は中河内郡高井田村の本地と同名なる大字新喜多に連れる一大長蛇の形を爲せるは、天下稀に見るの地形たりしが、前記新喜多町に屬する部分を失ひしを以て、幾分短縮して現況を爲せしも、狭長本地の如きは尙世に稀なるべし。其の大和川の川床たり、且河内國諸水の同川に會注せる地點たりしを以て、往時の遺影を語れるは單に地形のみならず、川渠の流にも復た其の俤を殘せり、即ち楠根川は榎本村大字今津の下今津より同村大字放出・本町大字布屋を経て流れ、中河内郡高井田村大字新喜多より注げる長瀬川と南邊を隔堤並行し、字天王田前に於て長瀬川に入り、古大



和川と呼ばれて流れ、又今津放出悪水井路・六郷川・寢屋川は榎本村大字放出及び同下の辻の境より來り、又八箇庄井路も大字今福より來り、寢屋川に新喜多橋あり、同橋の北に八箇庄井路の八箇庄樋あり、南に六郷川・今津放出悪水井路・古大和川の新橋あり、六郷川・今津放出悪水井路は同新橋を過ぎ、八箇庄井路は八箇庄樋を過ぎ、新喜多橋の下に於て寢屋川に注ぎ、古大和川は其の少し西にて寢屋川に入りて一川となり、西に向ひて大阪市北區の新喜多町と城東村大字鴨野の間に去る。故に本地は水を包み、又水に包まれたるかの觀を呈せり。其の水利に富めること此の如くなるを以て、大阪市膨脹の餘勢は沿岸の工業を促進し、隣地大字今福及び同蒲生と共に、漸次市街化せられて舊觀は殆ど一變せり、桑滄の變驚くべし。

本地の領主及び區畫の變遷は、明治十年九月十八日までは區畫に異同なく、同年十一月六日市街接近町村たるを以て第五大區二小區一番組となりたるの外は、大字布屋に同じ。

大字	石高	明治九年改定 有租地反り	明治九年一月 一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年五月 末日現在人口	大正九年十月一日 國勢調査の人口
今福	1,110.0石	67,618	2,337	10,711	2,017		
蒲生	3,310.0石	43,526	770	9,637	626		
布屋	2,620.0石	33,716	3,710	3,710			
新喜多	2,720.0石	30,000	5,616	3,016	5,616		

計

1,860.0石

145,760

5,433

19,654

10,911

11,211

15,926

### 第二十一項 榎並町

本町は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、野江村・關目村・内代村の三ヶ村は、從來團結の習慣あり、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は往時榎並莊に屬し、且榎並城のありし所なるに依り、榎並村と名づけて、各村は其の大字となり、舊に依りて東成郡所屬たりしが、同二十九年四月一日同郡廢せられて更に東成郡に屬し、大正三年十月一日村名を改めて榎並町と爲し、翌十一月一日より大字野江を野江南之町・野江中之町・野江東之町・野江巽角、大字内代を内代、大字關目を關目と改稱す。

### 野江南之町・野江中之町・野江東之町・野江角巽

本地は古來關郡たりしが、元祿年間東成郡に屬す。もと榎並莊の内にして、野江村と稱す。大正三年十一月一日部内を分ち地區を按排して、西南は大阪市・北は大字内代・東は龜岡街道支線を中心迄を野江南之町、西は龜岡街道支線を中心・東は京阪電氣鐵道線を中心・南は鯉江町・北は大字内代・同關目及び城北村・古市村迄を野江中之町、西は京阪電氣鐵道線を中心・東は大字關目及び鯉江町・南は鐵道



院櫻の宮線の中心・北は大字關目及び京阪電氣鐵道線の中心迄を野江東之町、西南東は鯉江町・北は鐵道院櫻の宮線の中心までを野江巽角と改稱せらる。傳へいふ、榎並莊は往古數萬の榎の大木ありて、森然として鬱葱せるが中に鬼女の棲めるありて、往來の人を惱ませしかば、北面の侍なる橋氏等三十六人勅命を奉じて討ちて之を誅し、其の害を除けり、依て朝廷其の功を賞し、其の地を以て之に與へられしかば、其の樹木を伐採して之を開墾し、三十六人の者之を領有し、以て子孫に傳へ、天正年中に至る迄繼續せり、莊名は是れより起れりと。又或はいふ、榎並莊の開発は聖武天皇の御宇神龜年間にありと。

榎並城址

水神社

榎並城のありし所なれども、今其の址は詳ならず。城は三好宗三の築きて、其子右衛門大夫勝政をして守らしめたる所なりしが、天文十八年六月宗三は當城を出て江口の渡を越え、江口城に入りて據り、三好長慶の爲に攻められて戦死しければ、勝政は當城を棄て、瓦林城に出奔せしといふ。水神社は野江中之町の字宮浦にあり、彌都波能賣神を祀れり。傳へいふ、天文年間三好宗三は榎並城の水害を蒙ること尠からざるを以て、家臣に命じて神籬を起し、彌都波能賣神に水害除難の祈禱を行ひしに神德顯著なりしかば、小祠を建營して同神を祀りしもの當社の起原なり。後豊臣秀吉も崇敬厚く、時々幣帛を奉りて國家泰平武運長久を祈り、元祿十六年九月降雨日を累ね、洪水大に臻りて海と化し、里民悉く困難しければ、鈴木久太夫なる者當社に快晴を祈りしに、靈驗顯著にして降雨頓に

息み洪水減退せりと。邑の産土神にして明治五年村社に列し、大正四年六月神饌幣帛料供進社に指定せらる。境内は壹百七拾參坪七合九勺を有し、本殿・拜殿・繪馬所・社務所を存す。例祭は十月二十日・夏祭は七月二十日なり。

來迎寺

來迎寺は同町字江の口にあり、荷香山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百五拾五坪を有し、本堂・庫裏・座敷・鐘樓・藥醫門を存す。

本地は元祿元年より徳川氏代官の支配となり、天保九年村高六百八拾壹石參斗貳升九合の内、參百七拾七石八斗四升貳勺九才は大坂城代の役知となり、其の參百參石四斗八升八合七勺壹才は依然徳川代官の支配たりしが、徳川代官の支配地は同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に屬す。又大坂城代の役知は同城代繼承して牧野越中守貞明に至り、明治元年の初め新に御料となりて櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となり、同年六月大阪府司農局の支配に屬す。是に於て全村同一管治に歸し、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に移り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月東成郡第三區十二番組に入り、同八年四月三十日第五大區三小區十二番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第五大區三小區となり、同十二年二月十日東成郡役所部内となり、同月二十一日第二十一分畫に屬し、同十



三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十三戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 關目

本地は古來關郡たりしが、元祿年間東成郡に屬し、もと榎並莊の内にし、關目村と稱す。

須佐之男尊神社

須佐之男尊神社は字宮浦にあり、須佐之男尊を祀れり。由緒は詳ならず。明治五年村社に列せらる。

境内は壹百六拾五坪にして、本殿・拜殿・社務所を存す。氏地は本地一圓及び野江の一部にして、秋祭は十月二十日・夏祭は七月二十日なり。

善福寺

善福寺は字村前にあり、寶華山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は壹百拾五坪八合五勺を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地は享保元年より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初めに御料となり、翌二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して其後の區畫の變遷は、舊野江に同じ。

### 内代

本地は古來關郡たりしが、元祿四年東成郡に屬す、もと榎並莊の内にして、内代村と稱す。俗に「うちむだい」と呼べり。

雲觀寺

雲觀寺は字馬作にあり、紫雲山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。由緒は詳ならず。境内は六拾坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は寛永二十年より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初めに御料となりて櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となり、同三月一日兵庫裁判所の支配に移り、同五月二十三日大阪府司農局の支配に歸し、同七月北司農に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して其の後の區畫の變遷は、舊野江に同じ。

大字	石高	明治九年改正 有租地反別	明治九年一月一日現在人口	町村制施行 當時の反別	町村制施行 當時の人口	大正元年三月末日現在人口	大正九年十月二日 國勢調査の人口
關目	六六・三三〇	六六・〇〇三	一五二	七・九一六	一四〇	一四〇	一四〇
内代	三三・九三〇	一四・九〇九	六六	一・七二八	一四〇	一四〇	一四〇



計

一 1774: 250 1774: 250 1774: 250 1774: 250 1774: 250

三二八

### 第二十二項 城北村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、赤川村・荒生村・中村・江野村の四ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は往時の榎並城の北にあるに依り、村民の希望を納れて城北村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて東成郡所屬たりしが、同二十九年四月一日同郡廢せられて更に東成郡に屬し、同三十年四月一日都島村の内毛馬・友淵の兩大字を本村に編入せらる。舊都島村は明治二十二年四月一日の町村制施行に際し、善源寺村・中野村・澤上江村・毛馬村・友淵村の五ヶ村は、其の當時に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其の地は往古澁江に散在せる洲渚にして、豊碕の皇居に接近したるを以て、其の意を採りて都島村と名づけ來りしも、同村の内大字善源寺字九ヶ惡水路の右岸以南なる善源寺・澤上江・中野の三大字を、大阪市の北區に編入せられしかば、其の殘部たる此の毛馬・友淵の兩大字を本村に編入せられたるものなり。同二十九年度より着手せられし淀川改良工事の爲め、參拾四町貳反壹畝拾歩の地は同川敷となる。

### 大字 赤川

本地は元祿元年まで關郡たりしも、同年東成郡に屬す。もと榎並莊の内にして、赤川村と稱す。西北に淀川を繞らし、河を隔て、西成郡豊里村大字菅原に對し、明治二十九年度より着手せられし淀川改良工事の爲め、拾貳町八反壹畝拾九歩の地は買収せられて同川敷となる。

日吉神社は中央字宮西にあり、大山昨命を祀れり。創建の年月は詳ならず。近江國坂本日吉神社の分靈を勧請せしものなりといふ。明治五年村社に列せらる。淀川改良工事の爲め同三十四年五月二十九日境内を變更して社殿を移轉せり。境内は參百人拾壹坪を有し、本殿・繪馬所・社務所を存す。末社に稻荷神社あり。氏地は本地一圓にして、祭日は十月二十八日なり。

可笑庵は字馬場先にあり、天台宗山門派天鷲寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。享保十年三月の創立なり。文政七年檀中の協力を以て再建せり。もと隣地にありしが、明治三十五年六月現在の所に移轉せり。境内は參拾坪を有し、本堂・庫裏を存す。

佛現寺は同字にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基證開は安永九年本願寺法如法主の直弟となり檀家の協力を得て創立せり。境内は壹百貳拾貳坪を有し、本堂及び庫裏を存す。

專宗寺は字西垣内にあり、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。永正十六年八月信徒の協力

日吉神社

可笑庵

佛現寺

專宗寺



を得て善積の開創なり。境内は壹百六拾九坪を有し、本堂・庫裏・門を存す。

本地は元祿元年より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となり、同二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月廿日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月東成郡第三區四番組に屬し、同八年四月卅日第五大區三小區四番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第五大區三小區となり、同十二年二月十日東成郡役所部内となり同月廿一日第十五分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十四戸長役場の管理區域に入りて、同廿二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字荒生

本地は古來東成郡に屬し、もと榎並莊の内にして、蒼生村と稱せしが、後誤りて荒生の字を用ひて今は「なぎ」と呼べり。攝陽群談には「薙生」と書せり。字地に池川といへるあり、攝津志村里の條に「蒼生屬邑」と記せるは、此の字地を指せるものならん。

蓮生寺は字小反的にあり、糸櫻山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。本地住人教信本願寺蓮如法主の直弟となり、文明九年檀家の協力を得て創立せり。境内は參百八拾五坪を有し、

蓮生寺

本堂・庫裏・土藏・鐘樓・藥醫門を存す。

常宣寺は字池川にあり、指月山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。應永四年二月開基智正本願寺巧如法主の直弟となり、檀家の協力を得て創立せり。境内は壹百九拾七坪を有し、本堂・庫裏・書院・土藏・鐘樓・太鼓樓・藥醫門を存す。

常宣寺

本地は元和三年より徳川氏代官の支配となり、天明五年戸田越前守の領地に換り、同八年再び徳川代官の支配に歸し、寛政二年松平乗容の領地に轉じ、同六年三たび徳川代官の支配に歸し、天保三年大坂城代の役知となり、同城代繼承して牧野越中守貞明に至り、明治元年の初め新に御料となりて櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となり、同年六月大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月東成郡第三區五番組に入り、同八年四月三十日第五大區三小區五番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第五大區三小區となり、同十二年二月十日東成郡役所部内となり、同月二十一日第十五分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。



大字中

本地は古來關郡たりしが、後東成郡に屬し、もと榎並莊の内にして、中村と稱す。往時は淀川の川尻に當る所なりしを以て大河尻と稱し、京都より西國に通ずる川船の要津となりて繁榮せしといふ。土佐日記に「二月六日みをつくしのもとより出て、難波津に来て河尻に入る、みな人々女おさなきものひたひに手をあて、よるこぶことふたつなし」と記せるも此の地なるべく、江口と同じく遊女などの居りし所にて、遊女の居りしことは大和物語に見ゆ。

東

鑑 元暦二年十一月五日甲申、今日豫州攝津國河尻、翌六日於大物濱乘船云々、

大和物語

意子のみか(河尻)におはしましにけり。うかれ女にしるといふ者ありけり、めしにつかはしたりければ、まいりてさふるふ、かんちめ・殿上人・みこたちのあまたさふらひ給ければ、しもにとほくさふらふ、かうはるかにさふるふよし、うたつかうまつれとおほせられければ、すなはちよみてたてまつりける、

濱千鳥とひゆくかきりありければ雲たつ山をあはとこそ見え

とよみたりければ、いとかしこくめて給ふて、かつけものたまふ、

命に心にかなふのならばなにかわかれのかなしからまし

といふたも、此しのかよみたる歌成けり、

家

集

泪のみおほ川尻のかたなればよもなからへばゆかしと思ふ

俊

頼

繩御殿の址

重誓寺

光親の記に、壽永年中五條大納言國綱卿此の地を領し、高倉上皇嚴島行幸の時行宮を此に造り、其の營構甚だ盛なりと見え、今も俗に繩の御殿の址といへる所あり、是れ同行宮の址ならんか。字を北城と呼び、北方淀川堤に沿へり。其の繩の御殿と呼べるは、同國綱の造營して行宮に供し奉りしものなるを以て、世に之を綱の御殿と呼びたりしを、後綱を繩に誤り唱へたるものと思はる。俚傳に繩を以て設けたる行宮、即ち繩がらみの御殿なりしといへるは誤なるべし。其の行宮の設けられたるが如きも、繁榮の要津たりしに依れるならん。然れども今は全く農村と化して、往時の俤を偲ぶに由なし。重誓寺は字北城道西にあり、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。高倉天皇の詔に依り、繩御殿の行宮を以て寺と爲せしものにして、開基は島津忠久の二子友廣(法名賢淨)なりといふ。境内は四百八拾八坪を有し、本堂・庫裏・土藏・鐘樓を存す。

寒松寺

寒松寺は同字にあり、正岡山と號し、臨濟宗妙心寺末にして釋迦牟尼佛を本尊とす。正保三年南明和尚本地に來り、正岡丹後守法諱寒松院殿歇叟善林大居士墳墓の舊跡を追慕し、遂に一字の禪庵を建營せしもの當寺の起原にして、山號・寺號は之に因めり。貞享元年十月十五日開山南明遷寂の後、法弟等餘資を以て燈明佛具等の料田を附し、且開山の影像を安置せり。南明禪師開基の地多しといへども、同禪師に縁故の深きは當寺其の第一なり。境内は參百參拾六坪を有し、本堂及び庫裏を存す。

本地は元和元年より徳川氏代官の支配たりしが、天保九年四月大坂城代の役知となり、同城代繼承



して牧野越中守貞明に至り、明治元年の初め新に御料となる。其の後の管轄及び區畫の變遷は、明治十二年二月二十一日第十六分畫に屬したるの外は、大字荒生に同じ。

### 大字 江野

本地は古來關郡たりしが、後東成郡に屬す。もと榎並莊の内にして、江野村と稱す。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配たりしが、天保九年大坂城代の役知となり、同城代繼承して牧野越中守貞明に至り、明治元年の初め新に御料となりて櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となりしも、同六月大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月東成郡第三區六番組に入り、同八年四月三十日第五大區三小區六番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第五大區三小區となり、同十二年二月十日東成郡役所部内となり、同月二十一日第十六分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十四戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 毛馬

本地は古來關郡たりしが、後、東成郡に屬す。もと榎並莊の内にして、毛馬洲と呼びし所なるが、後毛馬村と稱す。明治二十二年四月一日都島村に屬して、其の大字となりしも、同三十年四月一日城北村に屬して更に其の大字となる。淀川は北西を環流し、明治二十九年度より着手せられし淀川改良工事の爲め、貳拾壹町參反九畝貳拾壹歩の地は買收せられて同川敷地となり、同川の分水點たる洗堰と閘門は、對岸なる西成郡豐崎町北長柄との間にあり。

善福寺は字戸の前にあり、日光山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。もと天台宗なりしが、中古頽廢し、住職教祐なるもの寛永十九年三月本願寺良如法主の弟子となり、檀家の協力を得て之を再興して更に轉宗し、字中小路にありしも、淀川改良工事の爲め明治三十三年十一月二十五日當所に移轉せり。境内は壹百六拾五坪五合を有し、本堂・庫裏・書院・浴室・納家を存す。

善福寺

蕪村出生地

蕪村は本地の人なり、姓は谷口、名は信章(長庚)、字は春星、夜半亭と號し、蕪青と改め、後更に蕪村と改む。又三果・東成・四明・謝寅・巴人・落日庵・老々庵・淳風庵・臥龍碧雲洞・紫孤庵・白雪堂・河南趙居・老雲等の號あり。其の姓を一に與謝とせるは、生母の家なる丹後國與謝郡に養はれしに依れるならん。人と爲り磊落にして物に拘らず、公貴に交りしも禮法を顧みず、漁獵を業として水際に家居し、錢あれば吟詠し、錢盡くれば出で、網を投げ、擔ひ去りて市に鬻ぎ、歸りには酒を買ひ來



りて復た吟詠に耽れり。初め江戸に出で、俳諧を内田活山に學び、後早野巴人に従ふて二世夜半亭と號せり。其の蕪青又は蕪村と號せしは、蕪の産地たる天王寺村に住せしことのあるに依れるならん、世に同村の産なりといへるは誤れり。俳諧を以て其の名の世に著れしのみならず、又畫に巧なり。畫は漢畫より入りて遂に一家をなし、其の行と共に當時の大雅堂と伯仲せりといふ。天明三年十二月二十九日六十七歳を以て歿す、或はいふ、七十歳なりしと。今其の作なる春風馬堤曲及び澗河歌を掲記せん。馬堤は毛馬堤をいへるなり。

余一日問耆老於故園、澗水過馬堤、偶逢女歸青郷者、先後行數里、相顧語、容姿嫵媚、癡情可憐、因製歌曲十八首代女述意、題曰春風馬堤曲、

春風馬堤曲 十八首

- やふ入や浪花を出て長柄川
- 春風や堤長うして家遠し
- 堤下摘芳草 荊與蕪寒路 荊蕪何妬情 翠裙且傷股
- 溪流石點々 踏石撮香花 多謝水上石 紗襖不沾裙
- 一軒の茶見世の柳老にけり
- 茶店の老婆子儂み見、戀慾に無恙を賀し且儂か春衣を羨む
- 店中有二客 能解江南語 酒錢擲三緡 迎我讓榻去

- 古驛三兩家 猶兒妻を呼妻來らす
- 呼雛籬外鷄 籬外草滿地 雛飛欲越籬 籬高墮三四
- 春草路三又中は捷徑あり我を迎ふ
- たんほ、花咲り 三々五々 五々は黄に 三々は白し 記得す去年此路よりす
- 憐みとる 蒲公莖短して乳を泡やにせり
- むかしくしきりにおもふ慈母の恩
- 慈母の懐袍別に春あり
- 春あり成長して浪花にあり
- 梅は白し浪花橋邊財主の家 春情まなひ得たり浪花風流
- 郷を辭し弟に負て身三春 本をわすれ末を取接木の梅
- 故郷春深し行々て又行く
- 楊柳長堤道漸くくたれり
- 嬌首はしめて見る故園の家 黄昏戸に倚る白髮の人 弟を抱き我を待春又春
- 君不見古人太祇か旬
- 藪入の宿るやひとり親の側







江野	三〇、三三〇	六、五二八	二六	三〇、三二九	一六〇	
毛馬	九五、一五〇	七、六四七	四七	八五、七〇一	四七	
友淵	三三、七四〇	二、四〇八	二五	三〇、九二二	二〇	
計	四、八〇、〇五〇	三、五三、三〇六	二、五五	三、四、七〇八	二、九八	三、九五九
						八、八〇〇

### 第二十三項 古市村

本村は明治二十二年四月一日町村制の施行に際し、南島村・森小路村・今市村・千林村の四ヶ村は、其の當歸に於ける同一戸長役場の所轄區域にして、地形民情共に合併するを便とするを以て、其の區域に依りて一村を設け、其地は往時古市と總稱せし所なるに依り、採りて以て古市村と名づけ、各村は其の大字となり、舊に依りて東成郡所屬たりしが、同二十九年四月一日同郡廢せられて更に東成郡に屬す。

### 大字 南島

本地は古來東成郡に屬し、もと榎並莊の内にして、南島村と稱す。本地及び他の各大字は往時總稱して古市の稱あり、思ふに古市郷の地たりしなるべし。郷名は和名抄に「東生郡古市郷不置」と見ゆるも

の是にして、郷名廢して其の稱残り、古市と呼びしものならん。

大宮神社は北方字宮にあり、もと大宮八幡宮と稱し、應神天皇を祀れり。攝津志に南島神社と記せるは當社なり。後鳥羽天皇の勅額を藏めたれども、勸請の年月は詳ならず。大坂城の鬼門に當れるを以て祈禱を命せられ、毎年正・五・九月には城代又は名代の參拜ありて、玉串を納むるを例とせしといふ。往時は社殿宏壯、境内も廣くして、南方拾町餘なる京街道に一の鳥居を存し、其の間は當社の馬場前にして、兩側に松並木ありしも、後漸次荒廢に委せられたる爲め、境内は縮少し社殿は朽壞して、舊觀を失ひ、天明・寛政の交に至り、祠官廣淵肥後守拮据經營して漸く社觀を復し、朝廷より從五位下を授けられ、本地及び森小路・江野・内代の共祭たりしが、明治五年村社に列し、同四十年九月二十一日大字今市字高瀬の村社八坂神社(素盞)・大字森小路字森の同八幡大神宮(應神)・大字千林字一のタイマの同産土神社(大國主神)、同四十二年九月九日城北村大字荒生字北石橋の同八剱神社(不詳)・同村大字中字北城道の同八幡神社(別尊)・同村大字江野字里中の無格社天滿神社(菅原)・同村大字友淵字上外島の同十五神社(天照大神・住吉・三熊野・廣田・三十三川・白山・子守・生野・布留・大原・春日・稻荷・松尾・加茂・八幡)を合祀し、同四十五年四月二十二日今の社名に改稱せらる。境内は五百八拾八坪を有し、本殿の外に拜殿・神輿庫・神庫・神樂所・御供所・繪馬所・社務所を存し、末社に高良神社・稻荷神社・若宮八幡宮あり。今の氏地は本村一圓及び清水村大字貝脇、城北村大字江野・同中・同荒生・同友淵、榎並村の内代にして、秋祭は十月二十五日・夏祭は七月二



善立寺

十五日なり。

善立寺は字里にあり、佛照山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。天文二十三年本願寺證如法主の直弟周道なるもの、檀家と協力して創立せし所なり。境内は九拾參坪にして、本堂・庫裏を存す。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配となり、天保九年に至り村高六百四拾七石五斗五合の内、參百八拾貳石四斗四合七勺壹才は大坂城代の役知となり、殘高貳百六拾五石壹斗貳勺九才は依然徳川代官の支配たりしが、同代官支配地及び大坂城代の役知とも各繼承して、前者は同代官齋藤六藏、後者は同城代牧野越中守貞明に至り、明治元年の初め新に御料となりて櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となりしも、齋藤六藏の舊支配地は同三月一日兵庫裁判所の支配となり、同五月二十三日大阪府司農局の支配に歸し、牧野貞明の役知は同六月同じく大阪府司農局の支配に歸せり。是に於て全村同一管治となり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月東成郡第三區六番組に入り、同八年四月三十日第五大區三小區六番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第五大區三小區となり、同十二年二月十日東成郡役所部内となり、同月二十一日第十六分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十五戸長役場の管理區域に入りて、同

二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

### 大字 森小路

本地は古來關郡たりしが、後東成郡に屬し、もと榎並莊の内にして、森小路村と稱す。

正嚴寺は字内森にあり、高木山と號し、眞宗東本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。元祿年中淨圓の有志と協力して開創せし所なり。境内は參百五拾坪を有し、本堂・庫裏を存す。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配たりしが、天保九年大坂城代の役知となり、同城代繼承して牧野越中守貞明に至り、明治元年の初め新に御料となりて櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締となりしも、同年六月大阪府司農局の支配に移り、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月東成郡第三區七番組に入り、同八年四月三十日第五大區三小區七番組に改まり、同十年九月十八日番組廢せられて單に第五大區三小區となり、同十二年二月十日東成郡役所部内となり、同月二十一日第十六分畫に屬し、同十三年七月二日一村獨立し、同十七年七月一日第十五戸長役場の管理區域に入りて、同二十二年四月一日の町村制施行に至れり。

正嚴寺



### 大字今市

浄願寺  
 本地は古來東成郡に屬し、もと榎並莊の内にして、今市村と稱す。字地に高瀬といへるあり。  
 浄願寺は字前脇前にあり、日光山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。開基浄空は本地の郷士にして、永正七年七月中旬本願寺實如法主に歸依して當寺を創立せり。境内は壹百參拾九坪を有し、本堂・庫裏・藥醫門を存す。

本地は元和年間より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して齋藤六藏に至り、明治元年の初め新に御料となりて櫻井遠江守・九鬼長門守の當分取締りとなりしも、同年三月一日兵庫裁判所の支配に移り、同五月二十三日大阪府司農局の支配に歸し、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に轉じ、同年八月二日兵庫縣の管轄に移り、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して其の後に於ける管轄及び區畫の變遷は、明治十二年二月二十一日第十七分畫に屬したるの外は、大字森小路に同じ。

### 大字千林

本地は古來關郡たりしが、貞享二年東成郡に屬し、もと榎並莊の内にして、千林村と稱す。淀川に

強頸絶間  
絶間池

沿ひ、河内國の舊茨田郡に接し、往時に於ける茨田堤の末に當れる所にして、絶間の池あり、強頸絶間の址なり。絶間は一に斷間に作る。絶間は仁徳天皇十一年決潰せし茨田堤の兩所を修築し給ひしとき、河内の人茨田連衿子及び武藏の人強頸の二人贊となるに決し、強頸の水に投じて築堤成就せしもの即ち此の強頸絶間なり。同絶間の址に残れる池なるを以て此の名を存し、攝津志及び攝津名所圖會は、共に古來より河州茨田郡に屬すと記せり。思ふに其の記せるが如く、同池及び所在の本地はもと河内茨田郡所屬たりしも、中古郡界の錯亂に依りて當國に轉屬せしものならん。池は今其の水乾涸せり。

(因にいふ、衿子絶間は北河内郡友呂岐村大字太間にあり)

良 玉 戀わひておつる涙もつもるかなあはぬ絶間の池とならん 常 陸

眞光寺

眞光寺は字寺の内にあり、清涼山と號し、眞宗西本願寺末にして阿彌陀佛を本尊とす。創立の年月は詳ならず。往時は浄土宗なりしが、法順なるもの明應五年三月本願寺蓮如法主の直弟となり、檀家の協力を得て再建中興して轉宗せり。境内は貳百拾坪を有し、本堂・庫裏・鐘樓・茶所・藥醫門を存す。  
 本地は元和年間より徳川氏代官の支配となり、同代官繼承して内海多次郎に至り、明治元年の初め新に御料となりて、同二月大阪裁判所司農局の支配に移り、同五月二日大阪府司農局に改まり、同七月北司農局に屬し、同二年正月二十日攝津縣の管轄に換り、同年八月二日兵庫縣の管轄に轉じ、翌九月十九日大阪府の管轄となる。而して同府區畫の制定あるに及び、同五年五月東成郡第三區八番組に